

第15卷第1号
2022年3月

新潟青陵学会誌

JOURNAL OF NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY

目 次

原著

伊藤 充

官立師範学校の地方教育制度の確立に果たした役割

－官立新潟師範学校卒業生の進路分析を通して－…………… (1)

研究報告

齊藤 勇紀 小林 智

個別の指導計画作成における包括的モデルの導入によるASD児の遊びの変化 … (13)

李 在億 小澤 薫 斎藤 まさ子 中原 敦子 寺口 祐司

ひきこもりの実態把握と当事者・家族に寄り添った支援について

－新潟県津南町での実態調査を通して見えてきたもの－…………… (23)

小久保 志乃

社会福祉士実習指導者の指導力向上に資する研修のあり方に関する一考察

－テキストマイニングによる研究論文の内容分析を通して－…………… (35)

渡邊 路子 小根山 直子 小坂 智恵子 源氏 富貴子 鈴木 美和

A県内の事業場におけるCOVID-19流行時の

産業看護職が関わる産業保健活動の実態…………… (46)

石田 美緒 塚原 加寿子

愛着に問題をもつ子どもに対して養護教諭が行う支援の現状と課題…………… (55)

資料

小林 正子 池田 かよ子 小島 さやか 川崎 美奈 小見 江梨子 吉川 麻子

地方の小都市における母親の妊娠期の支援ニーズ…………… (68)

藤瀬 竜子 李 在億

子ども食堂と企業との「協働」を考察する

－「協働」関係を持続させるために必要な要素とは－…………… (77)

2021年度新潟青陵学会臨時総会 議事録 …………… (86)

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程・様式 1～3…………… (87)

官立師範学校の地方教育制度の確立に果たした役割 －官立新潟師範学校卒業生の進路分析を通して－

伊藤 充

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

The role of governmental normal schools in the establishment of regional education systems: Based on an analysis of the academic and career paths of graduates of Niigata Governmental Normal School

Mituru Ito

Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare and Psychology, Niigata Seiryo University

要旨

本論の目的は、これまで各大学区内の教員養成を行うことが役割であるとされてきた学制期の地方官立師範学校について、官立新潟師範学校を対象にその役割を明らかにすることである。都道府県教育史などから官立新潟師範学校卒業生に関する記述部分を検索・資料化し、卒業後3年間の進路別にグループ化した後、卒業生がどの分野に活躍したかを総合的に分析した。その結果、官立新潟師範学校卒業生は府県教員講習所・師範学校教員、地方教育行政官、小学校教員となって第6大学区内に限らず、他の大学区に進出して教員養成の役割を果たしていたこと、府県教員講習所・師範学校教員となった卒業生は現職教員講習から教員養成へ転換させる役割を担ったことが明らかになった。また卒業生が大学区を越えて進出する事例は、明治9年10月以降、特に多くなっていたことが明らかになった。

キーワード

教育制度、教員養成、教育行政、官立新潟師範学校、大学区

Abstract

This study seeks to clarify the role of state-run teacher training schools (shihan gakko) during the Gakusei period (1872–1879) by focusing on one such school in Niigata (Kanritsu Niigata Shihan Gakko). Their role has hitherto been thought to have been restricted to training teachers from their respective educational administrative districts. We began by creating a database by searching for comments related to graduates of the Niigata school within materials such as a series of histories of education of each prefecture and city (Toudoufukun kyouiku-shi). We then grouped the school's graduates based on the career path they chose in the three years following graduation and comprehensively analyzed the fields they worked in. As a result of this analysis, it was clarified that graduates of the state-run teacher training school in Niigata became i) members of the teaching staff at prefectural institutes for training in-service teachers (kyōin kōshū-sho) or teacher training schools (shihan gakko, ii) regional educational officials, and iii) elementary school teachers. Such graduates were found to not only play a role in teacher training in educational administrative district 6, but also to move into other educational administrative districts. The roles taken on by those graduates who became members of the teaching staff at prefectural institutes for training in-service teachers or at teacher training schools shifted from training in-service teachers to training new teachers. In addition, cases in which the graduates moved to roles in other educational administrative districts were seen to become particularly numerous from October 1876.

Key words

Education system, instructor training, educational administration, Niigata Governmental Normal School, university districts

I 問題の所在

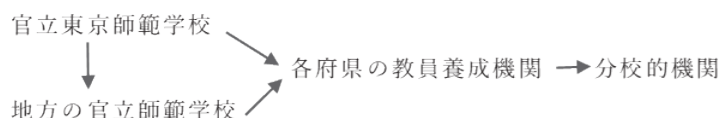
学制期の官立師範学校の研究については、中泉哲俊が官立の東京師範学校創立から6つの官立師範学校及び女子師範学校創設の経緯を明らかにし¹⁾、次いで篠田弘が各官立師範学校の機能について研究を進めた。篠田は官立師範学校の成立を3期に分け、それぞれの役割を次の第1期から第3期までに位置づけた。

第1期(明治5年5月－6年8月)は、東京に官立の師範学校が創設され、「全国師範学校ノ師範」として位置付けられた。第2期(明治6年8月－7年2月)は、官立大阪師範学校と官立宮城師範学校が創設され、大阪師範が第3・4・5大学区、宮城師範が第6・7大学区、東京師範が第1大学区の教員養成を担った。第3期(明治7年2月－10年2月・11年2月^{注1)})は官立広島・愛知・長崎・新潟師範学校が創設され、第1大学区は東京師範、第2大学区は愛知師範、第3大学区は大阪師範、第4大学区は広島師範、第5大学区は長崎師範、第6大学区は新潟師範、第7大学区は宮城師範がそれぞれの大学区の教員養成を担った²⁾。

そして、指導性及び教員派出の両面から、図1のような系統性が考えられるとした³⁾。

本論では、地方官立師範学校の一つである官立新潟師範学校^{注2)}の卒業生の進路を明らかにし、進路分析により、官立新潟師範学校の役割を明らかにする。また、進路先について、新潟県内、第6大学区内、第6大学区外など学制において設定された大学区の枠組みとどのようにかかわっていたのかを明らかにする。

図1 教員養成機関の系統性



出典：篠田弘，教員養成の史的研究－学制期における地方府県の教員養成機関の成立形態，教育学研究 33(2)，

1966；37

II 研究の方法

1. 研究の方法

本研究は次の手順で行った。

- 1) 「文部省報告」(『明治期文部省刊行集成 第10巻』歴史文献、1981年)から、官立新潟師範学校卒業生名簿を確定する。
- 2) 各都道府県教育史、都道府県史、市町村史、師範学校周年記念史等の刊行物などから、官立新潟師範学校卒業生の記述部分を抽出し図書館等で検索し集積する。
- 3) 上記資料を卒業生ごとに整理し資料化する^{注3)}。
- 4) それをもとに、卒業後3年間に限定して、師範学校に採用されたグループ、地方行政部署に進んだグループ、小学校教員になったグループなど進路ごとに考察する。
- 5) 4)の分析結果を総合的に分析し、官立新潟師範学校の果たした役割を明らかにする。

2. 倫理的配慮

本研究は、すでに公表されている文献を対象として分析し、データや論文等を引用する際は、出典を明示した。また、報告の内容や結論の正確さ、妥当性の検討に加えて、プライバシーの侵害や個人情報保護の観点から、表の記載については必要がない限り実名を避け、卒業生番号^{注4)}を用いて匿名化した。

III 官立新潟師範学校卒業生の進路分析

1. 出身地

官立新潟師範学校は第6大学区を中心である新潟県に置かれた。第6大学区とは、新潟

県、相川県（以上現新潟県）、新川県（現富山県）、置賜県、酒田県（以上現山形県の一部）、若松県（現福島県の一部）、長野県の6県を対象とする地域である⁴⁾。

卒業生82人の大学区ごとの出身地を表1に示す。

表1 国立新潟師範学校卒業生の出身地

	出身者	割合
第6大学区内	66	80%
（新潟県内）	64	78%
第6大学区外合計	16	20%
合計	82	100%

注）伊藤充『国立新潟師範学校を卒業した人々－明治期教育制度基礎資料』より作成

第6大学区出身者の割合は80%であり、第6大学区内の人材を教育するという役割を果たしていたことが分かる^{注5)}。しかし、内訳をみると新潟県出身が78%ととびぬけている。他の国立師範学校の所在県占有率で高いのが愛知県の45%であることを考えると異常な高さである。その理由として、当時新潟県の人口が日本一で教員需要が高かったこと⁵⁾、他の国立師範学校定員が100人だったのに対して新潟が40人に抑えられていたこと⁶⁾などによるものと考えられる。

2. 進路状況ごとの役割分析

卒業生82人の卒業後の進路状況を表2に示す。

表2 国立新潟師範学校卒業生の卒業3年以内の進路

	採用者	割合
第6大学区内	34	41%
（新潟県内）	(23)	(28%)
第6大学区外合計	32	39%
その他・不明	16	20%
合計	82	100%

注）伊藤充『国立新潟師範学校を卒業した人々－明治期教育制度基礎資料』より作成

第6大学区内に進んだものが41%に対して、第6大学区外に進んだものが39%であり、第6大学区内への供給だけでなく全国的供給の役割を果たしていたことが分かる。進路について、さらに師範学校・行政・小学校に分けて表3に示し、個別に分析する。

表3 国立新潟師範学校卒業生（卒業後3年）着任先

区分	大学区	人数	比率	内訳	人数	比率
師範学校	第6大学区内	34	41%	新潟県内	14	17%
				新潟県外	10	12%
	第6大学区外			第6大学区外	10	12%
行政	第6大学区内	10	12%	新潟県内	1	1%
				新潟県外	0	
	第6大学区外			第6大学区外	9	11%
小学校	第6大学区内	22	27%	新潟県内	8	10%
				新潟県外	1	1%
	第6大学区外			第6大学区外	13	16%
	不明	16	20%	不明	16	20%
合計					82	

注）伊藤充『国立新潟師範学校を卒業した人々－明治期教育制度基礎資料』より作成

1) 師範学校に採用されたグループ

卒業生のうち師範学校の教員となったのが41%の34人で、最も高い比率である。第6大学区内が24人、他の大学区が10人である。第6大学区内24人のうち新潟県が14人で、長野県6人、新川県（富山県）4人となっている。第6大学区外では、東京府2人、茨城県2人、山梨県2人、埼玉県・千葉県・滋賀県・福島県各1人である。新潟県師範学校、第6大学区内師範学校、第6大学区外師範学校がそれぞれ約3分の1ずつの割合となっている。

第6大学区内の教員養成を担うとされた国立新潟師範学校ではあるが、3分の1が第6大学区外の教員養成を行っていたことになる。さらに、新潟県、新潟県外に分けて分析を進める。

（1）新潟県小学講習所（後の新潟県師範学校）教員となったグループ

① 新潟県小学講習所の創設と卒業生の配置

新潟県小学講習所（明治10年から新潟師範学校となる）に採用されたのは表4に示す通り、14人である。

新潟県小学講習所は明治8年4月15日に新

表4 卒業後新潟県小学講習所（後の新潟県師範学校）に着任した官立新潟師範学校卒業生
（卒業後3年以内）

卒業 番号	卒業時 年齢	卒業年月	身分	卒業後の進路			出身地	
				大学区	着任した師範学校等及び役職	勤務地	大学区	県
1	33歳10	明治8年12月	士族	6	新潟県小学講習所助教諭監事		6	新潟県長岡
5	24歳6	明治8年12月	平民		新潟県小学講習所助教諭監事		6	新潟県
8	26歳10	明治8年12月	平民		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県
9	21歳6	明治8年12月	士族		新潟県小学講習所訓導	高田	6	新潟県新発田
10	35歳1	明治8年12月	平民		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県
11	30歳4	明治8年12月	士族		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県村上本町
12	22歳4	明治8年12月	士族		新潟県小学講習所訓導	新発田	7	山形県
13	23歳6	明治8年12月	士族		新潟県小学講習所訓導	長岡	6	新潟県
15	23歳2	明治8年12月	士族		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県
17	22歳4	明治8年12月	士族		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県
29	21歳5	明治9年10月	士族		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県高田
30	19歳9	明治9年10月	士族		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県新発田
42	26歳5	明治9年10月	士族		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県村上本町
70	29歳3	明治10年2月	士族		新潟県小学講習所訓導		6	新潟県村松

注）伊藤充『官立新潟師範学校を卒業した人々－明治期教育制度基礎資料』より作成

潟町西堀通の本覚寺に開所された。「講習所規條」に示された講習所の目的は「此校は管内小学教師タル者ヲシテ教則ヲ講習セシムル」であり、対象は現職教員で講習期間は30日間である⁷⁾。

県は8か月後の明治8年12月に研修を抜本的に改正し、甲組研修と乙組研修に分けて実施することに決め、甲組の研修所として新潟のほか高田、長岡、三条、新発田に小学講習所を新設した。甲組研修は、現職教員を対象とした研修で、期間は2か月間（既に下等小学に関して受講済の場合は1か月）であり、新潟、高田、長岡、三条、新発田の各講習所に地域割で研修生を出すよう各大学区に義務付けた。一方、乙組研修期間は6か月間で定員90名の申込制、新潟研修所のみで実施した。甲組研修が小学校の指導法研修であるのに対し、乙組研修は「小学指導法ハ勿論各科ノ大要ヲモ講究セシメ候」と指導方法と各教科概論が研修内容に組み込まれており、官立師範学校の教員養成に近いものになっている⁷⁾。

この制度が確立する時点で採用されたのが、官立新潟師範学校卒業生であり、明治8年12

月卒業生10人と9年10月卒業生3人、10年2月卒業生1人である。県通知第444号でも「師範学校卒業生ヲ以テ其訓導ニ立甲組ハ新潟高田長岡三條新発田乙組ハ新潟ニ於テ講習可致筈ニ候⁷⁾」と師範学校卒業生の役割が明確になっている。この時点での彼らの役割は、現職教員の講習である。彼らは各講習所に配当されるが、勤務場所が史料で確認できるのは、堀小太郎の高田講習所、林悦郎の新発田講習所、中澤中の長岡講習所の3件である⁸⁾。

官立新潟師範学校卒業生が、新潟県小学講習所に採用された後の教員講習・養成の変化を表5に示す。これによれば、①学則・教則の整備充実、②佐渡も含めた県下全域の教員研修・養成の充実、③附属小による実地教育の充実、④新規の教員養成の充実の四つが、官立新潟師範学校卒業生により推進されたことが分かる。①学則・教則の充実については、官立新潟師範学校卒業生採用後に定められた「小学講習所規則」の教則が、それまでのものとは抜本的に異なり、官立新潟師範学校教則に準じたものに改善されている。なおこれについては、次項で詳しく述べる。②佐渡も

表5 官立新潟師範学校第1期生卒業後の新潟県教育行政の変化

年月日	事項
明治9年2月13日	新潟県小学講習所規則を頒布する
明治9年2月20日	新潟県小学講習所を新潟県師範講習所と改称する
明治9年3月7日	甲組研修及び新潟以外の各師範講習所を廃止する
明治9年3月20日	教員を目指す私費による生徒30名の募集を行うための学力試験実施を発表する。これまでの「17歳以上」を「15歳以上」と改正した。
明治9年9月11日	明治9（1876年）4月18日に新潟県に合併された佐渡相川県に仮講習所を設置する
明治9年9月	新潟師範講習所附属小学校を開校して、実地指導を充実する
明治9年11月11日	新潟師範講習所教則を改正する
明治10年2月14日	新潟師範講習所を新潟師範学校と改称する 新潟県師範学校仮学則を制定する
明治10年3月11日	新潟学校師範学教場通則を仮定する

注）新潟県『稿本新潟県史 第7巻 政治部 学校』国書刊行会（1991年）より作成

含めた県下全域の教員研修・養成の充実については、官立新潟師範学校卒業生が佐渡での指導にも当たったと考えられる。③附属小による実地教育の充実については、既に明治8年9月に開校した官立新潟師範学校附属小学校を参考にして新潟県小学講習所に開校されたと考えられる。注目すべきは④新規の教員養成の充実である。これまで県は、現在教師になっている寺子屋の師匠や地域で学問ができるとされた者、すなわち「小学校教師タル者ヲシテ教則を講習セシム⁷⁾」甲組研修に重点を置いてきた。しかし、明治9年3月に甲組講習を廃止したことや、17歳以上の年限を15歳以上に緩和したこと⁷⁾から、現職研修から教員養成へ重点を移したと考えられる。このような教員の研修・養成に関わる教育制度の改革が、官立新潟師範学校卒業生により進められたのである。

② 新潟県小学講習所と官立新潟師範学校の学則の比較

表6は官立新潟師範学校（明治7年～明治10年）と、新潟県小学講習所（明治8年4月～明治9年2月）・乙組小学講習所（明治9年2月～同年11月）・新潟師範講習所（明治9年11月～明治10年2月）・新潟県師範学校（明治10年2月～）の教則を比較したもので

ある。

「官立新潟師範学校教則①」は、明治8年時点のもので基本的には同時期に開校した宮城・愛知・大阪・広島・長崎の官立師範学校と同様、東京師範学校教則をもとにして、近代諸科学に「授業法・実地授業」を付して編成されている。2年後の明治10年に卒業した中川文造、勝沼保一郎の資料による「官立新潟師範学校教則②」は、実地授業が4・3級から1級で実施するよう変更された点、習字・国語学が追加された点、第4級の数学が算術となっている点など改善が試みられている。

これに対して、明治8年4月に編成された新潟県小学講習所の教則は、近代諸科学の授業はなく「習字・算術・復読・読物・書取問答・作文」など小学校の授業内容・方法を伝授するものであり、官立新潟師範学校教則との共通点は、習字と師範学校第4級の算術のみである。現職教員への一斉指導方法の徹底が、新潟県小学講習所教則の目的だったことが、講習所教則からも裏付けられる。

一方、官立新潟師範学校卒業生採用以後に編成された新潟県乙組小学講習所教則は、一変して官立新潟師範学校教則に準拠していることが分かる。これは、講習所の役割が現職研修から教員養成へと重点を移したことを意味する。そして、名称変更され明治9年11月

11日に改訂された新潟県師範講習所教則では、さらに文学、画学、経済学、体操が加わり、より官立新潟師範学校教則に近いものに改善されている。官立新潟師範学校廃校の年に名称変更された新潟県師範学校教則は、明治9年改訂の教則をほとんど引き継いだうえで「教育論」を重要視した教則となっている。このように、官立新潟師範学校卒業生が、

新潟県の講習所・師範学校の教育を現職研修から教員養成へ変更させる上で決定的な役割を果たしたことが分かる。これは、篠田弘氏のいう「各府県は各々の教員養成機関を公立師範学校として位置づけ、従来からの速成的な養成課程を正規の教員養成機関の中へ発展的に解消する形で、教員養成機関を整備、拡充するとともに、統一されていく」³⁾ための

表6 官立新潟師範学校・新潟県小学講習所・新潟県師範学校等の教則の比較（単位：時間）

教科名	官立新潟師範学校教則①				官立新潟師範学校教則②				県小学講習所教則	新潟県乙組小学講習所教則				新潟師範講習所教則 注3)				新潟県師範学校教則			
	4級	3級	2級	1級	4級	3級	2級	1級		4級	3級	2級	1級	4級	3級	2級	1級	4級	3級	2級	1級
史学	○	○	○		12	6	9			3	3	3		6	6			6	6		
数学	○	○	○	○		6	3	6						6	6	6	6	6	6	6	6
地理学	○				6					3	3	3		6				6			
習字					3				3	注1)				注2)				注2)			
画学	○				3										3	3			3	3	
物理学		○	○			6	3			6	6	6			6	6			6	6	
文学		○				3								9				9			
体操	○	○	○	○		○	○	○						○	○	○	○	○	○	○	○
化学			○				3						3			6				6	
記簿法			○				3			注1)							3				3
授業法	○	○	○	○		6	6	6		9	9	9	9		6	6	6		6	6	6
博物学				○				3		注1)							3				3
生理学				○				3					3				3				3
修身学				○				6					3				3				3
経済学				○				6									3				3
教育論																					注2)
性理学																					
国語学						3															
実地授業	○	○						2か月													
政体学													3								
算術					6				6	6	6	6	6								
復読									3												
読物									3												
書取問答									3												
作文									3	注1)											
年代	明治8年				明治9年以降と推測				明治8年4月	明治9年2月13日				明治9年11月11日				明治10年2月14日			
出典	「文部省第3年報」				「長岡教育資料」北越新報社、1917年				「稿本新潟県史第7巻」国書刊行会、1991年												

注1) 「授業法」の中で扱う

注2) 寄宿舎で各自行う

注3) 新潟師範講習所の授業法は2級は上等科の授業法を学び、1級は附属小学校で実地授業を行う

役割を担ったのが官立師範学校卒業生であることを示している。さらに官立新潟師範学校卒業生は、自らが学んだ教則、附属小学校などを初めとするシステムを新潟県師範学校で採用するなど、結果として官立師範学校と県師範学校との一貫性を保持することに役割を果たしたと考えられる。

(2) 県外師範学校教員となったグループ

県外の師範学校に採用された官立新潟師範学校卒業生の動きを、第6大学区の内と外に分けて表7に示す。

まず、第6大学区内では、新川（富山）県が明治6年10月に小学校教員講習所を開校した。その目的は、「小学校授業ノ方法ヲ習熟セシメ他日之ヲ各小学ニ派遣セントス」と現職教員伝習研修であり、30日間の講習により授業法伝習のリーダーを養成することであった⁹⁾。明治7年4月に講習所規則改正を行う

が、教則については「教則別冊アリ大略左ノ如シ 下等生 下等小学教科書及教授ノ手続、上等生 上等小学教科書及教授ノ手続」⁹⁾とあり、教科書分析と授業法伝授が教育内容であった。明治8年12月に官立新潟師範学校を卒業した渡邊忠次郎（新潟県）、山縣佐一郎（新潟県）、野崎質（新川県）、長谷川三郎（新潟県）の4人が着任し改革に着手する。翌月の明治9年1月13日、講習所は新川県師範学校と改称される。2月24日には師範学校本科及び元講習下等科卒業生、速成師範科上級試験科目を定め、本科師範科として第6級から第1級まで各6か月3年の課程が組まれた。履修教科として、「史学、地理学、物理学、化学、政学、数学、生理学、性理学、博物学、記簿法、画学、教育学、文法、授業法、小学科」が定められた⁹⁾。それまでが小学校の教科書・授業法を理解させる現職教員への伝習教科であったものを、官立師範学校教則とほぼ同様

表7 卒業後新潟県外の師範学校に着任した卒業生

卒業番号	卒業時年齢	卒業年月	身分	卒業後の進路		出身地	
				大学区	着任した師範学校及び役職	大学区	県
3	21歳7	明治8年12月		6	新川県師範学校3等訓導	6	新潟県
6	24歳	明治8年12月	平民		新川県師範学校3等訓導	6	新潟県
14	35歳9	明治8年12月	士族		新川県師範学校3等訓導	6	新川県
16	22歳11	明治8年12月	士族		新川県師範学校3等訓導	6	新潟県
18	23歳10	明治9年5月	士族		長野師範学校4等訓導上田予科学校教場監事	7	福島県
19	22歳	明治9年5月	平民		長野県師範学校訓導	6	新潟県
20	22歳9	明治9年5月	士族		長野師範学校4等訓導	6	新潟県
21	23歳5	明治9年5月			長野師範学校4等訓導	6	新潟県
22	23歳4	明治9年5月	士族		長野師範学校4等訓導	6	新潟県
25	22歳4	明治9年5月			長野師範学校5等訓導	6	新潟県
28	24歳7	明治9年10月		7	福島師範学校下級4等教諭	7	山形県
60	19歳2	明治9年12月	士族	1	東京府師範学校6等教師	7	山形県
53	22歳6	明治9年12月	平民		東京府師範学校6等教師	6	新潟県佐渡
31	25歳11	明治9年10月	平民		山梨師範学校	6	新潟県
33	21歳6	明治9年10月			茨城県師範学校訓導	6	新潟県
41	22歳7	明治9年10月	士族		茨城県師範学校訓導	6	新潟県
32	20歳7	明治9年10月			山梨県師範学校勤務3等訓導	7	山形県
35	23歳11	明治9年10月	士族		埼玉県師範学校訓導・福島師範学校4等訓導	7	福島県
39	24歳	明治9年10月			千葉県師範学校教員	6	新潟県
57	22歳6	明治9年12月	士族	3	滋賀県3等訓導大津師範学校長浜講習学校	6	新潟県

注) 伊藤充『官立新潟師範学校を卒業した人々ー明治期教育制度基礎資料』より作成

の教科に改革し、新たな教員養成を目指したのである。なお、新川県師範学校は石川県への合併により、同年4月石川県富山師範学校と改称された。

次に第6大学区外の福島師範学校を見る。すでに明治9年1月に師範伝習校と改称した際、「師範伝習校教則」を編成し、官立師範学校に準じた第4級から第1級までの教則を具備している。その後、福島第一号師範学校となり、明治11年3月に第二号師範の若松校、第三号師範の平校を合併して、福島師範学校となる¹⁰⁾。その1か月後の明治11年4月に官立新潟師範学校卒業生住吉貞之進（福島県士族）4等訓導が着任している。福島師範学校時代の明治11年3月から19年までの9年間の記事が『福師六十年』に記載されている。それをもとに住吉貞之進が、どのように教則や指導法の改善にかかわったかを見ていく。同期間中のカリキュラム上の大きな変化は、①「福島師範学校教則」における体操の強化、②「附属小学校教則」の編成である。明治15年1月29日、住吉貞之進は、添川鉉訓導とともに「授業法及び体操術取調」のため上京する。さらに、同年8月には、戸城傳七郎助教諭とともに「教授法唱歌体操取調」のために上京する。これを受けて、最終的に加藤淳風校長が「唱歌撃剣歩兵操體授業法取調」のため上京する。これにより明治15年8月に、師範学校教則が改正され、体操に「歩兵操練、撃剣」の2科が加えられた。さらに、明治16年8月には「福島師範学校附属小学校規則」が定められ、1か月後に附属小学校で初めて唱歌の授業が行われた¹⁰⁾。住吉貞之進が教則改訂の担い手であったと考えられる。

さらに、同じく第6大学区外の山梨県師範学校を見る。官立新潟師範学校を明治9年10月に卒業した遠藤宗義（山形県士族）が、大矢透（新潟県平民）とともに明治9年11月に着任する。遠藤は教材の研究や教科書の執筆に力を発揮し、『小学口授要説』（温故堂発行、

明治10.12）、『小学口授要説』（温故堂発行、明治10.12）、『日本地誌略附圖』（山梨県師範学校発行、明治12.7）、『小学記簿法』（山梨県師範学校発行、明治11.12）、『日本地誌略地名字引』（山梨県師範学校発行、明治11）『小學日本地理書』（内藤伝右衛門発行、明治14.9）、の単著や共著の執筆のほか、『地文学問答書』東浦栄二郎編（徴古堂発行、明治16.1）、『裁縫図解教授必携』三井弥吉編（温故堂、明治13.1）の校訂も手掛け、山梨師範学校で使用する教科書や小学校用教科書の整備に尽力した⁸⁾。

第6大学区内の新川県師範学校、第6大学区外の福島師範学校・山梨師範学校の事例をみたが、在職教員講習から本格的教員養成へ向かう教科の編成、教則の変更や附属小学校教則の編成、指導方法改善、教科書等の編集執筆など、官立新潟師範学校で習得した教育システムを各県師範学校で実現し、大学区を問わず地方教員養成制度確立のための役割を果たしていることが分かる。

2) 地方行政部署に進んだグループ

各府県の行政部署に採用された者10人を表8に示す。第6大学区内の新潟県巡回訓導1人、第6大学区外の栃木県権大督業2人、同中督業3人、兵庫県在勤訓導1人、同巡回訓導1人、東京府学務課1人、福島県郡書記である。「督業」は、文部省が明治5年9月14日に大学区督学局に配置するために置いた大・中・少督学に準じて栃木県に置かれた小学校教員を指導する役職の一つである^{注6)}。また、「在勤訓導」「巡回訓導」は、新潟県をはじめ多くの県で、郡などの一定地域に配属される訓導で各校を巡回しながら小学校教員の指導に当たった。指導の内容は、寺子屋式の授業を停止させ、児童を級に所属させて進級させる教育形態の定着と、それを実現する一斉指導法の徹底であった。いずれの場合も、教育指導行政を担うもので、後の視学、指導

主事の祖型である。教員現職研修を担った教員講習所が教員養成を担う師範学校へ変革する過渡期に、現職教員指導を補完する役割を果たしたのが巡回訓導であり、それに当たったのが官立師範学校卒業生であった。

いずれにしても、第6大学区に留まらず、大学区を越えて地方教育行政官として教員養成に関わっていたと考えられる。

3) 小学校教員となったグループ

(1) 第6大学区内小学校教員

第6大学区内の小学校に卒業後3年間に採用された者9人を表9に示す。新潟県が8人であり、他県は長野県の下戸倉共進校の1人に過ぎない。官立新潟師範学校が新潟県の教

員養成の役割を果たしているものの、第6大学区内の小学校教員養成の役割を果たしたとは言えないのは明らかである。

新潟県の場合の採用先は、県庁所在地の新潟町に2人、下越の城下町新発田に2人、小千谷町1人のほかは、新潟町を取り巻く中蒲原郡の在郷町が多い。中蒲原郡に多いのは、『中蒲原郡誌』が郡内全小学校の小学校訓導を細かく掲載していることと、資料の残存状態の違いによるものと判断される。

(2) 第6大学区外小学校教員

第6大学区外の教員になった卒業生15人を表10に示す。北海道から兵庫県にまで広がっている。そのうち第1大学区が10人で飛びぬ

表8 卒業後行政に進んだ官立新潟師範学校卒業生

卒業番号	卒業時年齢	卒業年月	身分	卒業後の進路		出身地	
				大学区	着任した行政機関及び役職	大学区	県
44	21歳6	明治9年10月	士族	1	栃木県権大督業	3	高知県
45	22歳2	明治9年10月		1	栃木県権大督業	6	新潟県
51	20歳1	明治9年12月	士族	1	栃木県中督業	6	新潟県長岡
52	21歳10	明治9年12月	士族	1	東京府学務課	6	長野県
54	28歳5	明治9年12月		3	兵庫県赤穂郡在勤訓導	6	新潟県
59	24歳7	明治9年12月	士族	1	栃木県中督業	6	新潟県
61	27歳5	明治9年12月		1	栃木県中督業	7	山形県
73	26歳2	明治10年2月	士族	7	福島県伊達郡書記	7	福島県
68	19歳6	明治10年2月	士族	6	新潟県中蒲原郡巡回訓導	7	岩手県
67	21歳11	明治10年2月	士族	3	兵庫県巡回訓導	6	新潟県

注) 伊藤充『官立新潟師範学校を卒業した人々ー明治期教育制度基礎資料』より作成

表9 卒業後第6大学区内小学校に着任した官立新潟師範学校卒業生

卒業番号	卒業時年齢	卒業年月	身分	着任した学校及び役職	出身地	
					大学区	県
26	28歳6	明治9年5月		北蒲原郡第1番小学濁川校訓導	6	新潟県
16	25歳10	明治9年10月	士族	中蒲原郡亀田・村松尋常小学校訓導		新潟県村松
24	19歳6	明治9年10月	平民	新潟町第4番小学洲崎校訓導		新潟県
43	21歳3	明治9年10月		北蒲原郡第13番新発田町校4等訓導		新潟県
65	22歳2	明治10年2月		古志郡栃尾郷土ヶ谷校訓導		新潟県
66	22歳4	明治10年2月		中蒲原郡早通尋常小学校訓導		新潟県
75	28歳3	明治10年2月		中蒲原郡小梅尋常小学校訓導		新潟県
71	33歳1	明治10年2月		中蒲原郡第18番小学大洲校訓導	7	山形県
78	26歳4	明治10年2月		長野県下戸倉共進校	6	新潟県

注) 伊藤充『官立新潟師範学校を卒業した人々ー明治期教育制度基礎資料』より作成

けており、中でも東京府が8人と多い。他に群馬県と栃木県が各1人である。次に第3大学区が4人で、奈良県と兵庫県で2人ずつとなっている。

このような状況を見ると、卒業生は第6大学区内の教員を養成するというより、全国的に需要の高い府県に供給されたと考えられる。

3. 進路状況の年次的分析

ここでは、これまでの分析を総括しながら、第1期生から第5期生までの変化を年次的に見るため、表11を示す。第1期卒業生を見ると、8割の14人が第6大学区内の県師範学校に採用され、大部分が学校所在地の新潟県にある教員研修所（後の新潟県師範学校）に採

表10 卒業後県外小学校に着任した官立新潟師範学校卒業生

卒業 番号	卒業時年齢	卒業年月	身分	卒業後の役職		出身地	
				大学区	都府県・役職	大学区	県
7	21歳11	明治8年12月	士族	1	東京府訓導	6	新潟県
48	22歳7	明治9年12月	平民		東京府訓導	6	新潟県佐渡
49	23歳	明治9年12月	士族		東京府訓導	7	福島県
50	22歳5	明治9年12月	士族		東京府訓導	6	新潟県村松
58	23歳8	明治9年12月	士族		東京府訓導	6	新潟県
64	22歳2	明治10年2月	士族		東京府訓導	6	新潟県
80	23歳	明治10年2月			群馬県訓導	6	新潟県
34	21歳11	明治9年10月	士族		栃木県訓導	6	新潟県村上本町
2	21歳5	明治8年12月	士族	3	奈良県3等訓導	7	福島県
4	23歳6	明治8年12月	士族		奈良県3等訓導	7	福島県
55	20歳	明治9年12月	士族		兵庫県訓導	6	新潟県
38	34歳10	明治9年10月	士族	7	北海道訓導	6	新潟県
72	22歳2	明治10年2月	士族		福島県4等訓導・福島師範学校3等助教諭	7	福島県

注) 伊藤充『官立新潟師範学校を卒業した人々ー明治期教育制度基礎資料』より作成

表11 官立新潟師範学校生の卒業3年以内の進路

	進路	1期生	2期生	3期生	4期生	5期生	合計
師範学校	新潟県師範学校	10		3		1	14
	第6大学区内師範学校	4	6				10
	第1大学区内師範学校			6	2		8
	第3大学区内師範学校				1		1
	第7大学区内師範学校			1			1
教育行政	新潟県教育行政					1	1
	第1大学区内行政			2	3		5
	第3大学区内行政				1	1	2
	第7大学区内行政					1	1
小学校	新潟県小学校		1	3		4	8
	第6大学区内小学校					1	1
	第1大学区内小学校	1		1	4	2	8
	第3大学区内小学校	2			1	0	3
	第7大学区内小学校			1		1	2
その他・不明			2	4	3	8	17
合計		17	9	21	15	20	82
卒業年月		明治8年 12月	明治9年 5月	明治9年 10月	明治9年 12月	明治10年 2月	

注) 伊藤充『官立新潟師範学校を卒業した人々ー明治期教育制度基礎資料』より作成

表12 年次的に見た官立新潟師範学校の果たした役割

卒業期	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
卒業年月	明治8年12月	明治9年5月	明治9年10月	明治9年12月	明治10年2月
役割	新潟県の師範教育体制整備	第6大学区内の県の師範教育体制整備	第6大学区外の府県の師範教育体制整備	第6大学区以外の小学校及び教育行政制度整備	小学校の教育体制整備

用されている。第2期卒業生を見ると、約7割が同大学区内の長野県師範学校に採用されており、1人が県内小学校に採用されている。第3期卒業生を見ると、第6大学区以外の府県師範学校へ7人が採用されており、新潟県師範学校へは人事交代の形で3人が採用された。第4期卒業生を見ると、第6大学区以外の小学校と行政への進出が多くなっている。最後の第5期卒業生は、多くが小学校に採用され、内訳は新潟県6人、第6大学区内の県1名、第6大学区外の府県5名である。

第1期生から第5期生までの進路の特徴は表12の通り、第1期＝学校所在地である新潟県の師範教育体制整備→第2期＝第6大学区内の県の師範教育体制整備→第3期＝第6大学区外の県の師範教育体制整備→第4期＝第6大学区以外の小学校及び教育行政制度整備→第5期＝小学校の教育体制整備と変化していることが分かる。卒業生の第6大学区外への進出が本格化するのが、第3期の明治9年10月である。

この年は、秩禄処分等の財政改革が一段落する一方、土族の反乱が激化して翌年の西南戦争への胎動が明治政府の財政的な苦境を予測させる時期である。明治政府の財政と教育制度との関連については、課題としておきたい。

IV 結論

本論で、官立新潟師範学校の卒業生82人のうち64人の卒業後3年間の進路状況を明らかにした。そして、それをグループごとに分析して、官立新潟師範学校卒業生は府県教員講習所・師範学校教員、小学校教員、地方教育

行政官の別なく第6大学区内に限らず、他の大学区に進出して教員養成の役割を果たしていたこと、府県教員講習所・師範学校教員となった卒業生は、現職教員伝習から教員養成への移行など府県教員講習所から師範学校に転換させる役割を担ったことを明らかにした。さらに卒業生が大学区を越える事例は、明治9年10月以降、特に多くなっていたことを示した。

文献

- 1) 中泉哲俊. 草創期の官立師範学校. 弘前大学教育学部紀要 4 号. 1958; 1-17
- 2) 篠田 弘. 学制期における各大学区官立師範学校の成立形態. 愛知学院大学論叢 一般教育研究. 1968; 16(4): 665-686
- 3) 篠田弘. 教員養成の史的研究－学制期における地方府県の教員養成機関の成立形態. 教育学研究. 1966; 33(2): 33-44
- 4) 倉澤剛. 學制の研究. 1016. 東京: 講談社; 1973
- 5) 伊藤充. 新潟県 県民性の歴史—県民性・地域性、その歴史的系譜. 324. 新潟: 新潟日報事業社; 2018.
- 6) 「公文録・明治七年・第百七十巻・明治七年五月・文部省伺（布達）」国立公文書館
- 7) 稿本新潟県史第7巻 政治部 学校. 新潟県. 579. 東京: 国書刊行会; 1991
- 8) 伊藤充. 官立新潟師範学校を卒業した人々－明治期教育制度基礎資料－. 62. 新潟: ウェストン; 2021
- 9) 越中資料集成14. 新田次郎、栄夏代. 768.

富山: 桂書房; 1999

- 10) 福師創立六十年. 福島県師範学校. 302. 東京: 第一書房; 1933

織と師範学校が強く結びついていたと解される。

注記

- 注1) 愛知、広島、新潟の各官立師範学校は明治10年2月14日、大阪、長崎、宮城の各官立師範学校は明治11年2月14日に、それぞれ廃止となった。
- 注2) 官立新潟師範学校の研究には、これまで体育研究の視点から、藤坂由美子, 「明治初期の新潟県における学校体操および遊戯の導入と普及過程」, 『東京女子体育大学・東京女子体育短期大学紀要 第55号』, 2020, 29 - 36があるのみである。
- 注3) この過程で資料化したものを伊藤充『官立新潟師範学校を卒業した人々－明治期教育制度基礎資料－』（ウエストン、2021年）として出版した。本論における官立新潟師範学校卒業生に関する表は、特に注記の無い限り『官立新潟師範学校を卒業した人々－明治期教育制度基礎資料－』により作成した。
- 注4) 卒業番号は、「文部省報告」（『明治期文部省刊行集成第10巻』歴史文献、1981年）に記載された順に番号を伊藤が付した。
- 注5) 若松県は明治9年8月以降、福島県（第7大学区）に合併されるので、本論では初めから福島県として扱い、置賜県は明治9年8月に山形県に合併され、酒田県は鶴岡県に改称後、明治9年8月に山形県に合併されるため、山形県として扱う。
- 注6) 栃木県の場合、権大督業は県の職位名ではあるので「地方教育行政部署に進んだグループ」で扱ったが、栃木県『師範学校沿革誌』に「本校創立以来教鞭を執りし各職員の更迭」とあり、師範学校教員である。県教育関係職員と師範学校教員の兼務などが推測され、県教育行政組

個別の指導計画作成における包括的モデルの 導入によるASD児の遊びの変化

齊藤 勇紀¹⁾ 小林 智²⁾

1) 新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

2) 新潟青陵大学福祉心理学部臨床心理学科

Effect of Introduction of a comprehensive model in Individual Education Program on changes in play of child with ASD

Yuki Saito Taku Kobayashi

1) Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare and Psychology, Niigata Seiryō University

2) Department of Clinical Psychology, Faculty of Social Welfare and Psychology, Niigata Seiryō University

要旨

本研究では、学びの物語（Learning Story）とABC記録（ABC recording）に依拠した包括的モデル導入の効果を子どもの生活と遊びの観点から評価した。

ASDの診断を受けた1歳7か月の男児を対象とし、保育経験14年、28年の2名の保育者が包括的モデルによる個別の指導計画作成し、日常の保育に活用した。2020年7月～2021年3月までの保育を対象とし、包括的モデル導入前・後の対象児の遊びの様子に対する保育者の捉えについて、フォーカスグループ・インタビューを用いて明らかにした。

その結果、包括的モデル導入前は、子どもの姿は意図が見えず了解不可能な行動を繰り返す存在として映っていたのに対し、導入後は子どもに要求言語行動が見られるようになり、保育者との関係性の深化や遊びの多様化などの肯定的な変化が見られるようになった。このことから、包括的モデルの導入により、障害のある子どもの遊びの質が高まる可能性があることが示唆された。

キーワード

幼児教育・保育、個別の指導計画、障害児保育、フォーカスグループ・インタビュー、包括的モデル

Abstract

In this study, we evaluated the effects of introducing a comprehensive model based on the Learning Story and ABC recordings from the perspective of children's life and play. Two caregivers with 14 years and 28 years of experience in childcare created individual education program based on this comprehensive model and used them in their daily care of a 19-month-old boy with a diagnosis of ASD.

Before the introduction of the comprehensive model, the caregivers saw the child as a being whose intentions were not clear and whose behavior was unintelligible. However, after the introduction of the comprehensive model, the children began to show demanding verbal behaviors, and positive changes such as a deepening of the relationship with the caregivers and diversification of play were observed. This suggests that the introduction of the inclusive model may enhance the quality of play for children with disabilities.

Key words

early childhood education and care, individual education program, childcare for handicapped children, focus group interview, comprehensive model

I 問題と目的

保育現場では、障害のある子どもに対する個別の指導計画の作成と活用が求められている。障害のある子どもの個別の指導計画は、遊びの位置づけが障害特性の評価のための手段となりがちであること、その結果として子どもが「できる/できない」、「適応できる/適応できない」とった二項対立的な視点での評価に繋がりがやすいこと¹⁾が指摘されている。

保育者がこうした二項対立的な観点から子どもを評価することは、子どもの遊びにおける能動的側面を計画に反映しづらくし、結果として子どもの心情・意欲・態度の育ち、興味・関心に根差したその子なりの遊びの充実という視点が置き去りにされてしまう弊害を生じさせること²⁾が併せて指摘されている。

個別の指導計画の作成において、子どもの遊びにおける能動的側面が反映されづらく、二項対立的な評価に陥ってしまう理由として、個別の指導計画の様式が関与していると考えられている²⁾。それは、個別の指導計画は統一的な様式の規定はなく、特定の観点がない場合、子どもの発達が一定の領域に偏って捉えられる可能性があるとともに、記述内容の選択には保育者の困り感が過度に反映される可能性がある³⁾。また、自治体の教育センター等が公表している個別の指導計画では、幼稚園教育要領5領域、発達領域、あるいは2つを交えた観点から、幼児の情報整理を行う書式が多い³⁾とされている。

このような様式の多くは、子どもの姿を特定の領域/要素に分けて記述する様式であり、定型発達の子どものと比較して障害のある子どもの「できる/できない」部分を照射しやすい構造を有しており、結果として、身辺処理や集団適応など、目に見える行動が目標として選択されやすい状況が生じる²⁾と指摘されている。そのため、障害特性により生じる子どもの苦手な側面に着目されやすいと考えら

れる。

子どもの保育は、障害の有無を問わず、すべての子どもが共生するインクルーシブな場で展開される。したがって、本来的には個別の指導計画は保育所全体・各年齢集団に関する集団・包括的な視点から、特定の子どもの様子を対象に計画する個別・具体的な視点へと段階が踏まれ保育が計画されることが望ましい⁴⁾とされている。

このことから、著者らは、園の全体的な計画と年間指導計画のもとで、障害のある子どもの多様な発達の姿を捉える記録と評価により作成される個別の指導計画について包括的な記録・評価モデル（以下、包括的モデル）を開発した⁵⁾。

包括的モデルとは、園の全体的な計画と年間指導計画のもとで障害のある子どもの多様な発達の姿を捉えるための記録と評価を活用した個別の指導計画である。具体的には、園の全体的な計画と年間指導計画の内容を、障害のある子どもの個別の指導計画に具体的に反映させる。そして、子どもの発達を様々な視点から評価するために、社会文化的視点である学びの物語⁶⁾（Learning Story）と、行動論的視点である応用行動分析学によるABC記録⁷⁾（ABC recording）に準拠して個々の子どもを理解し、目標と援助を計画する手続きが含まれている。

包括的モデルを保育実践に導入した結果、包括的モデルは園の全体的な計画および各年齢の年間指導計画と個別の指導計画の内容に一貫性をもたらす。また、保育者は障害のある子どもについて二項対立的な評価項目を立てることなく、子どもの障害特性に関する視座を持ちながらも子どもの遊びの姿を捉えるようになること⁵⁾が報告されている。

このように、包括的モデルを活用した個別の指導計画の立案と保育実践により、保育者は子どもが能動性を発揮して遊びに取り組む様子と、それを支える周囲の状況の関係につ

いての視座を獲得する事が可能になる⁵⁾。

一方、このような計画の変化によって、子ども自身の様子や保育者が子どもをどのように認識し、語るのかという点について効果検証が行われていないのが現状である。そこで本研究では、包括的モデルを活用した個別の指導計画に基づく保育が、子どもの姿と保育者の認識や関わりにどのような変化をもたらしたかを明らかにすることとした。それでは、子どもへの効果をどのように査定すればよいであろうか。保育所保育指針解説⁸⁾では、生活や遊びの経験を通して発達が促されると明記されており、子どもの生活の様子や遊びの変化が、子どもの育ちを支える重要な視点であると捉えることができる。

また保育者は、遊びが展開される保育において、子どもを理解する際は、先入観を捨ててありのままに子どもの表現を解釈し、省察によって子どもの表現を意味づけする⁹⁾とされている。

これらを踏まえると、保育者が実践の中で目の当たりにする子どもの生活や遊びにおける姿を省察し、どのように語るかということを通じて、子どもに生じた変化を明らかにすることが可能であると考えられる。そこで本研究では、保育者の実践における語りを通じて検証することを目的とした。

II 方法

1. 参加者

1) 対象児

研究開始時、1歳児クラスに在籍する1歳7ヵ月の男児であった。小児神経専門医から自閉スペクトラム症の診断を受けていた。入園当初より泣かない、周りのモノや人への関心が少ない等の様子が見られた。しかし、言葉の表出や自らの気持ちを伝える手段がなく、対象児自身が困っている姿が見られていた。

2) 保育者

担任保育者と副園長の2名が参加した。担任保育者は保育経験年数14年であり、個別の指導計画を作成し、保育実践を行った。副園長は保育経験年数28年であり、個別の指導計画の作成と保育実践に対する助言を行った。2名の保育者は、包括的モデルによる個別の指導計画を作成した経験があり、既に実践で活用していた。

2. 包括的モデルによる個別の指導計画の作成と保育の実践

包括的モデルによる個別の指導計画の作成は、2020年7月に、以下の手順⁴⁾で行った。

1) 園の「年間指導計画」と、対象児の発達の姿を照らし合わせ、発達年齢に相応しい短期目標、養護・教育、援助・配慮事項を確認する。

2) 子どもの実態に即した具体的な目標と援助を案出するために、「学びの物語⁶⁾」と「ABC記録⁷⁾」による記録・評価により子どもの実態を把握する。

3) 上記1)、2)を個別の指導計画の様式に転記した。

保育実践の期間は、2020年7月～2021年3月までであった。本研究では、包括的モデルの導入前の2020年7月をPre期とし、導入後の2021年3月をPost期とした。

3. 調査内容

包括的モデル導入後の2021年3月(Post期)に第1著者が調査を実施した。2名の保育者にPre期、Post期の保育場面における子どもの遊びの様子が録画されたVTRを視聴してもらった。その後、保育者2名に対して「1) 包括的モデルを活用前の保育における子どもの遊びの様子」、「2) 包括的モデルを活用後の保育における子どもの遊びの様子」を主題として、フォーカスグループ・インタビュー¹⁰⁾ (以下、FGI)を実施した。実施時間はおよそ30

分間であった。

実施場所は、対象者が慣れ親しんだ環境が適切であると判断し、こども園で実施した。

4. データ分析の方法

データ分析の方法は以下の手順であった。FGIにおける保育者の語りは全てICレコーダーに録音し、終了後に速やかに逐語録を作成した。逐語録はSteps for Coding and Theorization (以下、SCAT) を用いて分析を行った^{11, 12)}。SCATは、1つだけのケースのデータなどの比較的小さな質的データの分析にも有効である。また、「明示的で段階的な分析手続きを有する」「比較的小規模のデータに適用可能である」「初学者にもきわめて着手しやすい」という特長がある¹³⁾。

このことから、本研究の目的とする子どもの遊びの姿を保育者の実践の意識から解釈を行う上で、適切であると判断したため、SCATを採用した。

分析にあたっては逐語録のテキストデータを分析対象として、コーディングならびにストーリー・ラインの作成を行った^{11, 12)}。SCATでは、逐語録などの言語データをセグメント化し、そのそれぞれについて、1) テキスト中の注目すべき語句、2) テキスト中の語句の言い換え、3) 2) を説明するようなテキスト外の内容、4) テーマ・構成概念を記述する^{11, 12)}。以上の4ステップによるコーディングを行った後、最後に、4) で記入したテーマ・構成概念を紡いでストーリー・ラインを記述した^{11, 12)}。

次に、ストーリー・ラインから、理論記述を記述した。理論記述とは、ストーリー・ラインを断片化すること、普遍的で一般的に通用する原理のようなものではなく、このデータから言えることである。一般性、統一性、予測性などを有する記述形式で表記を行った^{11, 12)}。最後に、ストーリー・ライン、理論記述により、感じた疑問や課題について、さらに追及すべ

き点・課題として記述を行った^{11, 12)}。

5. 倫理的配慮

研究参加者である対象児の保護者、2名の保育者には、研究の趣旨や方法、個人情報とプライバシーの保護、研究協力への自由意思と協力の撤回の自由について口頭と文章で説明し、本研究への同意を得た

Ⅲ 結果

1. Pre期における子どもの遊びに対する保育者の捉え

2名の保育者から得られた語りを分析したPre期の子どもの遊びに対する保育者の捉えに対するSCATの分析ワークシートを表1に示した。個々の保育者の捉えをストーリー・ラインで示した。なお、下線部分はテーマ・構成概念である。

1) ストーリー・ライン

(1) 保育者A

子どもは、了解不可能な探索を行い、保育室やホールなど本来留まるべきところに留まらずトイレや事務室という遊び場としては不適切な場所への場の特性に合わない逃避行動が見られた。特定の場所に居つかず活動の持続時間も短いなど、遊びの転導性が気掛かりであった。

他者への無関心さや、要求言語行動の欠如から、本児の気持ちが分からないと語られた。保育者は、便器へ手を入れる等の不適切な感覚遊びについて子どもの意図が理解できずにいるが、インタビューの経過中に子どもの意図への関心を示すようになっていった。

(2) 保育者B

子どもの姿は、了解不可能な探索であり、保育室を嫌がる一方でトイレに居ることを好むような場の特性に合わない逃避行動が見ら

個別の指導計画作成における包括的モデルの導入によるASD児の遊びの変化

表1 Pre期の子どもの遊びに対する保育者の捉えに対するSCATの分析ワークシート

番号	発言者	テキスト	①テキスト中の注目すべき語句	②テキスト中の語句の言い換え	③左を説明するようなテキスト外の概念	④テーマ・構成概念 (前後や全体的文脈を考慮して)	⑤疑問・課題
1	A	最初の7月の時の遊びの姿は、生活の場所っていうのが分らないような感じだったよね。目に付いた場所へどんどん入って行って、トイレとか事務室とか、自分の目に入っただけの興味を示さないみたいでね。	生活の場所/分らない/目に付いた場所/トイレとか事務室/自分の目に入っただけ/興味を示さない	居場所/無理解/好きな場所/目に入った場所/排泄/作業場/一直線/面白くない	最適な場の認識/環境認知/周囲の状況認知/場や物へのこだわり/探索行動	了解不可能な探索/場の特性に合わない逃避行動	・保育室やホールなどの保育環境が本児にとって居心地の良いものではなかったとすれば、それはどのような環境であったのか？
2	B	ふらふらしているとか、部屋から出ていったりとか、トイレの方が好きで行ったりとか、部屋に入ること嫌がったりとか、そこが生活の場所ってまだよく分かっていないのか。好きなものとか、ん？って思っただけに目が行く感じでしたよね。	ふらふら/部屋から出て/トイレの方が好き/部屋に入ること嫌が/居る場所ってまだよく分かっていない	転換/逸脱/好きな場所/部屋を拒否/居る場所の無理解	保育室外への回避/トイレへの探索行動/保育室からの逃避/生活の場の認識	了解不可能な探索/場の特性に合わない逃避行動	・比較的長時間にわたって一つの場所や遊びに留まる状況とはどのようなものであったか？ ・子どもの保育室から出る、トイレに行くなどの不適切な行為に対し保育者はどのように対応し、それが本児の様子とどのような関連にあるのか？
3	B	なんか入るとか、穴に落とすとか、あと、部屋の中も水が自動で出るから、そこにずっと水の感覚を楽しみに行っている。興味があるところに行っちゃってとお水で遊んでは、またふらふらとして。	入れる/穴に落とす/水/感覚を楽しむ/興味があるところ/ふらふら	レポート/入/落下/感覚遊び/好きな場所/転倒	限定的な遊び/感覚遊び/保育室内での回避	限定された感覚遊び/応答的環境の希求	・本児のこの時点での遊びのレポートや日常生活スキルはどの程度であったか？
4	A	そして、ちょっとふらふらしては…、そこになかなか居座って何かをするという時間が非常に短かったよね。	ちょっとふらふら/居座って/時間が短かった	転倒/集中/短時間	回避/切り替えの悪さによる葛藤/従事時間の短さ	遊びの転導性	
5	A	5分は続かないとかね、5分?10分?といかない。最初ですもんね。ほんとふらふらして、何がしたいのかよく分からない。	5分は続かない/いらない/何がしたいのかよく分からない	持続力/回避/理解し難い行動	遊びごみの遮断/遊びの継続性/子どもも理解の困難さ	了解不可能な探索/遊びの転導性	
6	A	気持ちが悪くなったよね。他の子ども達に対してって、全く関心なかったよね。大人に対しては関心なかったけりやう？それだね。なかったかもしれない。要求とかもなかったもんね。	気持ちが悪くなった/他の子ども達/全く関心なかった/大人/要求	すれ違い/友達/無関心/お世話/保育者/気持ちの表現	他者への推察推測/他者への無関心さ/他者への非言語的な要求がない状態	他者への無関心さ/要求言語行動の欠如	・この時点で保育者の子どもも理解の方法はどのようなものであったか？
7	B	読めないし、何を考えているのかも分からないし、何が好きなのかもわからないし、本当にふらふらしている。目の前にあったものを取ってちょっと遊んで、またボーイとして。また、次に目に入っただけに興味を示す感じでした。まったく関心がないし、大人に対しては全然関心がない。	何を考えているのかも分からない/何が好きなのかもわからない/目の前にあったもの/ボーイ/転々	理解しづらい思考/理解しにくい/好み/直感/一色録/捨てる/定まらない	理解不能な思考/興味関心の乏しさ/場の転導	了解不可能な探索/他者への無関心さ	・本児の了解不可能で不適切な行動に対して、玩具等の代替的環境設定は試みられたか？ ・上記が試みられたとすると、その時の環境設定とそれによる効果はどのようなものか？
8	B	全然ないです。なんともなく、「外に行くよ」ってこっちが声を掛けると、何となく連れていかれて、準備して、なんか行くみたいだからなんともなく行くみたい。そういう感じでした。そこには懸念もなしだね。だからこっちとしては、「なんか外に行くってことを分かっている感じがして」なんて最初は思っていたけど、全然そんな感じではなく、されるがままというか。	何となく連れていかれて/なんともなく行く/抵抗もなし/されるがまま	無理に連れ去る/意味が分からず/無抵抗/なんでも受け入れる/受動的な生活態度	直接的接触による誘導/活動の認識/受動的な生活態度	保育者主体の誘導/受動的な姿勢	・保育者主体の関わりが子どもの受動性を導き、子どもの受動的な姿勢が保育者主体の関わりを導くような循環的な構造は観察されるか？
9	B	汚れるのあんまり好きじゃなかった。でも、砂とかは触るけど、汚れるのが嫌で、それこそ、水ですすって触ってる。止めてもやばりそこそこ行かなくて、またそこそこ入って、また止めて、トイレの方に行ってしまうとかいふのはあります。	汚れる/好きじゃなかった/砂とかは触れる/水/止めても止めても/ホール/トイレ	汚物/嫌い/さらさら/じやりじやり/触れる/冷たい/流れる/停止しない/園内環境/設備/園舎	嫌悪刺激への葛藤/水・砂の感触への振り/誘導拒否による園内環境	不適切な感覚遊び/了解不可能な探索/場の特性に合わない逃避行動	
10	A	その場で、砂場に行ったりとかしても、砂場で遊ぶという感じではなかったよね。触ってみると感じたんだよね。便器の中に入れて、あれは何をしていたんだろ。水…	砂場/遊ぶという感じではなかった/触ってみる/便器の中/あれは何をしていたんだろ	遊び場/園庭/排泄/触れる/感覚/汚物/排泄/理由/知りたい/分からない	循環的繰り返し行動/問題行動/子どもへの関心	子どもの意図/不適切な感覚遊び	・本児が好む感覚刺激と、嫌悪する感覚刺激はどのような点において区別されているか？
11	B	穴ですね。あの丸いところに潜っていたし。とにかく、穴に何かを入れたりとか、穴が気に入っていたんですよ。それで、水道の排水溝の穴も手を入れたり、ハンドソープをさしたりとか、そんなことしてました。	穴/入れた/気に入っていた/水道の排水溝の穴/ハンドソープ	空間/挿入/お気に入り/工事/手洗ひ/清潔感	固定化された道具の操作/循環的な遊び/共通点の発見	限定された感覚遊び/応答的環境の希求/法則性の発見	・子どもの行為に過ぎず法則性への気づきは、どのような保育者の素養によってもたらされるのか？

れた。子どもの遊びは、限定された感覚遊びであり、応答的な環境の希求が見られた。了解不可能な探索ばかりで、他者への無関心さが目についた。保育者の声がけは、保育者主体の誘導であり、子どもは受動的な姿であった。

日常の保育において本児は不適切な感覚遊び・了解不可能な探索・場の特性に合わない逃避行動が多い存在として認識されている。一方、インタビューにおいて限定された感覚遊びの持つ共通点について考察する場面では、穴に物を落とすことを通じて本児が自分なりに応答的環境の希求をしているのではないかという法則性の発見がなされていた。

2) 理論記述

ストーリー・ラインから、理論記述を行った。本研究で得られたストーリー・ラインからPre期の子どもの遊びに対する保育者の捉えについて理論化すると、以下ようになる。

- ・子どもは、了解不可能な探索を行っている。

- ・不適切な場所への場の特性に合わない逃避行動が見られる。

- ・活動の持続時間が短い、遊びの転導性が気掛かりである。

- ・他者への無関心さや、要求言語行動の欠如がある。

- ・保育者は、不適切な感覚遊びの意図が理解できずにいるが、子どもの意図への関心を示す。

- ・子どもの遊びは、限定された感覚遊びであり、応答的な環境の希求が見られる。

- ・保育者の援助は、保育者主体の誘導であり、子どもは受動的な姿である。

- ・保育者は、限定された感覚遊びの持つ共通点について考察し、応答的環境の希求という法則性の発見をする。

3) さらに追及すべき点・課題

ストーリー・ラインと理論記述により、さらに追及すべき点・課題として以下が記述された。

1) ストーリー・ライン

(1) 保育者A

保育者に対する自発的な要求言語行動の出現と援助要求の表出が見られるようになった。子どもと保育者の間には子どもが欲求を叶えるための道具的な愛着関係が形成され、遊びの多様化が見られた。並行して、トイレに行く等の場の特性に合わない逃避行動が消失した。

物と物の名前といった事物の統合が見られたことで、本児と保育者のやり取りが促進された。やり取りの増加により保育者との共感が生じる中で他者への関心が高まり、他の子どもがやっていることを見ているなどの社会的参照を通じて観察と社会的模倣が見られた。

大人とは積極的にかかわるようになってきた一方で、子どもとのかかわりは観察にとどまっており、大人と子どもの違いを認識しているようであった。身体を使った遊びが出現するなど身体遊びへの意欲が高まり、遊びの多様化が見られた。遊びの多様化は広範にわたっており、他児との並行遊びや日常を再現した象徴遊びも見られるようになった。

(2) 保育者B

保育者とは道具的な愛着関係で結ばれ、興味関心のある遊びに対して、要求言語行動の出現が見られた。車や鞆などの好きな対象とそうでない対象が区別され、弁別する力とそれを共有する行動レパトリーが獲得された。保育者は本児の嗜好が本児の様子から読み取れるようになり、子ども理解への手応えを感じた。

物を用いた対概念を楽しむ遊びが発展し、特に視知覚による弁別遊びなど、本児の興味関心に即した遊びを中心に遊びの多様化が見られた。絵本やパズル等の興味関心に即した遊びを好むようになり、保育室において遊びへ没頭する姿が増えた。「絵本読んで」といった自発的な要求言語行動の出現が見られ、物の概念形成が進んだことからパズルやカー

ドを通じた遊びが成立し、乗り物が登場する絵本を好む様子が見られた。本児の嗜好に関して理解が深まることを通じて、保育者は子ども理解の手ごたえを深めているようであった。

対人面では、他児がいる場への往来が見られ、クラスの他児を参照した探索行動が見られた。わらべ歌等の遊びでの要求言語行動の出現により、保育者も本児との間の道具的な愛着関係の形成を認識していた。楽しいといった肯定的な感情表出が見られ、身体遊びへの意欲が高まった。固定遊具に対して、挑戦する気持ちの芽生えが育ち、模倣することで他児への意識が感じられた。他児からも逃げることなくその場にとどまることができ、ホールを出てトイレに向かうなど場の特性に合わない逃避行動は減少した。保育者の顔をみて共感を要求する表現がみられ、遊具を通じて保育者との交流を図るなど、遊びにおける三項関係の成立を感じていた。

視知覚による弁別遊びを好み、遊びへ没頭する姿が見られるようになったことで居場所の安定がもたらされた。興味関心に即した遊びによって遊びの持続時間が増加しただけではなく、模倣と見立て遊びが生じるようになったが、その対象は大人だけであり、大人と子どもとの違いの認識が成立していることが伺われた。

2) 理論記述

ストーリー・ラインから、理論記述を記述した。本研究で得られたストーリー・ラインからPost期の子どもの遊びに対する保育者の捉えについて理論化すると、以下になる。

- ・ 自発的な要求言語行動の出現と援助要求の表出が見られる。
- ・ 子どもと保育者の間に、道具的な愛着関係が形成され、遊びの多様化が見られる。
- ・ 場の特性に合わない逃避行動が消失する。

- ・事物の統合が見られ、本児と保育者のやり取りが促進される。
- ・やり取りの増加により保育者との共感が生じ、他児への社会的参照を通じて観察と社会的模倣が見られる。
- ・子どもは、大人と子どもの違いを認識している。
- ・身体遊びへの意欲が高まり、遊びの多様化が見られる。
- ・遊びの多様化により、他児との並行遊びや日常を再現した象徴遊びが見られる。
- ・保育者とは道具的な愛着関係で結ばれ、要求言語行動の出現が見られる。
- ・対象が区別され、弁別する力が獲得される。
- ・保育者は、子ども理解への手応えを感じる。
- ・物を用いた対概念を楽しむ遊びが発展し、特に視知覚による弁別遊びなど、本児の興味関心に即した遊びを中心に遊びの多様化が見られる。
- ・絵本やパズル等の興味関心に即した遊びを好み、遊びへ没頭する姿が増える。
- ・自発的な要求言語行動の出現が見られ、物の概念形成が進む。
- ・対人面では、他児がいる場への往来が見られ、クラスの他児を参照した探索行動が見られる。
- ・肯定的な感情表出が見られ、身体遊びへの意欲が高まる。
- ・固定遊具に対して、挑戦する気持ちの芽生えが育ち、他児への意識を感じる。
- ・保育者の顔をみて共感を要求する表現がみられ、三項関係の成立を感じる。
- ・視知覚による弁別遊びを好み、遊びへ没頭する姿が見られ居場所の安定がもたらされる。
- ・興味関心に即した遊びによって遊びの持続時間が増加し、模倣と見立て遊びが生じ、大人と子どもとの違いの認識が成立する。

3) さらに追及すべき点・課題

ストーリー・ラインと理論記述により、さらに追及すべき点・課題として以下が記述された。

- ・自発的な要求言語行動の出現が保育者の本児理解への手応えへとつながり、保育者から本児への関わりを促進したのだとすると、そもそも自発的な要求言語行動はどのような機序で生じたのか？
- ・子どもから保育者への自発的な要求言語行動が占める役割が大きいとすると、言語発達の遅れが大きい子どもに適用する場合に留意すべき点はあるか？
- ・保育者が認知する自発的な要求言語行動には、どのようなレパートリーがあるか？
- ・保育者が子どもに生じた変化を認識することを助けるような園内研修やケース検討の在り方はどのようなものか？
- ・本研究において用いられた包括的モデルは、保育者が子どもの遊びにおける主体的・能動的側面へ着目することを目指しているが、子どもの遊びの質が変化し多様化する中で「もっとこうなって欲しい」という子どもへのパターンリスティックな介入は生じないか？

IV 考察

本研究では、包括的モデルによる個別の指導計画に基づく保育が、子どもの遊びの質にどのような変化を与えたかについて保育者の捉えを明らかにすることが目的である。

1. Pre期における子どもの姿と保育者の語り

Pre期において保育者は子どもを居るべき場所に留まることができず、意図の見えない了解不可能な行動を繰り返す姿として映っていた。そして子どもの行動の不可解さは、要求言語行動の乏しさや他者への無関心さによ

ってより強固なものとなり、保育者主導の働きかけに受動的にこたえる手応えの無い子どもとして語られていた。保育者が実践の中で経験した子どもの遊びの姿は、ある程度活動しているが、たびたび中断してしまう状態¹⁴⁾であると言えよう。また、他者は自分にどのような役割をしてくれる存在なのかを認識できず、自他のイメージが混とんとしている段階¹⁵⁾であったと考えられる。

一方で、インタビューの後半において一見不可解に見える子どもの行動の意図を探るような発言が見られ、保育者同士の対話によって子どもの意図や行動に通底する法則性について仮説生成的推論：アブダクション¹⁶⁾が行われていた。

子どもの気持ちが分からないといったような子どもの言動への理解不可能性が保育者の関わりに影響するのであれば、こうしたアブダクティブな仮説生成は保育実践の変化を考察する上で重要な行為であると考えられる。しかしながら、本研究ではPre期における子どもの姿の評価を包括的モデル適用後に実施しており、ストーリー・ラインおよび理論記述の中で抽出された法則性が包括的モデル導入後の子どもへの関わりにどの程度影響していたかを特定できない点について留意する必要がある。

2. Post期における子どもの姿と保育者の語り

Post期において、子どもに自発的な要求言語行動や保育者に援助を要求するような言動が出現し始めたことが報告された。こうした子どもの要求を叶えるように援助する中で子どもに様々な変化が生じたと語られている。

保育者が子どもの欲求を叶える道具として機能する愛着関係は、保育者との身体接触や遊具遊びなど快適な感覚体験を共有し快適段階から安定した依存段階¹⁵⁾への移行を促したと考えられる。このような安定した依存段

階への移行は、子どもと保育者間の関係の深化を導いた。まさに養護と教育が一体となり、遊びを通じて子どもの発達をもたらされたと考えられる。

また、遊びの多様化と他者に対する肯定的な関心が輻輳的に影響する中で、本児に他児の社会的参照や模倣行動が生じており、子ども同士の関係も変化したと考えられる。

こうした子どもの姿は、Pre期に観察された自他のイメージが混とんとしている段階の様子とは対照的であり、開放的で環境に積極的にかかわり、挑戦的な活動に取り組み、想像力がある程度活動に反映している状態¹⁴⁾であると言えよう。結果的に、保育室などの適切な場で遊びこむ様子が頻繁に見られるようになり、場の特性に合わない不適切な行動が減少したことも報告されている。

3. まとめと今後の課題

本研究では、自閉スペクトラム症の診断を受けた1歳児クラスの子どものとその保育者を対象に、包括的モデルの効果を検証した。先行研究から、包括的モデルの導入によって園の全体的な計画と年間指導計画のもとで学びの物語とABC記録に基づく集団包括的な視点に立脚した個別具体的な計画としての個別の指導計画を作成が可能になったと考えられる。また、この計画は二項対立的な評価から脱却し、子どもの遊びの能動的側面に照射することを可能にした⁵⁾と考えられる。

保育者へのフォーカスグループ・インタビューの結果とSCATによる分析結果から、包括的モデルの導入によって子どもの生活と遊びの質に変化が生じたと考察された。保育所保育指針解説⁸⁾によれば、生活や遊びの経験を通して子どもの発達が促されるとされており、このことは保育者の本児についての語りと一致していたと考えられる。

子どもの生活と遊びの質に上記のような変化が生じたのは、集団包括的な視点により対

象児に無理のない目標設定を行ったこと、個別具体的な視点として学びの物語により子どもの能動性を捉えたこと、ABC記録により保育者の具体的行動の理解と援助を見出すことができたという包括的モデルの貢献によるものと考えられる。

本研究の限界および今後の課題として、子どもの姿の評定が包括的モデル導入後に実施されているために子どもと保育者に生じた変化を逐次的に追跡できなかったこと、対象児が1名であるために本児特有の要因が関与している可能性を排除できないことが挙げられる。今後はこうした課題の克服に向けて研究を計画することが求められるだろう。

謝辞

本研究への主旨をご理解頂き、快くご協力いただきました保育者の皆様に心より感謝申し上げます。本研究は、利益相反に関する開示事項はありません。

文献

- 1) 松井剛太. 保育本来の遊びが障害のある子どもにもたらす意義―「障害特性論に基づく遊び」の批判的検討から―. 保育学研究; 2013 ; 51(3): 295-306.
- 2) 吉川和幸. 障害のある子どもに対する個別の指導計画、保育記録―保育者の子ども理解のために―. 発達. 2021; 168:33-38.
- 3) 吉川和幸. 私立幼稚園における特別な支援を要する幼児の個別の指導計画の書式の分析. 札幌大谷大学紀要. 2012; 42: 65-71.
- 4) 吉川和幸. 障害児保育の指導計画、記録及び評価. 保育士等キャリアアップ研修テキスト3 障害児保育. 2018: 60-81.
- 5) 齊藤勇紀・吉川和幸・小林智. 障害児保育における幼児期の学びに即した包括的モデルによる個別指導計画の検討. 保育と保健; 2021; 27(2): 23-29.
- 6) マーガレット・カー. 大宮 勇雄・鈴木佐喜子訳. 保育の場で子どもの学びをアセスメントする―「学びの物語」アプローチの理論と実践―. 東京: ひとなる書房; 2013; 17-47.
- 7) ジョン・O・クーパーカー他. 中野良顕訳. 応用行動分析学. 東京: 明石書店; 2013; 94-96.
- 8) 厚生労働省. 保育所保育指針解説. 東京: フレーベル館; 2018; 24-25.
- 9) 池田竜介. 日常の保育実践における保育者の子ども理解の特質―保育者が子どもを解釈・意味づけする省察の分析を通じて―. 保育学研究; 2015; 53 (2) : 6-16.
- 10) Vaughn, S., Schumm, J. S., & Sinagub, J. (井上修、監訳、田部井潤・芝原宜幸、訳) グループインタビューの技法. 東京: 慶應義塾大学出版会; 1999; 215.
- 11) 大谷尚. 4ステップコーディングによる質的データ分析手法SCATの提案―着手しやすく小規模データにも適用可能な理論化の手続き―. 名古屋大学大学院教育発達科学研究科紀要(教育科学). 2008; 54(2) : 27-44.
- 12) 大谷尚. SCAT: Step for Coding and Theorization ―明示手続きで着手しやすく小規模データに適用可能な質的データ分析手法. 感性工学. 2011; 10(3) : 155-160.
- 13) 大谷尚. 質的研究の考え方 研究方法論からSCATによる分析まで. 名古屋: 名古屋大学出版会; 2019; 271.
- 14) 秋田喜代美・芦田宏・鈴木正敏・門田理世・野口隆子・箕輪潤子、他. 「保育プロセスの質」研究プロジェクト編. 子どもの経験から振り返る保育プロセス; 幼児教育映像制作委員会; 2010; 8-9.
- 15) 高橋脩. 乳幼児期の自閉症療育の基本. そだちの科学. 2003; 1: 27-33.
- 16) 米盛裕二. アブダクション 仮説と発見の論理. 東京: 勁草書房; 2007; 81-84.

ひきこもりの実態把握と当事者・家族に 寄り添った支援について

—新潟県津南町での実態調査を通して見えてきたもの—

李 在億¹⁾ 小澤 薫²⁾ 斎藤 まさ子³⁾ 中原 敦子⁴⁾ 寺口 祐司⁴⁾

1) 新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

2) 新潟県立大学人間生活学部子ども学科

3) 長岡崇徳大学看護学部看護学科

4) 新潟県社会福祉協議会

Understanding and Supporting Those with “Hikikomori” and Their Families: Results of a Survey in Tsunan Town, Niigata Prefecture

Jaeuk Lee¹⁾ Kaoru Ozawa²⁾ Masako Saito³⁾

Atsuko Nakahara⁴⁾ Yuji Teraguchi⁴⁾

1) Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare and Psychology, Niigata Seiryō University

2) University of Niigata Prefecture Department of Child Studies

3) Nagaoka Sutoku University Department of Nursing

4) Niigata Social Welfare Council

要旨

本研究は、地域においてひきこもり状態と思われる者がいる世帯の現状を、年齢層・ニーズ別等に特徴を分析、比較検討した。ひきこもり期間の長期化傾向は年齢が上がるほどみられた。ひきこもりの原因としては、若年層では、「学校（部活動を含む）に馴染めなかった」「職場に馴染めなかった」の順であり、中高年層では、「長期に療養を要する病気にかかった」「職場に馴染めなかった」「友人や家族との人間関係がうまくいかなかった」の順であった。また、ひきこもり期間の長さに関わらず、ほとんど外出しない人が2割を占めていた。こうした結果を踏まえて、当事者や家族が早期に相談しやすい環境作りや訪問支援をはじめとした様々なひきこもり支援の情報提供など、当事者が地域社会や人とのつながりを回復していくためのきっかけづくりが必要である。

キーワード

ひきこもり、実態調査、家族、相談支援、居場所

Abstract

This study analyzes and compares characteristics of both young and middle-aged “hikikomori” subjects in a rural area, according to age group and needs. A tendency towards longer withdrawal periods was observed as the age of the subjects increased. As for the causes of their “hikikomori”, for the younger age group the most common were: “could not adjust to school (including club activities)” and “could not adjust to the workplace,” in descending order of prevalence. In the middle-aged and older age groups, the most common causes were: “suffered from an illness that required long-term treatment,” “did not fit in at work,” and “did not have good relationships with friends and family,” once again in descending order. Independently of “hikikomori” period length, 20% of respondents rarely went outside. Based on these results, we conclude that it is necessary to create an environment in which the subjects and their families can easily obtain counseling during the early stages of the “hikikomori”, as well as information about the various types of support available to them (including home-support visits), in order to trigger changes in the “hikikomori” situation.

Key words

Hikikomori, Factual Survey, Families, Counseling, Placement

I はじめに

近年のひきこもり問題は若年層だけではなく、世代を超えて地域全体での対応が必要となる社会的問題である。ひきこもり状態の中高年層（40～64歳）が全国で推計61.3万人、その期間は7年以上が約半数を占めている¹⁾。ひきこもりの背景には、個々人の様々な原因が影響していると思われる。境²⁾は、「近年では高年齢化事例の増加に伴い、全世代で生じるひきこもりが社会問題となっている。ひきこもりの中心層は、2000年頃に就職を迎えた就職氷河期世代である。この世代が中高年に差し掛かったことが高年齢化の背景にある」と指摘している。各地域で早急な対応が求められる年金生活の80歳代の老親と働いていない50歳代の子の世帯問題、いわゆる8050問題にあたる世帯をはじめ、地域で孤立しやすく、排除されやすい人々は、自ら助けを求めることが困難な状況にあることが少なくない。社会的孤立^{注1)}について、船越³⁾は、他者とのかかわりや社会参加が欠如していることを意味すると述べた上、中高年に対して、「ひきこもりが長期化しているため、就労よりもまずは地域とのつながりをどのように回復させるかを考えなければならない」という。このように、地域社会や人とのつながりを回復させていく取り組みが必要である。

本研究は、「地域共生社会実現に向けた基盤構築推進支援事業」（新潟県社会福祉協議会、平成30年度～令和2年度）の一環として設置した、「新たな社会課題の解決に向けた具体的取組の研究・協議に関するワーキングチーム」において実施された、ひきこもり問題に焦点をあてた実態把握と課題解決に向けた取り組みについて検証した。本研究の目的は、調査対象地域において若年・中高年層のひきこもり状態と思われる者がいる世帯の現状を分類、比較検討した上で、より効果的な支援につながるための具体的な方策について、ひ

きこもりの年齢層・ニーズ別に特徴を分析し、今後のひきこもり支援の実践方向を明らかにすることである。調査対象地域は、新潟県社会福祉協議会の生活困窮者自立促進支援モデル事業の関わりから社会的孤立の問題について地域の関係者と共有してきた新潟県中魚沼郡津南町である。本調査は、全国的にも数少ない全戸調査としてひきこもり状態にある本人や家族が抱えている困難を把握、分析した。津南町の人口は10,029人、高齢化率39.0%である（2015年時点）。

「自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果」⁴⁾によると、全国の全自治体1,788ヵ所の中で、実態調査を行っていたのは397自治体で全体の22.2%であった。実施自治体数別にみると、47都道府県中26自治体（55.3%）、1,741の市区町村中371自治体（21.3%）、20の政令指定都市中10市（50.0%）、795の市・区中188市・区（23.6%）、926の町村中173町村（18.7%）が調査を実施していた。また、調査方法については、「民生委員・児童委員（アンケートや聞き取り）」が74.3%と最も多く、次いで、「保健師・NPO・事業者（アンケートや聞き取り）」が21.9%、「標本調査（無作為抽出によるアンケート）」が10.1%、「全戸調査（アンケート）」は2.0%、「その他（当事者からの聞き取り、住民からの連絡など）」が4.3%であった。

II 研究方法

調査対象は、津南町の全世帯3,258世帯（2018年10月現在）である。質問紙は、津南町役場による健康診査申込書等の配布の際、本調査の依頼文、回答用封筒を合わせて同封し、「町政事務嘱託員」という名称の地区の住民代表が全世帯に配布した。質問紙の回収は、「町政事務嘱託員」が健康診査申込書の回収とあわせて行った。なお、回収にあたって、本調査専用の回答用封筒に密封してもら

い、健康診査申込書と同じ封筒に入れて提出してもらった。質問紙への回答は、世帯のうち1名の方が代表して記入する形式をとった。調査は、2018年12月20日から2019年1月8日の期間で実施した。2,714世帯から回答が得られた（配布に対する回収率は83.3%。ただし、白票および項目の50%以上が無回答だった回答については無効票として分析の対象外とした）。有効回答数は2,592部、有効回答率79.6%であった。質問紙の項目は、日常生活における困りごと、相談相手、近所付き合いの状況、地域活動の状況、家族以外の人と交流をほとんどしない人について尋ねた。本稿における「ひきこもり状態」^{注2)}と思われる者とは、調査票で「ご家庭の中に（回答者自身を含めて）、仕事や学校に行かず、家族以外の人との交流をほとんどしない方」が世帯にいと回答した中から、その人の年齢が「15～64歳以下」に該当し、かつひきこもりのきっかけとして「事故や加齢などにより要介護状態になった」以外の項目に該当する者とした。上記の操作的定義を「ひきこもり状態」の者とした。本稿における定義をもとに「ひきこもり状態」と思われる者がいると回答した世帯数は90（有効回答数に占める割合3.5%）であった。本稿では、この90ケースを中心に分析を行った。さらに、世帯内における該当者の数を尋ねており、「1人」が67世帯（74.4%）、「2人以上」が8世帯（8.9%）^{注3)}、無回答15世帯（16.7%）であった。ここでは、「ひきこもり状態」の者の状況を把握するため、1世帯を1人として考え、「ひきこもり状態」の者は90人として分析を行った。

倫理的配慮として、本調査の依頼文において、質問紙は同封の返信用封筒で投函し、開封されないまま事務局に引き渡され、回答内容はすべて統計的に処理し、個人情報の保護には万全を期して作業すると説明した。

Ⅲ 結果

1. 「ひきこもり状態の者」がいる世帯とそれ以外の世帯

1) 回答者の基本属性

回答者の基本属性は、男性1,374人（53.0%）、女性1,180人（45.9%）、無回答28人（1.1%）、年齢は、「39歳以下」137人（5.3%）、「40～49歳」193人（7.4%）、「50～59歳」424人（16.4%）、「60～69歳」815人（31.4%）、「70～79歳」566人（21.8%）、「80歳以上」452人（17.4%）、無回答5人（0.2%）であった。世帯構成をみると、「夫婦のみ世帯」625世帯（24.1%）、「三世代」571世帯（22.0%）、「ひとり暮らし」444世帯（17.1%）、「夫婦と子ども」404世帯（15.6%）、「その他」531世帯（20.5%）、無回答17世帯（0.7%）であった。回答者の年齢別に世帯類型をみると、「夫婦のみ世帯」の割合が60歳以上で高く、「ひとり暮らし」は年齢が上がるほど高く、80歳以上では3割を超えていた。「三世代」については2割から3割の間を推移していた。

2) 近所付き合いの程度

回答者に、「あなたの近所の方との付き合いの状況」を尋ねている（複数回答）。何らかの「近所付き合い」をしているのは94.9%、「付き合いがない」は1.8%であった。これを「ひきこもり状態の者」がいる世帯とそれ以外の世帯で比較すると、いる世帯では「付き合いがない」は6.7%、それ以外の世帯では1.6%であった。さらに、「近所付き合いがある」という回答のうち、近所付き合いの程度をみると、ひきこもり状態の者がいる世帯では、「あいさつを交わす程度」は60.7%、それ以外の世帯は48.7%であった。

3) 日常生活の心配ごとや悩みごとの相談相手

回答者に「あなたは日常生活の心配ごとや悩みごとの相談を誰に」するか尋ねている（複数回答）。誰かしら相談相手が「いる」は91.0%、

「いない」は4.4%であった。ひきこもり状態の者がいる世帯では、相談相手が「いない」が7.8%、それ以外の世帯が4.2%で、「ひきこもり状態の者」がいる世帯では、「相談相手がいない」が約2倍であった。「ひきこもり状態の者」の年齢別（2区分）にみると、「40～64歳」の中高年層の世帯では、「相談相手がいない」が12.3%で、「ひきこもり状態の者」の年齢が高い方で「相談相手がいない」が高くなっていた。相談相手が「いる」場合の相談相手は、「配偶者」「子ども」「友人・知人」の順であり、「15～39歳」の若年層の世帯で「配偶者」が7割と特に高い。また、「役場の人」は15.6%で、それ以外の世帯（3.7%）の5倍の大きさになっていた。家族に「ひきこもり状態の者」がいる世帯における役場の役割の大きさが伺える。

2. 「ひきこもり状態の者」の状況

1) 「ひきこもり状態の者」の属性

「ひきこもり状態の者」の性別は、男性51人（56.7%）、女性36人（40.0%）、無回答3人（3.3%）であった。年齢は、「15～19歳」9人（10.0%）、「20～29歳」9人（10.0%）、「30～39歳」15人（16.7%）、「40～49歳」19人（21.1%）、「50～59歳」20人（22.2%）、「60～64歳」18人（20.0%）であり、中高年層（40～64歳）が6割を占めていた。性年齢別でみると、男性では「40～49歳」「15～19歳」が高く、女性では「50～59歳」「60～64歳」が高くなっていた。男性では40歳代、女性では50歳代がピークとなっていた（図1）。

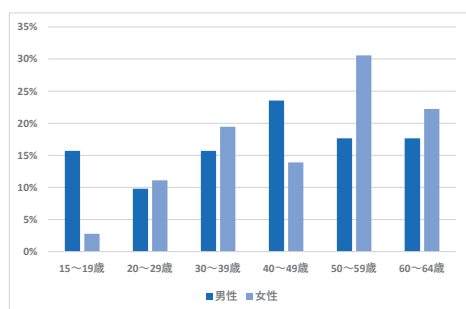


図1 「ひきこもり状態」の者の性別年齢構成

2) 「ひきこもり状態の者」と回答者の関係

次に「ひきこもり状態の者」と回答者の関係についてみていく。「ひきこもり状態の者」がいると回答した人の年齢構成をみると、「39歳以下」4.4%、「40～49歳」7.8%、「50～59歳」18.9%、「60～69歳」33.3%、「70～79歳」20.0%、「80歳以上」15.6%であった。回答者の8割が50歳以上であった。「ひきこもり状態の者」の年齢（2区分）と回答者の年齢をクロスすると、「ひきこもり状態の者」が中高年層では、回答者の2割が80歳以上で、60歳以上では約8割であった。回答者からみた「ひきこもり状態の者」の続柄では、「子ども（未婚）」51.1%、「本人」14.4%、「兄弟姉妹」7.8%、「子ども（既婚）」6.7%、「配偶者」6.7%であった。未婚と既婚を含む「子ども」が約6割を占めていた。「ひきこもり状態の者」が若年層では「子ども（未婚）」72.7%と7割を占め、中高年層でも「子ども（未婚）」が38.6%と高かった。中高年層では、子どもに次いで、「本人」19.3%であった。

3) 「ひきこもり状態」の期間

「ひきこもり状態」の期間は、「6ヶ月未満」5.6%、「6ヶ月～1年」10.0%、「1～3年」15.6%、「3～5年」10.0%、「5～7年」5.6%、「7～10年」11.1%、「10年以上」35.6%であった。10年以上が3分の1強、7年以上では半数以上を占めていた。ここでは、便宜的に「ひきこもり状態」の期間を「3年未満」「3～10年未満」「10年以上」の3区分でみていく。「ひきこもり状態」の期間を性別でみると、男女でほぼ同じ傾向がみられた。次に、「ひきこもり状態の者」の年齢別（2区分）にみると、若年層では「3年未満」が4割を占め、「10年以上」は2割程度であった。中高年層では、「3年未満」は2割、「10年以上」は5割であった（図2）。

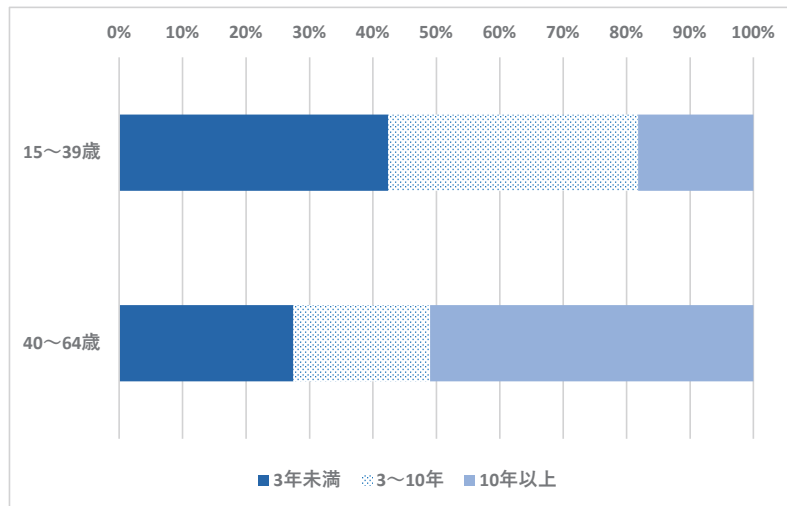


図2 「ひきこもり状態の者」の年齢別ひきこもり期間（3区分）

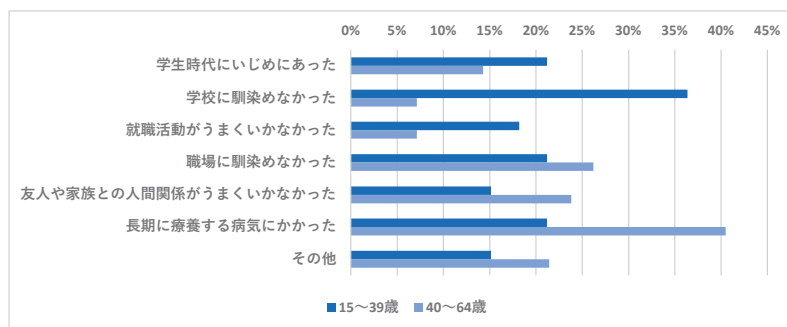


図3 「ひきこもり状態の者」の年齢（2区分）別ひきこもるきっかけ

4) 「ひきこもり状態」になったきっかけ

ひきこもり状態になったきっかけをみると（複数回答）、「長期に療養を要する病気にかかった」32.0%、「職場に馴染めなかった」24.0%、「学校（部活動を含む）に馴染めなかった」20.0%、「友人や家族との人間関係がうまくいかなかった」20.0%、「学生時代にいじめにあった」17.3%であった。

「ひきこもり状態の者」の年齢別（2区分）にみると、若年層では、「学校（部活動を含む）に馴染めなかった」「職場に馴染めなかった」の順であった。中高年層では、「長期に療養を要する病気にかかった」「職場に馴染めなかった」「友人や家族との人間関係がうまくいかなかった」の順であった。ひきこもりのきっかけとして、学校での経験、職場での経験が挙げられており、就職を経験している人が一定数いることがわかる。また、中

高年層でも「学生時代にいじめにあった」と回答している割合が14.3%であった（図3）。

次に、ひきこもりの期間とひきこもりになったきっかけについてみていく。ひきこもり状態が「3年未満」では、「学校（部活動を含む）に馴染めなかった」「職場に馴染めなかった」はそれぞれほぼ3割であった。ひきこもり状態が「10年以上」では、「長期に療養を要する病気にかかった」「職場に馴染めなかった」が多かった。「長期に療養を要する病気にかかった」「職場に馴染めなかった」「学生時代にいじめにあった」は、ひきこもり期間の長期化と特に関係が深かった（図4）。

5) 「ひきこもり状態」の者の交流状況

「ひきこもり状態の者」の交流状況をみると、「家族と会話するが家族以外の人とは交流がない」61.9%、「近隣住民とは交流がある」

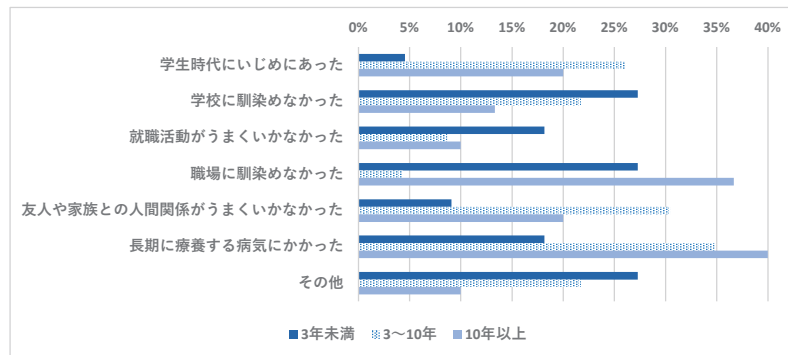


図4 「ひきこもり」の期間（3区分）別ひきこもるきっかけ

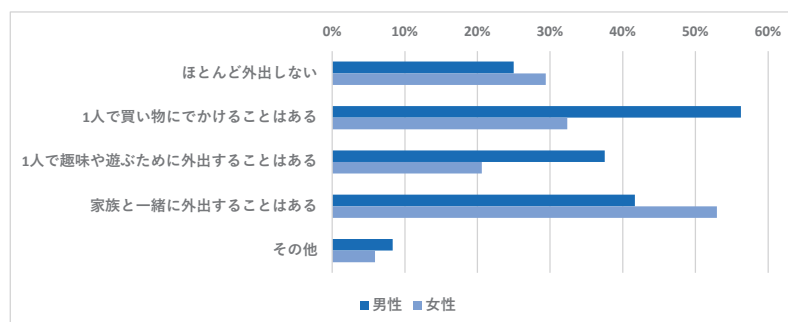


図5 「ひきこもり状態の者」の性別と外出状況（複数回答）

25.0%、「人と会うことはほとんどないが、SNS、インターネット、電子メール、スマートフォン等を通じて人と交流している」23.8%、「趣味のために人と会うことはある」14.3%、「家族ともほとんど会話がな」8.3%であった。6割は家族との会話があり、2割は近隣住民との交流があった。そのなかで、「家族ともほとんど会話がな」が約1割であった。

現在の交流状況を性別でみると、男性の方が「家族ともほとんど会話がな」が高かった。「ひきこもり状態の者」の年齢別（2区分）に現在の交流状況をみると、若年層で「家族ともほとんど会話がな」が1割を超え、「家族と会話するが家族以外の人とは交流がな」が6割を超え、人との関係を閉ざしている割合が若年層の方が高かった。中高年層では「近隣住民とは交流がある」が3割を超えていた。ひきこもりの期間別（3区分）に交流状況をみると、「近隣住民と交流がある」は、3年未満では4割だが、10年以上で2割と半減していた。

6) 「ひきこもり状態の者」の外出状況

「ひきこもり状態の者」の外出状況は、「普段は家にいるが、一人で買い物に出かけることはある（以下、一人で買い物）」47.1%、「普段は家にいるが、家族と一緒に外出することはある（以下、家族と一緒に外出）」45.9%、「普段は家にいるが、一人で趣味や遊ぶために外出することはある（以下、一人で趣味）」30.6%、「ほとんど外出しない」25.9%であった。「ほとんど外出しない」は性別でほとんど変わらないが、「一人で買い物」「一人で趣味」は男性で高く、「家族と一緒に外出する」は女性で高かった（図5）。

年齢別（2区分）では、若年層で「ほとんど外出しない」が中高年層に比べて2倍ほど高く、中高年層では「一人で買い物」が半数以上であった（図6）。

3. 相談、必要なこと

1) 「ひきこもり状態」についての相談

「ひきこもり状態の者」について相談した

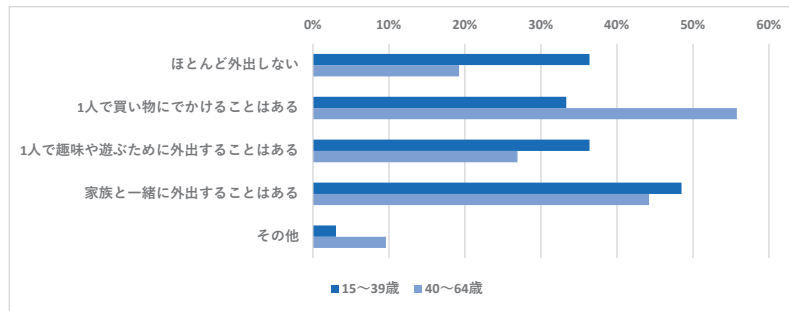


図6 「ひきこもり状態の者」の年齢（2区分）別外出状況（複数回答）

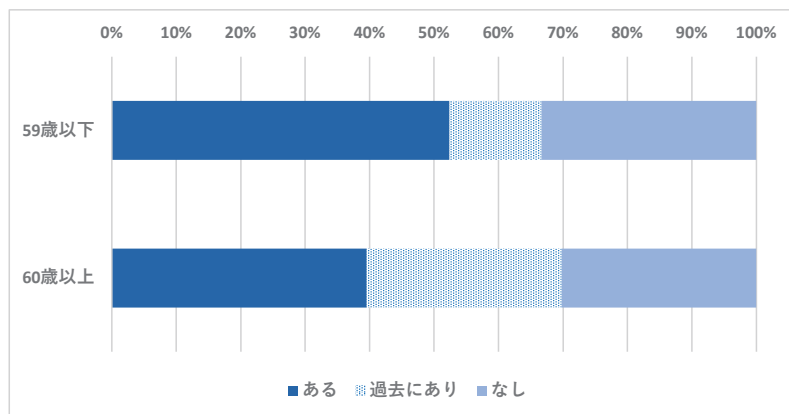


図7 回答者の年齢とひきこもりについて相談したこと

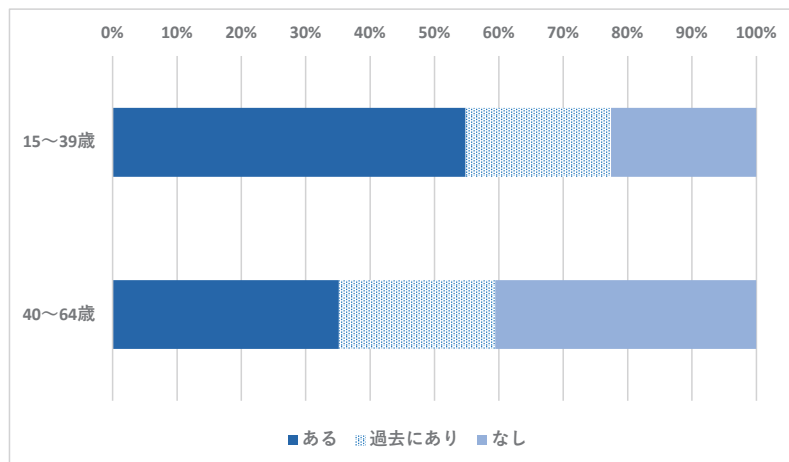


図8 「ひきこもり状態の者」の年齢（2区分）別とひきこもりについて相談したこと

ことがあるか尋ねている。「ある」44.1%、「過去にしたことはあるが、今はしていない（以下、過去にしたことはある）」23.5%、「ない」32.4%であった。7割は相談したことがあり、3割は相談をしたことがないという回答であった。回答者の年齢でみると、「相談したことがない」は年齢によってほとんど変わらなかった。「過去にしたことはある」については、59歳以下では14.3%、60歳以上

では30.2%で、60歳以上では2倍以上になっていた（図7）。

次に、「ひきこもり状態の者」の年齢別（2区分）にみると、若年層では8割が相談したことがあるが、中高年層では4割が相談したことがなかった。「過去にしたことはある」は2割程度で年齢による差はみられなかった（図8）。

相談した相手や、相談して感じたことにつ

いて、自由記述による回答を得た。33世帯から回答があり、複数回答を含めて54の回答があった。整理すると「役場（保健師を含む）」14、「医療機関」13、「学校関係」5、「社会福祉協議会」3、「家族」3、「友人・知人」2、「NPOや家族会」4であった。回答者の半数は、役場（保健師を含む）、医療機関を挙げている。相談して感じたこととして（一部抜粋）、「聞いてもらって気が楽になった」「理解してくれる人ができたことで安心した」「よく相談に乗ってくれた」など肯定的な回答、「重症な人にはあまり適切な支援がない」「対応があまりよくない」「勉強不足を感じています。もっと外にも目を向けてほしい」「専門の相談員を置いてほしい」など否定的な回答があった。

2) 「ひきこもり状態の者」にとって必要なこと

「ひきこもり状態の者」にとってこれから必要なことは（複数回答）、「友だちや仲間づくり」45.7%、「身体・精神面について相談できる専門機関」42.9%、「自立に向けたきっかけづくり」41.4%、「就労に向けた準備、アルバイトや働き場の紹介」37.1%であった。「ひきこもり状態の者」が若年層では、必要と考えていることが全体的に高く、特に、「就労に向けた準備、アルバイトや働き場の紹介」「自立に向けたきっかけづくり」は、中高年層と大きな差になっている。その一方で、中高年層では「何も必要ない、今のまま

で良い」が15.0%で、若年層の3倍となっている。「ひきこもり状態の者」が若い場合は、多くの選択肢を求めている、特に働き場の紹介、自立に向けたきっかけづくりが高くなっていた（図9）。

ひきこもりの期間が「10年未満」で高いのは、「身体・精神面について相談できる専門機関」「友だちや仲間づくり」「就労に向けた準備、アルバイトや働き場の紹介」「自立に向けたきっかけづくり」の順であった。「10年以上」では「いつでも気軽に立ち寄れるサロンや居場所」「生活費についての相談」「何も必要ない、今のままで良い」の順であった。ひきこもりの期間によって、必要と思うことに違いがみられた（図10）。

次に、回答者の年齢で必要と思うことをみると、59歳以下では「就労に向けた準備、アルバイトや働き場の紹介」が高く、60歳以上では「身体・精神面について相談できる専門機関」が高く、大きな差がみられた。他にも回答者が60歳以上では、「何も必要ない、今のままで良い」、「定期的（または不定期）な訪問相談の機会」、「いつでも気軽に立ち寄れるサロンや居場所」、「生活費についての相談」が高く、回答者の年齢によっても必要と思うことに違いがみられた（図11）。ひきこもり状態についての相談の経験別に必要と思うことをみると、「ある」「過去にはあるが今はしていない」「相談したことがない」それぞれで違う傾向がみられるというよりも、

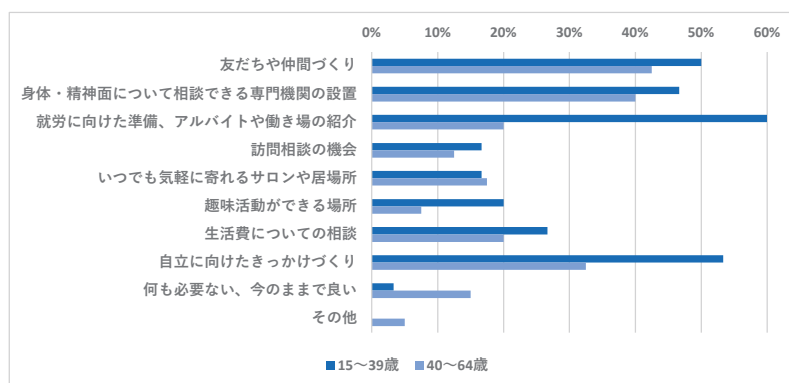


図9 「ひきこもり状態の者」の年齢（2区分）別必要と思うこと

ひきこもりの実態把握と当事者・家族に寄り添った支援について

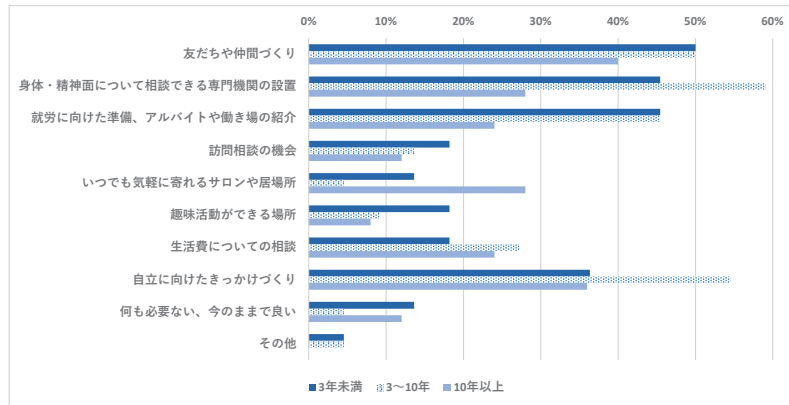


図10 ひきこもり期間（3区分）別必要に思うこと

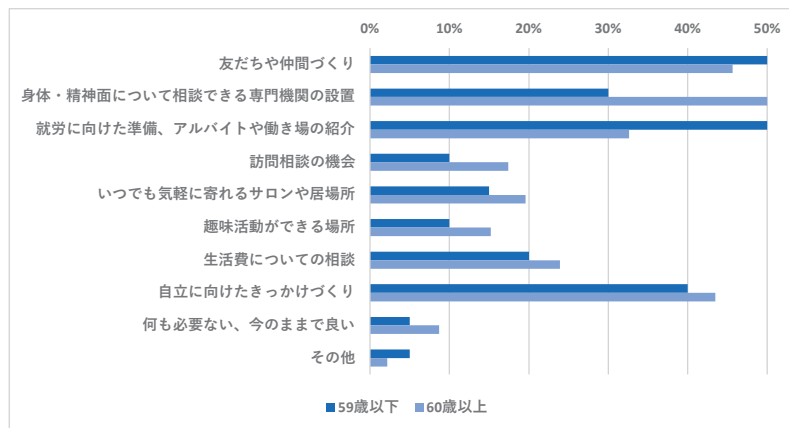


図11 回答者の年齢（2区分）別必要に思うこと

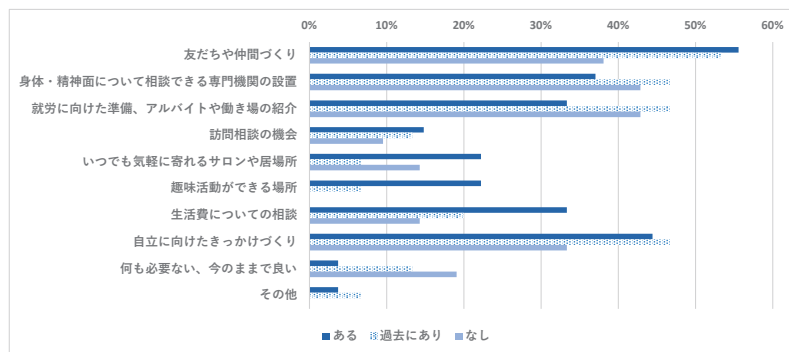


図12 相談の経験別必要に思うこと

「友だちや仲間づくり」「自立に向けたきっかけづくり」「生活費についての相談」は、「ある」「過去にはあるが今はしていない」で高い傾向がみられ、「身体・精神面について相談できる専門機関」「就労に向けた準備、アルバイトや働き場の紹介」「何も必要ない、今のままで良い」は、「相談したことがない」「過去にはあるが今はしていない」で高い傾向がみられた。「相談したことがない」では、

「何も必要ない、今のままで良い」が2割と一番高く、4割は仲間づくり、相談機関、働き場の紹介を挙げていた（図12）。

Ⅳ 考察

本調査の特徴は、ひきこもりの実態把握として地域住民への悉皆調査によって得られた結果であること、当事者の家族や当事者自身

が回答していることが挙げられる。

1. ひきこもりの原因と期間

「ひきこもり状態の者」の年齢が上がるほど、「ひきこもり状態」の期間が長期化する傾向がみられ、「ひきこもり状態」が継続している状況と考えられる。ひきこもり状態に至るきっかけの一つとして注目されるのは「いじめ」であるが、本調査でもひきこもり期間の長短にかかわらず、「いじめ」がひきこもるきっかけの一つになっていることが明らかになった。ひきこもりUX会議⁵⁾では、「ひきこもりの原因と累計期間」として「1年未満」と「15～30年以上」を比較して、「15～30年以上」の方が大きくなっている要因として「いじめ」「不登校」「家族との関係」を挙げている。なお、本調査では、「ひきこもり状態」の期間「1年未満」が15.6%を占め、他調査⁶⁻⁷⁾(KHJ調査2.1%、島根県調査4.4%)と比べて、高い傾向がみられた。悉皆調査によってひきこもり期間の短い者も比較的多くいることがわかった意義は大きい。学生時代の経験や人間関係におけるつまづきが、年齢を重ねてもきっかけとして残り続けるということは、ひきこもりの初期段階で支援につながることであれば、きっかけの克服、解消につながりうると考えられる。悉皆調査によってひきこもり初期段階でのアプローチが可能となったことは、大きな意義と言える。

2. 外出状況と居場所

「ひきこもり状態の者」の外出状況では、ひきこもり期間の長短に関わらず「ほとんど外出しない」が2割を占めており、一定数、外に出られていない人がいる。「普段は家にいるが、家族と一緒に外出することはある」はひきこもり期間が短い方で高く、長期化することでその割合は下がっていた。一方、「普段は家にいるが、一人で買い物に出かけるこ

とはある」「普段は家にいるが、一人で趣味や遊ぶため外出することはある」については、ひきこもり期間が長い方で高くなっていた。このことは、ひきこもり状態が長期化しているが、買い物や趣味といったことについて外出できているため、徐々に外出できるだけのエネルギーが蓄えられてきているとも考えられる。居場所等、当事者が人と出会える場としての社会資源の増設と、そのような資源との関わりが持てるようなアプローチが必要である。社会資源の充実については、専門職だけではなく、地域住民（ボランティアなど）に関わってもらうことも有効だと考えられる。

3. 相談先と家族支援

相談については、「過去にしたことがあるが今はしていない」の割合が高かった。「ひきこもり状態の者」がいる世帯の特徴として、それ以外の世帯と比較して近所付き合いがない、もしくは近所付き合いが薄い割合が高かった。その要因として、世帯にひきこもり状態の者がいるからそうなのか、もともとそうなのかは判断できないが、世帯として孤立している傾向がみられた。それは、日常生活の心配ごとや悩みごとの相談相手がいないという回答からも読み取れる。そのなかで、町役場は相談先として高くなっていた。特に、「ひきこもり状態の者」がいる世帯では、それ以外の世帯と比較して町役場を挙げる割合が高かった。もともと住民にとって町役場は身近な存在で、何かあれば頼ることができる場所として定着しているとも考えられる。こうしたメリットを活かしたアプローチは有効となる。また、回答者が相談して感じたこととして「聞いてもらって気が楽になった」「理解してくれる人ができて安心した」という声があった。家族にとっての居場所となり得る場所、話ができる相手がいるということはとても重要である。これらのことから、家族の心理的安定のための支援の充実と、ひきこもり

の長期化を防ぐために気軽に相談できる体制整備、さらには不登校やひきこもり支援に精通している専門職の配置など、早急の対策が求められている。

4. 支援する側のスキル等の向上との関連

回答者が相談して感じたこととして、「適切な支援がない」「対応がよくない」などの声があり、ひきこもり支援における支援者の技術不足も指摘されている。ひきこもりUX会議調査⁸⁾では、当事者の感じている支援現場の課題として「支援者のスキル不足」「支援機関の問題」「窓口対応の問題」が挙げられていた。また、KHJ全国ひきこもり家族会連合会による調査⁹⁾では、支援者（保健師）の回答として「ひきこもり相談支援・訪問の課題」は、「相談訪問する余裕がない」が4割を超え、保健所等の多忙さが伺えたとともに、「本人との関わり方がわからない」「親への関わり方がわからない」「スキルを持つ職員がいない」「スキルを学ぶ機会がない」という回答がそれぞれ1～2割挙げられていた。近藤¹⁰⁾は、「保健・福祉に従事する専門職の相談支援技術の向上が必須である。特に疾病性に留まらない事例性を重視した包括的なアセスメント技術を要する課題であることを十分に認識してほしい」と指摘している。多職種による事例検討会や支援者研修会などを開催して技術の向上を図ることは重要である。

V 結論

ひきこもり期間の長期化傾向は年齢が上がるほどみられた。ひきこもり期間が1年未満の人の割合が他調査に比して高い数値を示しており、悉皆調査の利点と考えられた。当事者や家族が、早期に相談しやすい環境作りが求められる。訪問支援をはじめ様々なひきこもり支援の情報提供など、状況変化につ

ながるためのきっかけづくりが必要である。ひきこもり期間が長期化している人の中に、普段は家にいるが自分の趣味などで外出する人が一定数いることから、居場所など当事者が主体的に選択できるだけの社会資源の確保と支援プログラムの充実が求められる。相談について、当事者・家族がひきこもり状態から脱することを諦めさせない支援として、今後の支援計画を当事者や家族と協働で話し合うといった長期的な視野で共通認識できるような対応が重要である。支援者側に、個々の複雑な背景に対応できる包括的なアセスメント力がないなどの技術不足の問題があるため、事例検討会などを通じた支援力の向上が求められる。

ひきこもり状態の者がいる世帯が孤立している可能性があることについて、相談することで安心感などを得ていたことから、行政（町役場）を中心とした相談支援体制のさらなる強化、家族同士で心情を話せる居場所の設置や支援ボランティアの確保なども重要である。

地域の中でひきこもり状態の人のエンパワーメントをはかり、その人の個性を尊重した役割を見出していくことが、地域共生社会実現に向けて重要と考える。

文献

- 1) 内閣府. 平成22年版高齢社会白書.
- 2) 境泉洋. 日本のひきこもり. 臨床心理学. 2020; 20(6): 665-669.
- 3) 船越明子. ひきこもりの実態とあらゆる世代への支援. 保健師ジャーナル. 2019; 75(06): 464-469.
- 4) 厚生労働省. 自治体によるひきこもり状態にある方の実態等に係る調査結果.
- 5) 一般社団法人ひきこもりUX会議. ひきこもり白書2021; 68-69.
- 6) 2020KHJ全国ひきこもり家族会連合会.

実態調査報告書. 2021.

7) ひきこもり等に関する実態調査報告書.
島根県健康福祉部. 2014.

8) 一般社団法人ひきこもりUX会議. ひきこもり・生きづらさについての実態調査2019報告書. 2019.

9) KHJ全国ひきこもり家族会連合会. 保健所等における「ひきこもり相談支援の状況」調査結果報告書. 2019.

10) 近藤直司. ひきこもり問題のこれまでとこれから. 保健師ジャーナル2019; 75(06): 470-473.

注

注1) 高齢者白書（内閣府）では、「社会的孤立とは、家族や地域社会との交流が客観的にみて著しく乏しい状態」と定義している。

注2) ひきこもりの定義について、「様々な要因の結果として社会的参加（就学、就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6ヵ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態を指す現象概念（他者と交わらない形での外出をしてもよい）」である。ひきこもりの評価・支援に関するガイドライン（平成22年5月）。

注3) 該当者が2人以上いる場合は、そのうち年齢の1番低い方について回答するよう、調査票で指示をした。

社会福祉士実習指導者の指導力向上に 資する研修のあり方に関する一考察

—テキストマイニングによる研究論文の内容分析を通して—

小久保 志乃

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

A Study on the Ideal Way of Training that Contributes to Improving
the Leadership of Social worker Training Instructors: Through content
analysis by research literature review and text mining

Shino Kokubo

Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare and Psychology, Niigata Seiryō
University

要旨

本研究は、過去に行った研究結果の検証を踏まえ、実習指導者フォローアップ研修の機能と実習指導者の置かれている状況を明らかにすることで、社会福祉士実習の指導力向上に資する実習指導者育成の研修のあり方を考察することを目的とした。研究方法は、社会福祉士実習指導者に対する教育や研修をテーマとした研究の動向についての文献レビューとそれらの研究「結果」から抽出されたデータを基にテキストマイニングを用いて分析した。

分析結果を基に、それぞれの研究から得られた要点について論点を整理し、考察を行った。実習指導者フォローアップ研修が実習指導者育成において果たす機能は大きいと、その研修内容を変化・発展させる体系的な研修プログラムは実習指導力向上に寄与できると考察し、研修プログラムの検討を試みた。

キーワード

社会福祉士、実習指導者、研修プログラム、テキストマイニング

Abstract

Based on the verification of the results of previous studies, the purpose of this study was to clarify the function of follow-up training for practice leaders and the situation in which practice leaders are placed, and to examine the nature of training for the development of practice leaders that contributes to the improvement of leadership in certified social worker practice. The research method used was a literature review of trends in research on education and training for supervisors of social work practice, and analysis using text mining based on data extracted from the "results" of these studies.

Based on the results of the analysis, we organized and discussed the main points obtained from each study. Since the follow-up training for practical training leaders plays a significant function in the development of practical training leaders, we considered that a systematic training program that changes and develops the content of the training can contribute to the improvement of practical training leaders, and attempted to examine the training program.

Key words

Certified Social Workers, Practical Training Instructors, Training programs, Text mining

I 本研究の背景と目的

2007年の「社会福祉士及び介護福祉士法」改正により、実践力のある社会福祉士を養成する観点から、相談援助実習の充実・強化の一環として、実習指導者の資格要件に社会福祉士実習指導者講習会（以下、実習指導者講習会）の受講が義務付けられた。この実習指導者講習会は、主に国からの委託を受けた各都道府県社会福祉士会を運営主体として実施されている。本稿の筆者が所属する新潟県社会福祉士会においても、2009年からこれまでに8回実施しており、修了者は942名に上る。新潟県社会福祉士会では、実習指導者講習会修了者を対象として、実習指導者フォローアップ研修会を開催するなど、職能団体と大学などの養成施設と実習施設が互いに協力・連携し、きめ細かい実習指導体制を整えてきた。2021年度の新カリキュラム施行を機に、筆者はこれまで実施してきた実習指導者フォローアップ研修会（新潟県社会福祉士会主催）における受講後アンケートの集計・分析を行った^{注1)}。この結果からは、その場のニーズに合わせる有意義な研修という「短期」の視点に加え、長期間の積み重ねをふり返ってより良い研修にする「長期」の視点の双方が必要であり、「長期に渡って問えるアンケート内容も設定すること」「今後も実習指導をより良く実践できるよう、県独自の従来通りの実習指導者フォローアップ研修が継続して必要だということ」「新しい知識や技術に基づいた研修を一定程度行った後、新カリキュラムが定着するにしたがって、現場の実習指導者の求めに応じた実践事例の積み重ねや実習指導者および養成校との情報交流へと研修内容を変化・発展させるような体系的な研修内容を企画すること」という3つの観点が明らかになった。しかし、具体的なカリキュラム構成や研修内容の検討には着手できていない。現任の実習指導者の実習指導力向上を意図し

た継続的な研修制度の拡充が共通課題であると多くの研究者が指摘している（田中2015¹⁾、小松尾2015²⁾、佐藤2015³⁾、村田2010⁴⁾）ように、実習指導者に対する研修の必要性は高く、その根拠を明らかにする研究は蓄積されてきている。その一方で、実習指導者研修内容は学習ニーズに応えているのか、さらに、カリキュラムの改定を想定した研修内容の更新についての検証や議論がなされているとは言えない。そこで本研究を、筆者が2021年に行った研究の追試的研究と位置づけ、社会福祉士実習指導者に対する教育や研修に関する研究の動向およびそれぞれの論文の「結果」部分（以下、「研究『結果』」とする）を調査し、社会福祉士実習指導者育成の場である実習指導者フォローアップ研修の機能と実習指導者の置かれている状況を明らかにすることで、社会福祉士実習の指導力向上に資する実習指導者育成の研修のあり方を考察することを目的とした。

II 研究方法

1. 文献の抽出

分析対象の研究論文は、国立情報学研究所が運営する学術論文や図書・雑誌などの学術情報データベース『CiNii』、『医学中央雑誌Web版』『JDreamⅢ』を用いて、「社会福祉士」「実習指導者」の2つのキーワードで検索した結果、収集できた論文である。なお、文献の採用条件は本研究目的に照し合せ、以下の4点を満たすものとした。

- ①社会福祉士を対象としているもの
- ②社会福祉士実習指導者に関するもの
- ③社会福祉士実習指導者に対する教育や研修に関するもの
- ④2021年8月31日までに発表されたもの

研究デザインは限定せず、質的研究および量的研究の両方を対象とした。

検索の結果、CiNii 39本、医中誌Web36本、

JDreamⅢ14本が抽出された。抽出された89本のなかで、重複論文20本を除いた69本の内、社会福祉士以外の資格についての論文、コラム等の文献を16本、論文タイトルと要約の内容から判断し19本を除外対象とした。その結果、34本の論文を分析対象とした。なお、論文により社会福祉士とソーシャルワークと表記の相違はみられるが、社会福祉士資格養成における社会福祉士実習について示されている論文を対象とした。

2. 分析方法

対象論文について、「著者」「発表年」「調査地」「研究方法」「対象」「結果の要約」を調べ、レビューシートを作成した(表1)。これをもとに社会福祉士実習指導者に関する研究の動向に関して、発表年、調査地、研究方法、研究対象者と対象者数については単純集計を行った。さらに、考察ポイントの絞り込みを行うため、研究「結果」部分に記述された内容を対象とし、KH coder⁵⁾を利用したテキストマイニングによる分析を行った⁶⁾。本研究では、単語と単語の共起関係を確認するために共起ネットワーク図を作成し、共起語のつながりを可視化した。

3. 倫理的配慮

本研究の分析対象は公表論文利用のため、倫理的配慮として記載すべき事項は特にない。

Ⅲ 結果

1. 対象論文の特徴

1) 研究論文発表の経時的变化

研究発表年は2001年1本、2002～2004年0本、2005年1本、2006年1本、2007・2008年0本、2009年1本、2010年4本、2011年2本、2012年2本、2013年1本、2014年1本、2015年5本、2016年5本、2017年3本、2018年2本、2019年3本、2020年1本、2021年1本であった(図1)。

2) 調査地別

調査地別の文献数は、東京都と愛知県が4本と最多であり、次に埼玉県・山梨県・沖縄県の3本、宮城県・京都府・兵庫県・福岡県・熊本県・鹿児島県の2本、北海道・栃木県・千葉県・大阪府・山口県が1本であった(図2)。

3) 研究方法

研究デザイン別の文献数は、アンケート法とインタビューを用いた質的研究22本、実践研究3本、比較分析研究が9本であった。

4) 研究テーマ別

テーマ別への論文の言及を見ると、「スーパービジョン」は8本、「実習プログラム法に基づく指導力・指導方法」は6本、「実習指導者と養成校教員の連携やリフレクションの重要性」については10本であった。その他、実習指導による評価方法、実習指導者の力量のミニマム・スタンダード化や実習教育におけるICTの活用の可能性から、実習指導者養成の研修内容や研修方法へ反映させる必要について言及している論文もあった。一方で、実際に研修内容がどのような方法で行われているかについて言及している論文は1本のみであった。「社会福祉士実習指導者講習会」については4本、「実習指導者フォローアップ研修」については17本の論文が言及しており、実習指導者への研修の必要性とその根拠は複数の論文で言及されていた。

収集できた34文献を対象とした集計および分析から、社会福祉士実習指導者に関する研究の動向として、以下4点が明らかになった。

- ①2015年以降の5年間に研究が活発に行われたこと
- ②実習指導者を調査とした研究に地域性はみられないこと
- ③実習指導者を調査対象とした質的研究が大多数であること
- ④実習指導者の実習指導力向上が課題となっていること

表1. 社会福祉士実習指導者育成と課題に関する文献に関する文献レビュー

	著者、発表年	調査地	対象	「結果」の要約
アン ケ ー ト 法 、 イン タ ビ ュ ー 調 査 を 用 い た 質 的 研 究	1 若本義浩、中島たまみ、松永繁、黒木豊城、2019	東京都	福祉実習施設80カ所	多様な学生の指導においては、実習内容の個性化が必要であり指導員と教員の学生情報への密な関係が必要である。また、学生への期待値に関する調査においては、実習が学生にとって意義ある機会になる様に提えている。最後に多様な学生への有効な指導として、実習指導者と教員の連携が重要であることが示唆された。
	2 長屋美穂子、2016	埼玉県	平成24・25・26年の実習生113名	実習における評価に注目し、挨拶のタイミング・職員や利用者に対してのコミュニケーションの取り方・職員同士のやり取りの中から感じること、援助者としての積極性、福祉施設の現場ならではの遭遇した場面に対応することにより多くのことを学習している、社会での貴重な体験は、さまざまな観点から実習生自身が自己を見つめる絶好の機会となり、計り知れない大きな学習効果も上げていると評価できる。
	3 大山博幸、片山友子、2016	埼玉県	平成26年の相談援助実習を行う実習生	実習生による自己評価のみの結果ではあるが、本研究の結果から、評価表によって、相談援助実習でなされた学習内容とその達成度を確認することができた。
	4 近藤 尚也、巻 康弘、川勾 亜紀奈、福岡 麻紀、松本 望、鈴木 幸雄、2016	北海道	2014年度に相談援助実習指導を行った実習指導者全60名	OSCEの評価表と実習生との結果の共有の有無、実習指導者上でのOSCE結果の必要せ、活用に関するアンケート調査を行った。36名（回収率60%）から得られた結果は、回答のあった全ての実習指導者がなんらかの形で確認していることが明らかになった。確認されたOSCE結果の活用実態としては、35名（調査対象の58%）の指導者がなんらかの形で活用していることがわかった。
	5 小松祐子、2015	愛知県	福祉士104名	施設もともと難しいと捉えていた。その理由として、環境要因、教育方法、スーパーバイザーとしての自分自身の要因から整理できた。
	6 佐藤博彦、2015	宮城県	県内高齢者施設に勤務する介護職員220名	県内高齢者施設においては、「社会福祉士実習指導者講習会」を受講した社会福祉士は、実習生に対してスーパービジョンを行うことが可能であれば、職員に対して同様にスーパービジョンが可能になる。従って、勤務先では、質を担保されたスーパーバイザーであるということになる。
	7 荒木剛、山本佳代子、通山久仁子、木村美穂子、小田寛子、2014	福岡県	2012年度に相談援助実習を受けた43カ所	相談援助実習を実施している実習施設における実習プログラムの内容及び指導方法について、その実態を把握することを目的としてアンケート調査を行い、29カ所（回収率67.4%）から得られた結果は、①施設・機関の経営やサービスの管理運営に係る内容、②施設・機関を取り巻く地域の実情の理解に係る内容、について多くの実習施設で取り組まれていることが明らかとなった。指導方法については、「説明」による指導が最も多く用いられていた。一方で、直接支援に係る内容については、「実践」を通じた指導も比較的多く行われていた。
	8 村田真弓、2012	沖縄県	2010年度から209年度の沖縄大学実習施設・期間107施設	2010年度の講習会終了時で沖縄県内においては講習会受講者のいる施設のうち、保健医療分野の占める割合は全体の24.2%という結果となっている。沖縄県における社会福祉士養成について今後の方向性を考える場合、保健医療分野には、指導者要件を満たし得るソーシャルワーカーが多量に存在していると考えられる。
	9 坂井圭介、2011	東京都	実習指導者90人	アンケート調査により、実習施設の8割程度は、現時点でも実習プログラムを準備していないことが分かった。また実習プログラムの準備にあたっては、施設は養成校から内容の提示を受けたと考えていたと、また実習における連携についても、どの場面について大学との協議のとも進めたいと考えていることが示唆され、養成校からの実習施設へのアプローチが求められていることが分かった。
	10 大山博幸、北原俊一、丸山晃、新行内康慈、中庭茂子、安達一孝、2010	埼玉県	社福及び介護福祉課程の学外実習を実施した大学生3年生の22名	サイトを使用して行われた実習生の「自己リフレクション」は、実習指導者によるスーパービジョンや教師のコメントの授与といった「対話リフレクション」との関連が示唆された。
	11 村田真弓、工藤孝、高木博史、2010	沖縄県	2007年度以降実習先の沖縄大学の2007年度以降の実習先におけるアンケートを行った結果、8割を超える回収率を得ることができ、現場のこの問題に対する関心の高さと人材確保に対する不安、さらには社会福祉士養成校と現場の連携の在り方を検討する上で重要な示唆を得ることができた。	
12 竹沢昌子、2001	沖縄県	沖縄県在住の社会福祉士、136名	社会福祉士として実習教育に積極的に関わりたいというグループと、社会福祉士としての意識の希薄さから実習教育への関わりに消極的なグループとに大きく分類された。	
13 塩田祥子、坂下文子、2021	京都府	A法人の全ケアワーカー59名(77人)実習指導者1名(7人)	実習指導者は、実習生の指導に当たって、ケアワーカーと連携していくことが求められる。具体的には、施設外での学びの機会が多い社会福祉士と、利用者の日常を支えるケアワーカーとの情報量の違い、解釈の違いを理解する。そして、常勤、非常勤職員も含めて、わかりやすく情報を伝達していく。さらには、組織として、実習生を任せられたケアワーカーの戸惑いを支える体制づくりが求められる。	
14 荒木剛、山本佳代子、通山久仁子、木村美穂子、小田寛子、2015	福岡県	2012・2013年度に実習した高齢者福祉施設の実習指導者5名	実習プログラムを巡る課題として、①相談援助実習ガイドラインにある実習内容に取り組み難しさ、②ソーシャルワーク実践を指導することのジレンマ、③職員による指導のばらつき、④養成校による実習実地や指導方法の明示の必要性、が明らかとなった。	
15 渡邊隆文、安保尚、井坂優美、橋本博之、初鹿野美穂、和光勇介、渡辺健市、渡辺裕一、2011	山梨県	平成26年度実習指導者抽出されたデータを基にテキストマイニング分析を行った。カテゴリ間の関連を見るために主成分分析を行い、より詳細な分析を行うためクラスター分析を行った。710-717研修参加者の結果、6つのグループが抽出された。実習スーパービジョンの現状と課題として、連携の基盤にある実習指導者と養成校教員との密な会話、対話の関係構築の実習指導者11名と教員4名の計15名が抽出された。	4名の計15名	
16 小沼聖治、川口真実、2019	愛知県	福祉士又は福祉士国家促進要因として、【個人と組織の理念の一致】【ネットワーク実践が可能な職場環境】【日常業務におけるネットワーク形成】【顔の見える二次的実習施設資格を有し、過去1年以内に実習指導経験を【大きな想いと少ない時間】の活用が抽出された。一方、阻害要因として、【資源開発の困難性】【マンパワー不足によるネットワーク実践の不十分さ】【プログラム導入への無自覚】が持つ実習指導者6名抽出された。	抽出された。	
17 米澤美沙子、2019	兵庫県	実習指導者要件者、特社会福祉援助実習における実習指導者のインタビュー調査の結果、実習指導者の社会福祉士像にはバラつきがあり共通項が見出せなかった。国は社会福祉士が果実の計11人、障害者支たす役割や成果等の「見える化」を図るとしている。また2020年から新しい社会福祉士養成カリキュラムが実施される予定であることから、「コアとなる共通基盤」に基づいた社会福祉士像を具体的に言語化できる仕組みの構築が求められる。	抽出された。	
18 渡邊隆文、安保尚、井坂優美、橋本博之、初鹿野美穂、和光勇介、渡辺健市、渡辺裕一、2018	山梨県	平成28年度実習指導者710-717研修参加者の結果、7つのグループが抽出された。実習スーパービジョンの現状と課題として、指導者が抱えるジレンマ、スーパービジョンを行う環境整備、スーパーバイザーの実習指導者15名の自信のなさの3つが示された。	抽出された。	
19 岡村ゆかり、2018	熊本県	表の分析に基づき実習に悩むことが難しい傾向にある項目に基づき、属性の異なる実習指導者8名に対して実習において経験可能か否かについてインタビュー調査を行い、要因指導者8名へのインタビュー調査	抽出された。	
20 赤澤輝和、2017	東京都	2017年度実習受入の病ヒアリングを行った結果、依頼学生の卒業後の進路、実習受入れ条件、実習学年、年間実習受入れ可能人数、実習依頼可能時間、実習可能時期、実習依頼時期	抽出された。	
21 渡邊隆文、安保尚、井坂優美、橋本博之、初鹿野美穂、和光勇介、渡辺健市、渡辺裕一、2017	山梨県	平成27年度実習710-717研修参加教員と実習指導者18名	抽出されたデータを基にテキストマイニング分析を行った。更に、言語的手法を用いて生成されたカテゴリ間の関連を見るためにコレスポンデンス分析を行った結果、6つのグループに分類された。	
22 大橋誠、2009	栃木県	3年以上の実務経験を有する社会福祉士6名	研修システムには当該施設内での支援と併せて県社協等の関係機関との連携・支援体制を構築する必要がある。この研修システムを実現するために次の3点が挙げられる。①国社協内の実習指導態勢の確立②実習指導者の研修及び情報交換の場の整備③県社協での福祉と教育機関及び社会福祉士会との連携	
実 践 研 究	1 永井拓己、柏原正尚、丹羽裕子、片山敬、2017	愛知県	2013年度、2014年度の実習プログラム報告	健康科学部の社会福祉士養成を事例として取り上げ、分散型実習の仕組みの提示ならびに実習指導者との協働による実習プログラムの検討について考察した。特に、実習プログラムの検討では、実習指導者からのフィードバックに留まっていた。
	2 黒岩晴子、2015	京都府	経験したのは一事例であるが、その経験をを通してソーシャルアクションを実習教育に位置づける上での課題を探った。また、社会状況や社会資源の活用の観点からも検討を加えた。実践的示唆としては学生の自律性と連携する力を育む必要性が指摘された。	
	3 田中真佐恵、2015	大阪府	2013年度、2014年度の活動状況	1)委員会活動は実習指導者養成委員会だけで完結せず、引き続き近畿ブロック担当者との連携・協力を進めていくことが重要、2)受講生にとって講習会はプラスの学びとなっている。具体的に分析し、解決方法を考える必要がある。3)モニター施設意見交換会のような情報が集約されていく工夫が必要、4)フォローアップ研修は、実習指導者同士のネットワーク作りと情報交流のために、研修会を組み立て組織的に広報していく。
比 較 分 析 研 究	1 茶屋道拓哉、山下利恵子、有村玲香、大山朝子、高橋信行、2020	鹿児島県	鹿児島国際大学の代替実習プログラム	学内代替実習プログラムは当事者不在になりがちであったが、「ソーシャルワーク視点・地域アセスメントの可視化」を試みた実習指導者によって実習生とイメージの共有化を図ることができていた。
	2 川上賢蔵、2016	熊本県	・各種テキスト14冊・相談援助実習Vを受講している学生19名	社会福祉士実習指導者テキストでは、施設種別に対して、さまざまな職種や複数の職種の職名が想定されていた。その他の各種テキストでも、テキストによって違種の実習指導者も存在し、実習指導者からの直接指導時間数はかなり少ない現状であった。
	3 大山朝子、2016	鹿児島県	福祉事務所への実習プログラム	福祉事務所における社会福祉士実践体制の変化による受入れ先の縮小化、実習指導者の確保の困難さ、実習の受け入れ体制の不統一性等の課題が確認できた。課題を解決するには、福祉事務所に対し、実習の協力を義務づけるような政策的な姿勢が必要である。と同時に福祉事務所側に実習生を受入れることの意義を理解してもらうことが不可欠である。
	4 内田充範、2013	山口県	福祉事務所内で15日間の実習を行った4名の学生の実習日誌60日分	実習指導者は、まず、実習前半においては、支持的機能を基盤として、中盤からの実習課題への取り組みを通して教育的機能を発揮して、実習スーパービジョンを展開している。また、管理的機能については、事前訪問時の必要事項の確認、実習中の日々の日程確認、ふりかえりにおいて実習の進行管理を中心に行われ、実習終了時の評価へとつながっていることが明らかとなった。
	5 明星智美、2012	愛知県	2010年度担当の内、2施設4名の学生の実習記録簿	実習プログラムの提示と実習プログラム上に個別支援計画作成の位置づけがなされること、実習指導者および巡回指導におけるスーパービジョンが、実習生の実践的な学びに有効であることが明らかとなった。
	6 小川 智子、2010	千葉県	文献研究	スーパービジョンを継続すると、実習前には教育現場、実習中には実習現場、実習後においては教育現場と一連の過程の中でスーパービジョンが展開されていることが示された。
	7 高橋昌子、2010	兵庫県	通学・通居の相談援助実習指導・IIと相談援助実習生	様々な実習指導での変化に対し、①見学実習の実施、②巡回指導と療育指導、③実習内容、④実習生・実習指導者・実習指導者の連携について、実習指導教員の立場から、新しい社会福祉士養成に対する今後の指導を考察した。

2. 研究「結果」の内容分析

(1) 単語頻出分析

KH coderによる前処理実施の結果、総抽出語数は9,344語、異なり語数は1,251語であった。複合語については5件以上出現した、「実習指導者」「社会福祉士」「スーパービジョン」、「実習プログラム」^{注2)}等の29語が抽出された。出現回数10回以上の語彙を表2に示した。

抽出語は上位から順に「実習」「実習指導者」など実習に関する語が抽出されている。次に、「社会福祉士」「福祉」と社会福祉士に関する語が抽出された後、「指導」「課題」「必要」「教育」と続く。例えば、「教育」が用いられている文脈を確認すると、「教育の課題」「実習事前教育」の他、「スーパービジョンの教育的機能」「教育機関との連携」「指導教育の環境の整備」などを確認することができる。

図1 研究論文発表の経時的変化

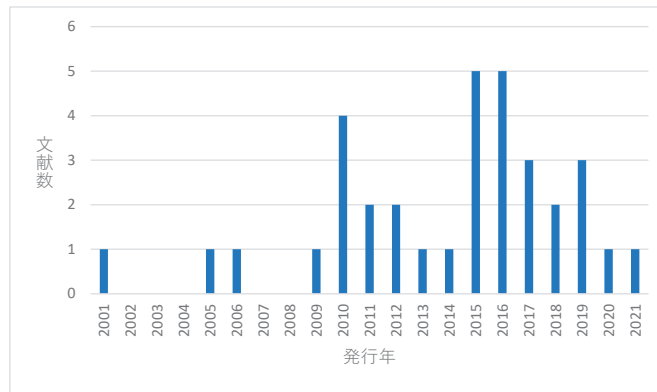


図2 調査地別

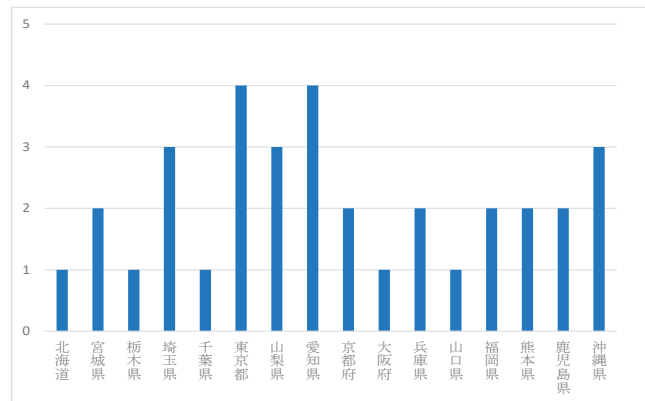


表2 「社会福祉士」「実習指導」に関する抽出語と出現回数

抽出語	出現回数	抽出語	出現回数	抽出語	出現回数
実習	251	考える	23	重要	14
実習指導者	86	研究	22	可能	13
社会福祉士	79	今後	22	社協	13
福祉	66	実習プログラム	21	年	13
指導	54	連携	21	役割	13
課題	39	精神	20	介護	12
必要	36	養成	20	学習	12
教育	35	養成校	20	教員	12
施設	35	検討	19	業務	12
社会	33	明らか	19	体制	12
内容	32	目的	19	問題	12
職種	29	求める	18	医療	11
スーパービジョン	28	保健	18	関係	11
行う	28	分析	17	機会	11
現場	27	資格	16	考察	11
研修	26	実践	16	対象	11
援助	25	評価	16	担当	11
学生	25	専門	15	方法	11
相談	25	機関	14	実施	10
調査	25	現状	14	配置	10
結果	24	支援	14	要因	10
実習教育	24	示す	14		

(2) 共起ネットワーク分析

次に、集計単位を「段落」とし、最小出現数20、描画数50の条件で共起ネットワークを作成した。これにより、出現パターンの似通った語を線で結び、出現語同士の類似性を視覚化することができる。作図にあたっては解釈のしやすさの点から最小スパンニングツリー描画とした(図3)。抽出語が3語以上結んでいる箇所に注目すると、抽出語は4つのグループに分類された。各抽出語が用いられている内容を確認することで、各グループは以下のように推察できる。

グループ1：社会福祉施設に応じた実習内容による養成教育の実践

グループ2：実習生や実習指導上の課題について、調査結果をもとに考察する^{注3)}

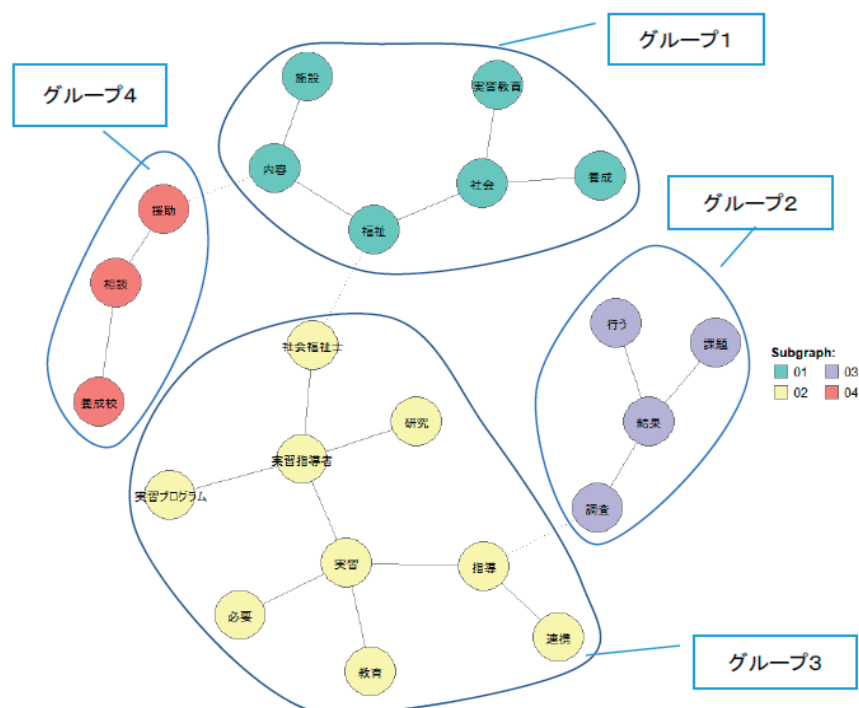
グループ3：実習プログラム方法、指導方法、連携体制の構築に関する知識を修得する

グループ4：実習指導者同士や養成校との情報交流(相談)の場で対話的に学ぶ

研究「結果」に記述された内容を対象としたテキストマイニングによる単語頻出分析および共起ネットワーク分析の結果から、以下2点が明らかになった。

- ①「スーパービジョン」「実習現場や教育機関との連携」「実習プログラム」に関する語が頻出していること
- ②実習指導者の置かれている状況を表す要素として4つのグループに分類できること

図3「社会福祉士」「実習指導者」の共起ネットワーク図



IV 考察

社会福祉士実習指導者を対象とした研究の動向について、単語頻出分析と共起ネットワークで明らかになった要点を基に考察ポイントを絞り込み、社会福祉士実習指導者育成における主な論点を以下のとおり整理した。

- ・「実習指導者フォローアップ研修」は、実習指導の実践やモチベーションを下支えする基盤として機能できているか。
- ・「スーパービジョン」「実習プログラム方法」「指導方法」などの実習指導力向上に資するカリキュラム構成となっているか。

整理した上記2つの論点に対して、より詳細に記載されている文献レビューを用いて、

1. 実習指導者フォローアップ研修を継続することの意義と課題、2. 実習指導者の指導力向上に対する阻害要因、3. 実習プログラミング力量形成に向けた研修内容の検討、の観点から考察を試みる。

1. 実習指導者フォローアップ研修を継続する意義と課題

研究「結果」の共起ネットワーク分析結果から抽出できた4つのグループ間の関連性として、社会福祉施設の特徴や機能に応じた実習内容のため、養成カリキュラムで規定された相談援助の実習体験を実習生に提供できないなど実習指導上の課題が多い。この課題解決のため、実習プログラムの方法や指導方法、養成校教員との連携などを対話的に学びたいと考えている実習指導者のニーズを読み取ることができる。また、文献レビュー結果から、多くの研究論文が言及している「スーパービジョン」「実習プログラム法」「指導方法」は実習指導者が研修で学びたい内容である可能性が高い。このことは、実習指導者が実習指導力を向上させたいというモチベーションと学習ニーズを有していることを意味している。

「実習指導者と養成校教員の連携」「リフレ

クションの重要性」は、養成校教員と連携できる体制の整備の重要性（永井2107⁷⁾、坂井2011⁸⁾、岩本ら2019⁹⁾、荒木ら2015¹⁰⁾）や実習指導者としての言いにくい気持ちを吐き出すことのできる場の重要性（渡辺ら2018¹¹⁾）が指摘されているように、実習指導者は自身の行っている実習指導が、他の実習指導者からの評価や承認を得られるものであるのか、確認や不安払拭できる「環境」や「場」を求めている可能性が高い。実習指導者フォローアップ研修は、新カリキュラムなどの新しい知識のアップデート、リフレクション、実習指導者同士・養成校教員等との情報交流の場として機能している（渡辺ら2017¹²⁾、2018¹¹⁾、2019¹³⁾）。このような多様な機能を兼ね備えた研修環境は、実習指導を下支えする基盤として機能していると思われることから、実習指導者フォローアップ研修を継続して実施していく意義は大きい。

社会福祉士の養成カリキュラム見直しは、社会福祉士および介護福祉士法成立(1987年)から30年余りで3度行われている(1999年、2007年、2020年)ことから、実習指導者フォローアップ研修は、カリキュラム変更に併せ10年サイクルで捉え、体系的な研修システムを見直すことも必要であろう。その一方で、検討するには課題も多い。たとえば、先述した学習ニーズをもつ「実習指導者フォローアップ研修」を対象とする層(特に、「新人層」とは別に、新カリキュラムについての知識や変更点などの情報についての学習ニーズを持つ層、いわゆる「アップデート研修」が必要な「中堅・ベテラン層」が存在する。この2つの層は、学びたい知識が異なるため、学習ニーズが異なる可能性が高い。この異なる学習ニーズを持つ2つの層に応える研修プログラムを考察する必要がある。

2. 実習指導者の指導力向上に対する阻害要因

実習指導者の指導力向上には、いくつかの阻害要因があげられる。第一に、実習指導者の業務内容と実習で体験させるべき事項との乖離がある。社会福祉士養成のための実習内容は、施設や機関の実習指導者に一任されることが多いうえ、社会福祉協議会や地域包括支援センターなどのいわゆるフィールドソーシャルワークを行う機関と特別養護老人ホームや障害者支援施設等のレジデンシャルソーシャルワークを行う福祉施設では、実習内容も大きく異なる。つまり、同じ社会福祉士であっても、分野や施設種別によって職種名や業務内容などが違うことから、実習生に提供する実習内容も異なるという問題が生じ、結果的に、カリキュラムに定められた相談援助やソーシャルワーク体験を提供できないなど、社会福祉士実習の構造的な課題はまだ解決できていない。第二に、実習はスペシフィックな体験であるが、実習生のスペシフィックな体験を将来どのような分野の施設・機関でも活かせるよう、ジェネリックな知識へと変換が求められる。スペシフィックな実践現場プログラムであっても、ジェネラルソーシャルワークのプログラムへと汎用化できると指摘されている（大山2018⁴⁾、黒岩2015⁵⁾）ように、実際の受入体験をもとにした実践事例等の報告をつうじて、実習生のみならず実習指導者も、スペシフィックとジェネリックの相互変換能力を養うことが重要である。第三に、実習プログラミングについて、本来誰が実習を行おうとも、必要な体験から必要な学びを得られるよう実施されなければならない。しかし、多職種連携やアウトリーチ、ネットワーキング、社会資源の活用・調整・開発等の内容を実習プログラムに十分反映できていない現状があるとされる（厚生労働省¹⁶⁾）。

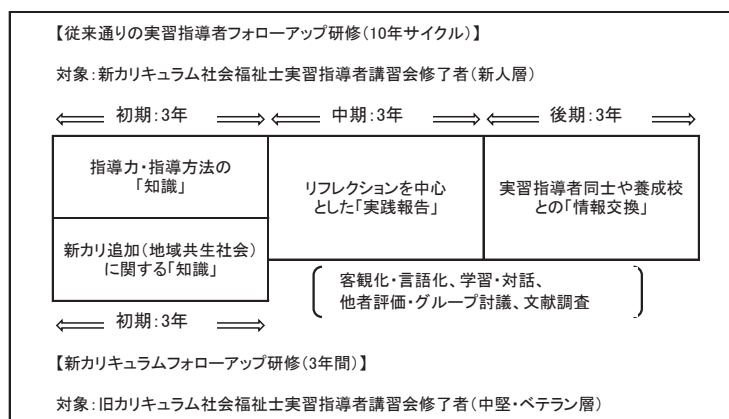
これらの課題を解消させる意図から、実習指導者講習会の必修科目に「実習スーパービ

ジョン論」と「実習プログラミング論」を位置付けている。「スーパービジョン」については、実習指導者講習会受講者の8割以上がスーパービジョンの経験がないまま実習指導者となり、教育的機能の実施をもっとも難しいと捉えている現状が明らかにされている（小松尾,2015²⁾）ように、実習スーパービジョン能力の向上にはさらなる研修が求められる。また、「実習プログラミング論」は知識伝達を中心とした講義形式のため、プログラミングの力量形成に結びつきにくいという課題がある。実習プログラムの作成にあたっては、「現場実践の中からソーシャルワークに関する業務内容を抽出の難しさ」「ソーシャルワーク実践を指導することのジレンマ」「職員による指導のばらつき」などの課題が報告されている（荒木ら2015¹⁰⁾）。実習指導者講習会における実習プログラミング論では、実習指導者一人が抱え込んで実習指導に取り組むのではなく、養成校教員個人との連携という方法に加え、都道府県単位の社会福祉士会と養成校との実習に関する交流・研究あるいは実習指導者フォローアップ研修を活用することを推奨している。このように実習プログラミング論の要請という側面からも実習指導者フォローアップ研修の果たす役割は大きく、継続意義があるといえる。実習指導者フォローアップ研修の企画者は、先述の問題を考慮した上で、実習プログラミングの力量形成に向けた研修内容を検討する必要がある。

3. 実習プログラミングの力量形成に向けた研修プログラム試案

実習指導者の実習プログラミング力量形成のためには、まず、実習指導者自身の業務分析のなかからソーシャルワーク実践を抽出・分析・整理するところから始まる。次に、ソーシャルワーク実習体験項目を選定・列挙し、それらをつうじて伝えるべき価値・知識・技術、実践理論の関連付けを行うプロセスが重

図4 社会福祉士実習指導者フォローアップ研修のプログラム試案(筆者作成)



要であり、自らの実践を省察できる能力の修得が必要となる。社会福祉士の省察的实践を下支えする学習環境の脆弱さ(小久保ら2021¹⁷⁾)の指摘や、研究結果で「リフレクションの重要性」を論じた内容の論文が多いことから、学習環境の見直しが必要であろう。社会福祉士は省察的实践者とされるが、このリフレクションを推進するためには、「①ありのままの自己を映し出す鏡(自己を客観化・言語化することによるふりかえり)、②リフレクションの過程から意識が外れない道しるべによるサポート(学習・対話)、③鏡の歪みを修正するための、他者評価やグループ討議、④鏡の歪みを修正するための、必要な知識との比較・対照を目的とした文献調査」(真鍋ら2004¹⁷⁾)を取り入れていくことが必要条件となっている。実習指導者フォローアップ研修においても、このようなリフレクションを促す要素で構成された学習プログラムをシステムとして組み入れることが重要である。

これまで検討してきた「フォローアップ研修を継続することの意義と課題」「実習指導者の指導力向上に対する阻害要因」「実習プログラミング力量形成に向けた研修内容」を素材として、社会福祉士実習指導者フォローアップ研修プログラム試案として図4のように整理した。

先述した二つの学習ニーズに応えるため、実習指導者フォローアップ研修のあり方をカ

リキュラム変更に併せ10年を一括りとし中長期的に捉え、研修内容を変化・発展させるため、これを3期に分け、従来通りのフォローアップ研修とアップデート研修との2本立ての企画で行うよう工夫したい。初期は「新人層」を対象とした知識(スーパービジョン、プログラム学習等)と「中堅・ベテラン層」を対象とした知識(新カリキュラムに対応した知識)でそれぞれ「知識・技術」を習得し、中期の「実践事例の報告」からの実践知の習得、後期「実習指導者同士や養成校との情報交流」といった流れをそれぞれ繰り返し企画することで、それぞれの学習ニーズに対応できる可能性が高まる。さらに研修内容について、実習指導者講習会の講義系の部分を活用したアップデート研修の開講は漫然と行うのではなく、新カリキュラムの実習指導者講習会で学んだ実習指導者の充足を考慮し、3年を目途に止めるなど期間を設定した体系的なカリキュラム構成が望ましい。つまり、初期の「知識・技術」の研修の3年間においてのみ今回の研究結果から明らかにされた学習ニーズを満たす「従来通りのフォローアップ研修」と「アップデート研修」の2本立てとし、その後の中期と後期の合計6年間は合同の実習指導者フォローアップ研修とする。こうすることで、異なる学習ニーズを持つ実習指導者が同じ環境で学習交流できることになり、対話的で深い学びの場となる可能性は高まる

ものとする。また、この6年間はリフレクション学習を推進するための客観化・言語化、学習・対話、他者評価・グループ討議、文献調査を行うような研修内容を組み入れることが重要である。

V まとめと今後の課題

本研究では、筆者が2021年に行った研究の検証を踏まえ、社会福祉士実習指導者を対象とした研究の動向についての文献レビューに加え、単語頻出分析と共起ネットワーク分析で考察ポイントを絞り込み、考察を行った。実習指導者フォローアップ研修の機能と実習指導者の置かれている状況を明らかにした結果、前回の研究結果と同様に、「実習指導者フォローアップ研修が果たす機能は大きく、継続意義がある」と考察された。また、実習指導者フォローアップ研修の課題や実習指導者の複数の学習ニーズの存在、実習プログラミンの困難さに課題があることから、「実習指導者フォローアップ研修において、実習指導力向上に資する研修内容とするには、カリキュラム変更に併せ10年サイクルで捉え、研修内容を変化・発展させる体系的な研修内容を企画することが重要である」と考察された。本稿では、これらを基に研修プログラムの検討を試みた。

今後の取り組みとして、具体的な研修内容に加え、研修内容を変化・発展させる体系的な研修プログラム構築について、さらなる議論が必要であろう。このため、他県での先進的な取り組みを対象とした事例調査を行うなど、研修の内容構成要素と研修方法に関する精査が必要と考えている。また、社会福祉士養成教育の構造的な課題や新カリキュラムへの移行に伴い、実習指導者の学習ニーズも多様化してくることが予測される。実習指導者などの実践者に対するヒアリングを随時行うなど、研修ニーズを明らかにするための調査

を継続していくこととする。

文献

- 1) 田中真佐恵. 社会福祉士実習指導者講習会の課題と展望—大阪社会福祉士会実習指導者養成委員会の活動を通して—. 大阪社会福祉士. 2015(21): 53-59.
- 2) 小松尾京子. 実習指導者による実習スーパービジョンの課題—教育的機能を中心として—. 日本福祉大学社会福祉論集. 2015; 133: 75-86.
- 3) 佐藤博彦. 高齢者福祉施設における職員研修に関する一考察—介護職員研修に伴う現状と今後の課題—. 東北福祉大学研究紀要. 2015; 39: 49-64.
- 4) 村田真弓・工藤歩・高木博史. 相談援助実習指導者の資格要件に関する調査研究—沖縄大学実習施設・機関アンケートから—. 地域研究 沖縄大学地域研究所. 2010; 7: 115-131.
- 5) 樋口耕一. KH coder<<https://kncoder.net/>>. 2021年8月30日.
- 6) 樋口耕一. 社会調査のための計量テキスト分析—内容分析の継承と発展を目指して—. 235. ナカニシヤ出版: 京都. 2014.
- 7) 永井拓己・柏原正尚・丹羽啓子・片山徹. 社会福祉士養成における分散型実習の取り組み—実習指導者との協働による実習プログラムの検討を中心に—. 日本福祉大学健康科学論集. 2017; 20: 35-43.
- 8) 坂井圭介. 相談援助のスーパービジョンにおける連携の検討—社会福祉士指導者の意向調査から—. 総合人間科学研究. 2011; 4: 47-56.
- 9) 岩本義浩・中島たまみ・松永繁・黒木豊域. 施設実習での指導に関する意識調査—実習指導者から見た実習生の課題—. 敬心・研究ジャーナル. 2019; 3(2): 81-90.
- 10) 荒木剛・山本佳代子・通山久仁子・木村

- 美穂子・小田寛子. 相談援助実習における実習プログラムを巡る現状と課題—実習指導者へのグループインタビューを中心とした検討—. 西南女学院大学紀要. 2015(19). 89-96.
- 11) 渡邊隆文・安保尚・井坂優美・檜木博之・初鹿野美穂・和光勇介・渡辺健市・渡辺裕一. 相談援助実習における実習スーパービジョンの現状と今後の課題—実習指導者フォローアップ研修におけるフォーカスグループインタビューデータのテキストマイニングから—. 健康科学大学紀要. 2018; 14: 17-27.
- 12) 渡邊隆文・安保尚・井坂優美・檜木博之・初鹿野美穂・和光勇介・渡辺健市・渡辺裕一. 相談援助実習における実習マネジメントの現状と今後の課題—実習指導者フォローアップ研修におけるフォーカスグループインタビューデータのテキストマイニングから—. 健康科学大学紀要. 2017; 13: 17-24.
- 13) 渡邊隆文・安保尚・井坂優美・檜木博之・初鹿野美穂・和光勇介・渡辺健市・渡辺裕一. 実習スーパービジョンにおける実習指導者と社会福祉士養成校教員との連携に関する現状と課題—実習指導者フォローアップ研修におけるフォーカスグループインタビューデータのテキストマイニングから—. 健康科学大学紀要. 2019; 15: 13-21.
- 14) 大山朝子. 社会福祉士養成における相談援助実習に関する一考察—福祉事務所における実習教育の現状と課題—. 福祉社会学部論集. 2018; 37 (3) : 2-19.
- 15) 黒岩晴子. 現場とともにつくる実習教育—ソーシャルアクションの協働を通して. 福祉教育開発センター紀要. 2015; 12. 151-164.
- 16) 厚生労働省. ソーシャルワーク専門職である社会福祉士に求められる役割等について. 第13回社会保障審議会福祉部会福祉人材確保専門委員会. 2018.
- 17) 小久保志乃・三浦修・李在億・佐藤貴洋・海老田大五朗・田崎基・古俣健・小山弓子・秋山詩織. ソーシャルワーク養成教育から見た新潟県社会福祉士会の研修のあり方に関する一考察. 新潟社会福祉士 実践報告. 2021 (20) : 37-44.
- 18) 真鍋智江・木野美恵子. 介護技術教育のためのリフレクション・ツールの開発. 東海女子短期大学紀要. 2004; 30. 88-96.

注記

- 注1) 新潟県社会福祉士会がこれまで実施してきた研修会（2019・2020年を除く、2011年から2018年の8年間）の受講後アンケートの集計・分析を行った. 小久保志乃. 実習指導者フォローアップ研修のふり返りと今後の課題. 新潟県社会福祉士 実践報告. 2021(20): 31-36.
- 注2) 多くの論文で「実習プログラム」が複合語として使用されていること、また、「研修プログラム」と「実習プログラム」を明確化することを目的として複合語として指定した.
- 注3) グループ2は「課題」「結果」「調査」「行う」など、論文で方法を述べると頻発する語である可能性が高いが、参考として解釈を記載した.

A県内の事業場におけるCOVID-19流行時の 産業看護職が関わる産業保健活動の実態

渡邊 路子¹⁾ 小根山 直子²⁾ 小坂 智恵子³⁾ 源氏 富貴子⁴⁾ 鈴木 美和⁵⁾

- 1) 新潟青陵大学看護学部看護学科
- 2) 東北電力株式会社
- 3) 健康保険組合連合会新潟連合会
- 4) 一般社団法人新潟県労働衛生医学協会
- 5) 新潟労働衛生コンサルタント事務所

The Reality of Occupational Health Activities Involving Occupational Health Nurses during the COVID-19 Pandemic at Workplaces in Prefecture A

Michiko Watanabe¹⁾ Naoko Oneyama²⁾ Chieko Kosaka³⁾
Fukiko Genji⁴⁾ Miwa Suzuki⁵⁾

- 1) Department of Nursing, Faculty of Nursing, Niigata Seiryō University
- 2) Tohoku Electric Power Co
- 3) National Federation of Health Insurance Societies Niigata Branch
- 4) Niigata Association of Labor Health Incorporated
- 5) Niigata Occupational Health Consultant Office

要旨

A県内の産業看護職が配置されている事業場において、COVID-19流行時の産業看護職が関わる産業保健活動の実態を明らかにすることを目的とし、A県産業看護部会会員を対象に、Googleフォームを用いて調査した。調査期間は、2021年2月～3月、調査内容はCOVID-19流行時の産業保健活動に関する項目と所属背景とし、回答を得た26名を、項目ごとの単純集計及び、職種、雇用形態、現在の職場での就業年数とガイドラインの参画との関連についてFisherの正確確率検定で分析した。所属機関がCOVID-19対策として方針を立てていると回答した者は、96.2%であった。そのうち、産業看護職としてガイドライン等の策定に参画したのは40%であった。職種、雇用形態、現在の職場での就業年数はいずれも関連がみられなかった。最も影響が大きかった産業保健活動は、「健康セミナー」であり、最も影響が小さかったのは、「安全衛生委員会」「職場巡視」「ストレスチェック」であった。法令で規定されている活動は影響が少なかったが、対面による産業看護職の保健活動への影響は大きく、対人支援が十分にできない状況であったことが明らかになった。

キーワード

COVID-19、産業看護職、産業保健活動、遠隔面談

Abstract

The aim of this study was to clarify the reality of occupational health activities involving Occupational Health Nurses during the COVID-19 pandemic at the nurses' assigned workplaces in Prefecture A. A survey was conducted using a Google form among the members of Prefecture A's Industrial Nursing Subcommittee from February to March 2021; it included items related to occupational health activities during the COVID-19 pandemic and the background of the nurses' affiliations. Twenty-six nurses responded to the survey, and a simple tabulation was performed for each item and Fischer's exact test was conducted to analyze the relationship between occupation, employment status, and years of employment at the current workplace and participation in the formulation of guidelines. Of the total respondents, 96.2% indicated that their institution had policies in place to handle COVID-19; of these, 40% had participated as Occupational Health Nurses in the formulation of the guidelines. No association was observed between occupation, employment status, and years of employment at the current workplace. The occupational health activities that had the most impact were "health seminars," while those that had the least impact were "health and safety committee meetings," "workplace patrols," and "stress checks." Although the activities stipulated by law had little impact, the impact of in-person format on the respondents' health activities was significant, and it became clear that they were unable to provide sufficient interpersonal support.

Key words

COVID-19, Occupational Health Nurses, occupational health activities, remote interviews

I はじめに

2019年中国の武漢で発生した新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）は全世界に拡大し、わが国でも、2020年1月に最初の感染者が確認されて以降、罹患者は増加の一途をたどった。2020年4月には、全国に緊急事態宣言が発令され、国民に行動の自粛や生活様式の変化が求められたことにより、働く人々の環境も大きく変化した。各職場では、職場内の感染予防対策に加え、在宅勤務の推奨など今までにない対応を求められた。2020年5月に緊急事態宣言が解除されてからは、新しい生活様式に移行しながら社会生活と行動制限の緩和を目指すことになり、職域では感染防止対策を図りながら経済活動の段階的引き上げを目指すという難しい舵取りが迫られた¹⁾。一時収束するかに見えたCOVID-19感染症も再拡大し、2021年2月に首都圏を中心に再び緊急事態宣言が発令された。さらに、2021年5月には国内でも海外渡航歴や海外渡航症例とのリンクが無い症例から、より感染力の強いデルタ株が採取され、これを起点に首都圏を中心に拡大し、全国へと波及した。その後は感染拡大の一途をたどり、8月後半には、1週間当たりの全国の感染者数が2万人を超える日がでてきた。その後、感染者の減少がみられ、2021年10月に緊急事態宣言が解除された。しかし、2021年12月現在もCOVID-19の収束はみられておらず、南アフリカで確認された新たな変異株であるオミクロン株が懸念される変異株（Variant of Concern; VOC）に位置づけられ²⁾、世界各国への感染拡大も危惧されている。このような中、事業場の感染予防対策をはじめ、通常の産業保健活動を維持するために、産業看護職として、COVID-19に対応する対策が喫緊の課題となっている³⁾。COVID-19の対策はまだ始まったばかりで、産業保健分野の報告はまだごくわずかである。その中でも県レベルの規模

で産業看護職を対象とした報告はみられない。産業看護職は産業保健の専門家としてどのような対応をとったのか、今後起こりうる未知の感染症対策のためにも、COVID-19流行時の対策の実態を明らかにする必要がある。

本研究では、A県内の産業看護職が配置されている事業場におけるCOVID-19流行時の産業保健活動の実態を明らかにし、産業看護職による今後の産業保健活動への示唆を得ることを目的とした。

II 方法

1. 対象（対象者の人数、所属、条件等）

A県内の産業看護部会に所属している保健師・看護師86名

2. 調査方法

調査期間は2021年2月1日～3月31日とし、メールまたは郵送にて研究依頼文を送り、Googleフォームで回答を収集した。

3. 調査内容

1) 所属背景（基本属性）として、職種（保健師、看護師、その他）、所属機関（事業所、健康保険組合等、健診機関、官公庁、大学、医療機関、その他）、年代（20代、30代、40代、50代、60代以上）、産業看護職としての就業年数、現在の職場での就業年数、雇用形態（常勤、非常勤、その他）を尋ねた。

2) 産業保健活動の実態

産業保健活動の実態として以下の項目について尋ねた。

所属機関におけるCOVID-19拡大防止対策として方針（ガイドライン等）の有無、策定に関して産業看護職として参画の有無、職場の感染予防対策として実施した内容、感染予防対策の情報源として利用したもの。

3) 産業保健活動への影響

COVID-19流行による産業保健活動への

影響として以下の15項目について、「非常に大きい」、「大きい」、「まあまあ大きい」、「あまりない」、「ない」の5件法で尋ねた。定期健康診断、定期健康診断後の事後措置、産業医面談、安全衛生委員会、職場巡視、長時間労働面談、ストレスチェック、健康相談、生活習慣病予防対策、特定健診・特定保健指導、受動喫煙防止対策、要精検者への受診勧奨、メンタルヘルス対策、復職支援、健康セミナー。

また、その他の質問として、以下について尋ねた。

自粛期間中、対応に苦慮したこと、現在も苦慮していること（複数回答）、相談できる人の有無、在宅勤務について（所属機関の実施状況、産業看護職の実施状況、産業保健活動への支障の有無、Withコロナ時代への産業保健活動で必要と考えること（複数回答）、コロナ禍を経験した今、改めて産業保健活動で大切にしたいこと（自由記載）。

4. 分析方法

項目ごとの単純集計及び職種、雇用形態、現在の職場での就業年数とガイドラインの参画についてFisherの正確確率検定で分析した。有意水準は0.05とし、解析ソフトは、Stata15.0を用いた。

5. 倫理的配慮

回答者が特定されないよう氏名は無記名とし、Googleフォームの設定はメールアドレスが収集できないよう設定した。本調査は、A県内のみの調査であることから、性別、年齢、業種、事業場の規模等で回答者が特定できる可能性があるため、年齢は、年代とし、性別、業種、事業場の規模については収集しないよう配慮し、Googleフォームの送信を持って同意したとみなした。フォーム送信後に回答の撤回を希望した場合は、送信履歴を確認し、

確認が取れた回答は削除することを文書で説明した。本研究は、新潟青陵大学倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号202004号）。

Ⅲ 結果

1. 対象者の概要（表1）

送信数89名、回答数26名（回収率29.2%）であった。26名すべて有効回答とした。

職種は、保健師が約8割、看護師が約2割であった。所属機関は、事業所が最も多く、次いで健康保険組合等・健診機関、官公庁・大学であった。年代は、50代が最も多く、次いで40代、30代の順であった。現在の職場での経験年数は、5年以上10年未満が最も多く、次いで1年以上3年未満、10年以上20年未満が同数、3年以上5年未満、20年以上30年未満の順であった。雇用形態は、常勤が約8割、非常勤が1割強であった。

表1 所属背景（基本属性）

		(n=26)	
		n	%
職種	保健師	21	80.8
	看護師	5	19.2
所属機関	事業所	18	69.2
	健康保険組合等・健診機関	6	23.1
	官公庁・大学	2	7.7
年代	20代	1	3.9
	30代	3	11.5
	40代	7	26.9
	50代	13	50.0
	60代以上	2	7.7
現在の職場での就業年数			
	1年未満	1	3.9
	1年以上3年未満	5	19.2
	3年以上5年未満	3	11.5
	5年以上10年未満	7	26.9
	10年以上20年未満	5	19.2
	20年以上30年未満	3	11.5
	30年以上40年未満	2	7.7
雇用形態			
	常勤	21	80.8
	非常勤	4	15.4
	その他	1	3.9

2. 産業保健活動の実態

1名の所属機関を除いてその他の所属機関すべてが、COVID-19拡大防止対策として方針（ガイドライン等）を立てていた。そのうち、産業看護職としてガイドライン等の策定に参画したのは、4割であった。ガイドラインの参画に関しては、職種、雇用形態、現在の職場での就業年数はいずれも関連がみられなかった（表2）。回答者全員が、職場において感染予防対策をしたと回答していた。感染予防対策として実施した内容で最も多かったのは、衛生管理（マスク着用、体温チェック、手指消毒、手洗い等）と情報提供であった。次いで、消毒液・マスク等の確保であった（表3）。情報源として利用したもので最も多かったのは、厚生労働省のホームページであり、次いで多かったのは、日本産業衛生学会のガイドライン（「職域のためのCOVID-19対策ガイド」）であった。その中でも最も役立ったものとして、日本産業衛生学会のガイドライン（「職域のためのCOVID-19対策ガイド」）を挙げている者が最多であった（表4）。

表2 ガイドライン策定への参画との関連

職種	n=24				
	した		していない		p値
	n	%	n	%	
保健師	6	60.0	13	92.9	0.122
看護師	4	40.0	1	7.1	
雇用形態					1.000
常勤	8	88.9	12	85.7	
非常勤	1	11.1	2	14.3	
現在の職場での就業年数					0.655
1年以上3年未満	2	20.0	3	21.4	
3年以上5年未満	2	20.0	1	7.1	
5年以上10年未満	2	20.0	4	28.6	
10年以上20年未満	3	30.0	2	14.3	
20年以上30年未満	0	0.0	3	21.4	
30年以上40年未満	1	10.0	1	7.1	

Fisher's exact

表3 感染予防対策の実施状況（複数回答）

	n=26	
	n	%
衛生管理	25	96.2
情報提供	25	96.2
環境整	23	88.5
消毒液・マスク等の確保	23	88.5
在宅勤務	21	80.8
発熱等体調不良者の対応	19	73.1
分散勤務	13	50
その他	3	11.5

表4 情報源

情報源	利用したもの		最も役だったもの	
	n	%	n	%
厚生労働省HP	26	100	6	23.1
日本産業衛生学会のガイドライン	24	92.3	14	53.9
各県／市HP	20	76.9	1	3.9
新聞	15	57.7	1	3.9
ネットニュース	15	57.7	2	7.7
内閣官房新型コロナウイルス対策推進室HP	13	50	2	7.7
日本産業衛生学会メールマガジン	12	46.2	—	—
外務省HP	8	30.8	—	—
WHO公式情報特設ページ	7	26.9	—	—
その他	2	7.7	—	—

3. 産業保健活動への影響

COVID-19流行による産業保健活動への影響では、「非常に大きい」、「大きい」、「まあまあ大きい」の合計の割合が最も高かったのは、【健康セミナー】であり、【健康セミナー】が従来通り実施できない状況であった。次いで影響が大きかったのは、【要精検者の受診勧奨】であった。その他、【定期健康診断】、【メンタルヘルス対策】、【健康相談】、【生活習慣病予防対策】、も比較的影響が大きかった項目であった。一方、最も影響が小さかったのは、【安全衛生委員会】、【職場巡視】、【ストレスチェック】、であった。次いで、【長時間労働面談】、【産業医面談】であった（図1）。

所属機関が在宅勤務を実施したと回答した者は約8割で、そのうちの6割は2021年2月現在も在宅勤務を継続中であった。一方、在宅勤務を実施した産業看護職は、6割弱であり、現在も継続中は2割にとどまっていた。在宅勤務により、産業保健活動への支障があったと回答した者も約7割いた。

現在最も苦慮していることでは、事業所訪問等の活動の変化と回答した者が最多であった。次いで、半数の者が、発熱等体調不良者への対応と感染予防対策等の業務量の増加を挙げている（表5）。

Withコロナで優先順位が高い産業保健活動については、オンライン対話の推進が最も多かった。（表6）。

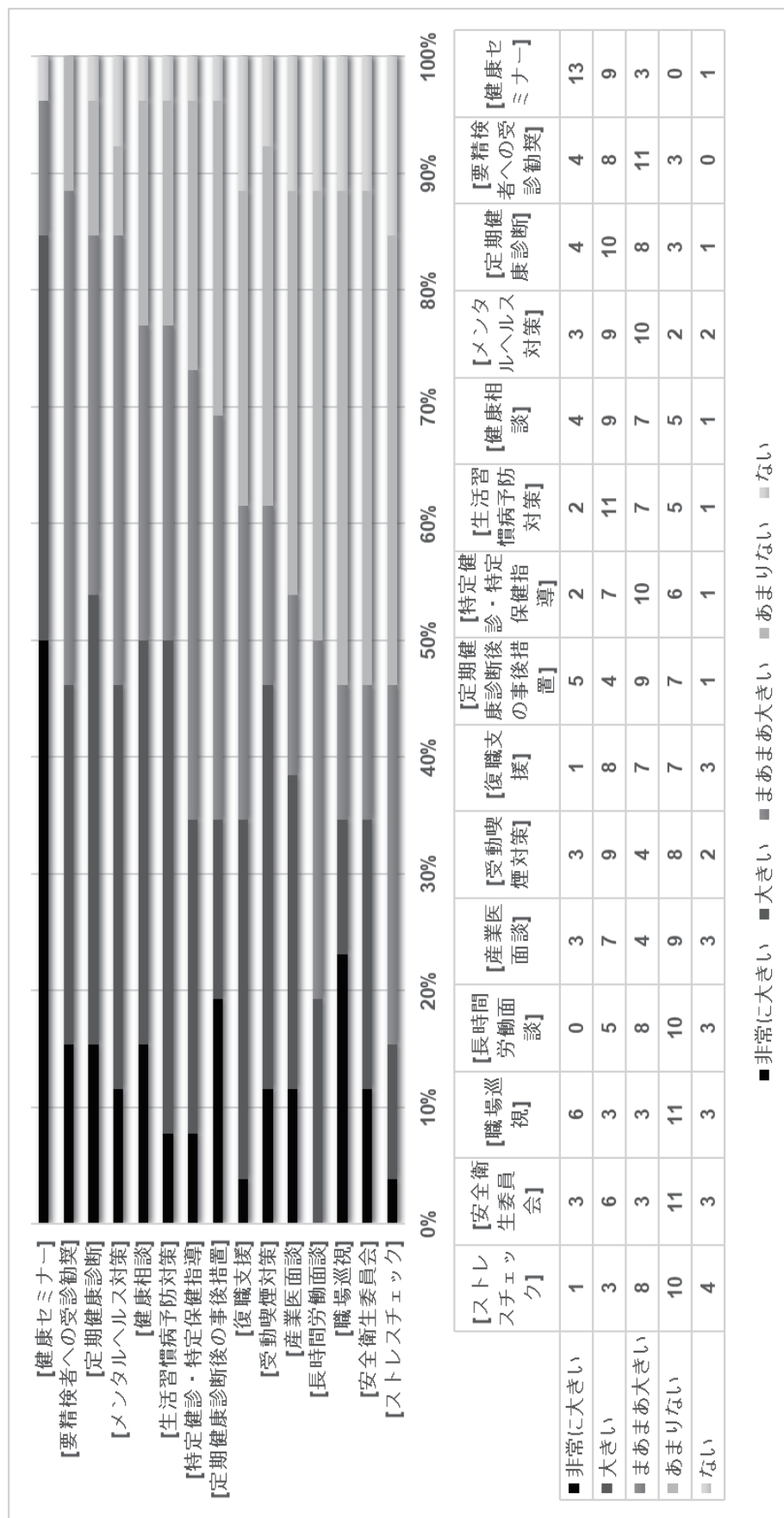


図 1．産業保健活動への影響

表5 現在も苦慮していること（複数回答）

	n=26	
	n	%
活動の変化（事業訪問等）	18	69.2
発熱等体調不良者への対応	13	50
業務量の増加（感染予防対策等）	13	50
環境整備（消毒液、マスク整備）	7	26.9
情報の不足	3	15.8
特にない	2	10.5
その他	4	21.1

表6 with コロナで優先順位が高い産業保健活動（複数回答）

	n=26	
	n	%
勤務の変化（テレワーク等）	6	23.1
情報提供（感染予防対策等）	10	38.5
環境整備（アルコール消毒液、マスク等）	11	42.3
社内ガイドラインの整備	11	42.3
コロナうつに対するフォロー	11	42.3
体調の自己管理意識の徹底	12	46.2
オンライン対話の推進	17	65.4

IV 考察

全ての事業場においてCOVID-19拡大防止対策として方針（ガイドライン等）が立てられていたが、そのうち産業看護職として参画していたのは40%にとどまっていた。ガイドライン作成への参画は、職種、雇用形態、現在の職場での就業年数による差はみられなかった。産業保健に関する意思決定は、科学的な知見をもとに、リスクに応じた経営的な立場で行われ、感染症対策においてもこのプロセスにかわりはない⁴⁾と言われている。産業看護職は、ファーストライン・プロフェッショナルの立場を生かし、職場における意見・要望を把握し、それらを衛生管理体制の整備に的確に反映させる⁵⁾ことも職務の一つとされている。産業保健の専門家としてガイドライン作成へ積極的な参画が望まれる。

感染対策の情報源として、厚生労働省のホームページ「COVID-19について」⁶⁾は、全員が活用していたが、その中で、日本産業衛生学会のガイドラインが情報源として最も役立っていたことが明らかになった。情報が少ない中、日本産業衛生学会の「職域のためのCOVID-19対策ガイド第1版」⁷⁾が早い段階でホームページ上で公開されていたことが、

職場の感染予防対策に大いに寄与したと考えられる。このことは、様々な情報の中から、科学的根拠に基づいた正しい情報を従業員へ発信したい⁸⁾という考えが産業看護職にあると推察される。COVID-19への関心が高まるにつれ、SNS上でデマも拡散されるようになった。基本的な感染予防対策を徹底するとともにデマに惑わされず「正しく恐れる」の重要性について⁹⁾、産業保健スタッフの一員として発信する必要がある。感染予防対策には、経営者が正しくリスクを認識できていることが必要性であり、専門資源に乏しい中小企業においては、意思決定に必要な正しい情報が得られない懸念もある。このため、産業保健専門職には、意思決定者が溢れる情報の中から正しい情報を取捨選択できるような支援が望まれる¹⁰⁾。産業保健職は、経営者が判断しやすいように必要な情報を整理して提供することや、目的と状況に合わせて柔軟に安全衛生のサポート方法を検討し、臨機応変に対応を提案することが必要である¹¹⁾と言われており、産業保健専門職の一員である産業看護職からの正しい情報の発信は重要であると考ええる。

産業保健活動への影響では、安全衛生委員会、職場巡視等については影響がないと回答した者が多かった。産業医学推進研究会の調査¹²⁾でも『安全衛生委員会』、『医師による面接指導』、『産業保健職による各種面談』の3つは、何らかの感染対策を講じて実施されている場合が多いことが明らかになっている。一方、健康セミナー、要精検者への受診勧奨等については影響が大きいと回答した者が多かった。健康セミナー等は、会場に大人数を集めて集合研修を実施していることが多く、密集、密閉、密接の三密を避けることを基本とする感染予防対策上、実施は困難であったことが推測される。また、在宅勤務による支障があると回答した者が約7割おり、産業看護職としての対人支援が十分にできない状況

にあったと推測される。

守田ら¹³⁾の調査では、事業所訪問は6割が延期または中止、職場巡視は72.5%が延期または中止となっている一方、安全衛生委員会は、メールでの代替や感染対策を取りながら95.0%の事業所で実施されていた。面談対象者が発生したものの約半数がWeb、電話での代替となっており、社員の半分以上が在宅勤務の企業で対面以外の面談頻度が高かった。医師における長時間労働者に対する面接指導やストレスチェック制度における面接指導については、遠隔面談の要件が定められている¹⁴⁾。産業医学推進研究会の調査¹²⁾でも、一定の割合で、Webや電話、メールによる指導での代替が行われていた。一方、産業看護職による遠隔面談に関しては、それを規制する法制度やガイドラインはないが、遠隔での支援に対応する必要が急速に生じた¹⁵⁾と言える。

With コロナの中で優先順位が高い産業保健活動として、オンライン対話の推進を上げる者が6割強であった。対面での面談とオンライン面談の両方を取り入れることにより、小規模事業場ではさまざまな産業保健サービスの展開が可能であることが認識されており⁸⁾、Web 会議システムを用いた産業保健活動の遠隔化も求められてきている¹⁶⁾。対面での面談とオンライン面談の両方を取り入れることにより、小規模事業場ではさまざまな産業保健サービスの展開が可能であることが認識された⁸⁾り、心理的、物理的距離のあった健康支援部門へのハードルを下げ、よりアクセスしやすい場所となり、従業員の働き方の変化に合わせた支援への励みになった¹⁵⁾との報告もある。厚生労働省は、テレワークは、ウィズコロナ・ポストコロナの「新たな日常」、「新しい生活様式」に対応した働き方であると同時に、働く時間や場所を柔軟に活用することのできる働き方として、更なる導入・定着を図ることが重要であると述べるととも

に、テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドラインを作成している¹⁷⁾。今後、さらにテレワークの導入は進むと考えられ、テレワークに対応した産業看護活動も求められると考えられる。各企業や事業場で、遠隔面談の運用を整え、社内の自主基準なども規定し、産業看護職による面談を運営していくことが必要である¹⁸⁾。

本研究の結果は、COVID-19流行に伴う産業保健活動と産業看護職が関わる産業保健活動の実態を表すデータとして有用であると考ええる。特に、COVID-19流行時のリアルタイム調査であり思い出しバイアスが少ないことは本研究の強みであると考えられる。一方で、調査対象者が、A県産業看護部会会員に限られていたことや、在宅勤務の会員もおり、Google フォームを用いたWeb調査に、会社のパソコンからアクセスできなかったものも一定数いたと考えられ、回収率が低く、一般化することはできない。今後、COVID-19流行時の産業保健活動の実態調査の結果や知見が蓄積されていくと考えられる。それらの知見を踏まえて、ニューノーマル時代の産業保健活動を展開していくことが必要である。

V 結論

感染対策のガイドラインはすべての事業場で策定されていたが、産業看護職として参画していたのは40%にとどまっていた。職種、雇用形態、現在の職場での就業年数はいずれも関連がみられなかった。産業看護職のガイドライン策定への積極的な参画が望まれる。「安全衛生委員会」や「職場巡視」など法令で規定されている活動は影響が少なかったが、「健康セミナー」や「事業所訪問」等の対面による保健活動への影響が大きく、産業看護職としての対人支援が十分にできない状況であったことが明らかになった。

謝辞

COVID-19という未知の感染症対策で多忙を極める日々の中、アンケート調査にご協力いただいたA県産業看護部会のみなさまに心より感謝申し上げます。

本研究に関連し、開示すべきCOI関係にある企業などはありません。

本研究は、第64回日本産業衛生学会北陸甲信越地方会で発表した内容に加筆したものである。

文献

- 1) (一社) 日本渡航医学会・(公財) 日本産業衛生学会. 職域のためのCOVID-19対策ガイド第3版.
< <https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0811koukai.pdf>>. 2021年11月28日.
- 2) 国立感染研究所. SARS-CoV-2の変異株B. 1. 529系統 (オミクロン株) について (第2報).
<<https://www.niid.go.jp/niid/ja/2019-ncov/2551-cepr/10792-cepr-b11529-2.html>>. 2021年12月3日.
- 3) 日本産業看護学会. ニュースレター第8号 2020年9月発行.
- 4) 鈴木英孝. 企業における新型コロナウイルス対応のこれまでとこれから. 産業保健と看護. 2021; 13(2):6-11.
- 5) 河野啓子. 産業看護学第2版. 16-17. 東京. 日本看護協会出版会;2019.
- 6) 厚生労働省. COVID-19について.
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html>. 2021年11月20日.
- 7) (一社) 日本渡航医学会・(公財) 日本産業衛生学会. 職域のためのCOVID-19対策ガイド第1版.
< <https://www.sanei.or.jp/images/contents/416/COVID-19guide0511koukai.pdf>>. 2021年10月20日.
- 8) 桑原せい子. 特集1 そのとき産業保健スタッフはどう動いたか 新型コロナウイルス感染拡大と職場の危機管理 一人職場の保健師の新型コロナウイルス対応. 産業保健と看護. 2021; 13(2):18-26.
- 9) 西賢一郎. 特集1 そのとき産業保健スタッフはどう動いたか 新型コロナウイルス感染拡大と職場の危機管理 工場 (製造業) が抱えた問題点. 産業保健と看護. 2021; 13(2):27-33.
- 10) 今井 鉄平, 森口 次郎, 安部 仁美, 前田 妃, 助川 真由美, 柴田 英治, 他. 中小企業における新型コロナウイルス対策への取り組みと望まれる支援—企業経営者・担当者へのインタビュー調査結果から—. 産業衛生学雑誌. J-STAGE 早期公開(2021年6月24日).
- 11) 後藤みずえ. 特集1 そのとき産業保健スタッフはどう動いたか 新型コロナウイルス感染拡大と職場の危機管理 独立系産業保健師が経験した中小企業における新型コロナウイルス対応. 産業保健と看護. 2021; 13(2):12-17.
- 12) 産業医学推進研究会. COVID-19対応状況調査 (2020年5月実施分).
<http://www.sansuiken.org/support/200605%20COVID-19_SSK_3rd_open_forHP.pdf>. 2021年11月28日.
- 13) 守田 祐作, 石澤 哲郎, 梶木 繁之, 櫻木 園子, 澤田 有喜子, 種市 摂子, 武藤 剛, 他. 新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言中の産業保健活動. 産業衛生学雑誌 J-STAGE. 早期公開 (2021年3月4日) 論文ID: 2020-052-S< <https://doi.org/10.1539/sangyoeisei.2020-052-S>>2021年12月3日.
- 14) 厚生労働省. 労働基準局長. 情報通信機器

を用いた労働安全衛生法第66条の8の4第1項及び第66条の10第3項の規定に基づく医師による面接指導の実施について.

<<https://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei12/pdf/150918-2.pdf>>. 2021年11月18日.

15) 長谷川梢. 特集1 新しい働き方、新しい取り組みへ ニューノーマル時代の産業保健活動. これからの健康増進・健康教育. 産業保健と看護. 2021; 13(4):24-31.

16) 赤津/順一. 産業医学ジャーナル. 2020;3(4): 92-94.

17) 厚生労働省. テレワークの適切な導入及び実施の推進のためのガイドライン.

<<https://www.mhlw.go.jp/content/000759469.pdf>>. 2021年11月28日.

18) 梶木繁之. 特集1 なにから始める?どこまでできる?リモートワークの拡大と社員の健康管理 実践例 どうする?遠隔面談(Web面談). 産業保健と看護. 2021; 13(3):34-41.

愛着に問題をもつ子どもに対して 養護教諭が行う支援の現状と課題

石田 美緒¹⁾ 塚原 加寿子²⁾

1) 新潟市立下山小学校

2) 新潟青陵大学大学院看護学研究科

Current status and issues of support provided by yogo teachers for children with attachment problems

Mio Ishida¹⁾ Kazuko Tsukahara²⁾

1) Niigata City Shitayama Elementary School

2) Graduate School of Nursing, Niigata Seiryo University

要旨

本研究では、愛着に問題をもつ子どもに対して養護教諭が行う支援の現状と課題を明らかにすることを目的とした。A市の小・中学校に勤務する養護教諭8名を対象として半構造化面接を行い、質的統合法（KJ法）を用いて分析した。分析の結果、愛着に問題をもつ子どもに対して養護教諭が行う支援の現状と課題について、【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ】【養護教諭の迷いや葛藤】【子どもが前向きになれるような支援】【要としての母親支援】【専門家や外部機関との連携】の6つのシンボルマークからなる空間配置が示された。愛着に問題をもつ子どもの支援において、養護教諭の強みを生かしながら、適切なところにつなぎ連携し、支援を広げていた。

キーワード

愛着、保健室、養護教諭

Abstract

This study aimed at clarifying the actual status and the problems of support given by yogo teachers to children who have problems about attachment. I conducted semistructured interviews targeting at eight yogo teachers working at elementary and junior high school in A City and analyzed them by use of Qualitative Synthesis Method (KJ Method). As a result of the analysis, configuration in space composed of six symbol marks [Difficulty of supporting children who have problems about attachment] [Bewilderment and conflict of yogo teachers] [Support making children positive] [Support to mothers as a core] [Linkage with experts and external institutions] was shown. Regarding support to children who have problems about attachment, the support was expanded by contacting to appropriate places and working together while taking advantage of the strength of yogo teachers.

Key words

Attachment, health room, yogo teacher

I はじめに

現代の教育現場では、子どもの問題行動や子どもとの関わりに困り感を抱いている教師や、従来通りの指導が通らない子どもが増えているという実感のある教師が増えていることが指摘されている¹⁾。教育現場では、そのような子どもの問題行動があった場合、すぐに発達障害を疑う傾向がある。しかし、学校などで問題が起きているケースの背景を見ていくと、子どもの発達の問題が中心というケースはむしろ稀で、大部分は養育環境に様々な困難を抱えており、愛着障害が疑われるケースも少なくない²⁾。また、対人的社会的能力に欠落を抱え、発達障害様の行動を見せる愛着に問題のある子どもは、発達障害との鑑別が難しく、本来は、愛着上の課題が問題の背景要因であるにもかかわらず発達障害の問題として扱われ、結果として支援や介入の効果が見られないケースもあることが指摘されている³⁾。さらに、岡田は、ADHD等の攻撃的行動や非行行動、虚言や困らせ行動を押さえつけられることが、愛着の問題につながるケースもあるとしている²⁾。現在、愛着の問題が教育現場で複雑化しているのは、このような愛着障害と発達障害との混同である。そのため、近年の子どもたちの心身の健康問題や問題行動への支援について、その問題行動の背景に「愛着の問題」という概念も視野に入れ、考えていくことが必要とされてきている。

「愛着」とは、「特定の人と結ぶ情緒的なこころの絆」と定義⁴⁾され、この絆が育っていない問題が、愛着の問題とされる。そして、乳幼児期に両親や養育者の間に愛着が形成されず、信頼関係が築かれなかった場合、乳児期・幼児期でのつまずきや欲求不満が学童段階まで残り、子どもの心身の発達に影響を及ぼすだけでなく、将来の人間関係にまでこれを及ぼす可能性が示唆されている⁵⁾。乳幼児

期に愛着の形成がされなかった子どもたちは、就学時から問題行動が見られ、思春期の家族外へと対象が動く時期では更に乳幼児期の愛着形成が大きな意義をもつ。

今吉らは、教室より保健室に強く「居場所」機能を感じている生徒の場合、学校適応に何らかの問題を抱えている可能性を示唆しており⁶⁾、学校適応に問題を抱える子どもにとって、保健室は「居場所」となっていることがうかがえる。また、田中らは、学校における生徒の保健室来室行動をアタッチメントの機能の観点から捉え、保健室に来室する生徒にとって、保健室は「近接性の維持」「安全な避難場所」として機能し、養護教諭は児童生徒にとって「利用可能なアタッチメント対象」であるとしている⁷⁾。愛着に問題を抱え、学校適応に対してもなんらかの問題を抱える子どもにとって、保健室は「安全基地」であり養護教諭はアタッチメントの対象となると考えられる。しかし、保健室等の個別支援の部屋が、そこにいれば安全・安心であるが、そこから出ることができない「安全避難基地」になってしまうと、愛着形成や修復につながらない⁴⁾。愛着に問題をもつ子どもたちが教育現場に増えている現在、愛着に問題をもつ子どもたちの愛着の対象となり得る養護教諭が行う支援について検討することが重要である。そこで、本研究では、愛着に問題をもつ子どもに対して養護教諭が行う支援の現状と課題について明らかにすることを目的とする。

II 方法

1. 調査依頼

A市の小中学校に勤務している養護教諭とその学校長あてに、研究の依頼書（学校長宛・養護教諭宛）・同意書・同意撤回書・研究協力の承諾書・個人情報等の取り扱いに関して・愛着に問題があると思われる行動チェックリスト⁴⁾・インタビューガイドを送付し、依頼した。

2. 対象者

愛着に問題があると思われる行動チェックリスト⁴⁾を参考に、愛着に問題をもつ子どもへの支援経験があり、面接調査への協力の同意を得たA市の小中学校に勤務している養護教諭8名である。

3. 調査方法

2020年9月から2021年3月に各対象者に個別で半構造化面接を行った。面接内容は、①基本的属性、②愛着に問題をもつ子どもの事例、③愛着に問題をもつ子どもへの支援の内容、④愛着に問題をもつ子どもへの想い、⑤愛着に問題をもつ子どもへの支援についての考えの5項目をインタビュー内容とし、1時間程度で行った。

4. 分析方法

個別にインタビューを行って得たデータは、質的統合法(KJ法)を用いて分析を行った。質的統合法は、バラバラな断片情報から論理的整合性を持った統一体として全体像を表すことができる、質的データを統合するための方法である⁸⁾。養護教諭の支援を構造的にとらえるためには、質的統合法(KJ法)を用いることが適切であると考え、本研究のテーマに沿って質的統合法(KJ法)による分析を行った。

1) 分析の手順

多段ピックアップ法で精選した元ラベルをラベルの文章全体で訴える意味の類似性に着目して「グループ編成」を繰り返し行った。その後、最終ラベルの関係性に着目し、テーマに対する関係性を探り、その構造を視覚化して「図解化」し、「事柄：エッセンス」としてシンボリックに表現した「シンボルマーク」をつけ、空間配置を示した。シンボルマークのみで構造化した「シンボルモデル図」、集約されたラベルのみで構造化した「見取図」、「元ラベル」から全体像に至る内部構造を詳

細に表した「細部図」をそれぞれ作成した。

2) 分析の信頼性・妥当性の確保

質的統合法(KJ法)研修会への参加後、データ分析を行った。データ分析は、研究者が行ったが、分析の過程において適宜、質的統合法(KJ法)に精通した教員からスーパーバイズを受け、内容の信頼性と妥当性の確保に努めた。

5. 倫理的配慮

本研究は、所属研究科倫理審査委員会(承認番号201908号)より承諾を得て実施した。対象者に研究の目的、方法、面接中や面接終了後も協力中止の申し出が可能であること、得られた結果の公表方法等について文書と口頭で説明し同意を得た。またデータはコード化し個人が特定できないようにした。

Ⅲ 結果

1. 対象者の概要

対象者は、小学校養護教諭7名、中学校養護教諭1名であり、経験年数は4～21年、平均13年であった。面接時間は、最短51分～最大81分の平均62分だった(表1)。8名の全ラベルの合計枚数は824枚(一人当たり78～164枚で平均枚数は103枚)であり、5段階の多段ピックアップ法により、当分析では、(A)から21枚、(B)から27枚、(C)から12枚、(D)から16枚、(E)から26枚、(F)から18枚、(G)から10枚、(H)から35枚で、合計165枚の元ラベルとなった。

2. 分析の結果

165枚を元ラベルとしてグループ編成を10段階まで分析を行った結果、6つのシンボルマークが抽出された。図1は、分析の見取図である。シンボルマークに関係記号の添え言葉を加えてストーリー化し、浮かび上がった全体像を結果文にして叙述した。なお、シンボルマークの事柄は【 】、エッセンスは[]、

最終ラベルは< >、元ラベルは「 」で表す。

シンボルマークは、【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ】【養護教諭の迷いや葛藤】【コーディネーターとしての養護教諭】【子どもが前向きになれるような支援】【要としての母親支援】【専門家や外部機関との連携】であった。また、当分析のデータとなった(A)～(H)のラベルがどのシンボルマークの元になったのかという関係を表2に示した。

1) シンボルマークについて

(1) 【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ】【見極めや将来を見据えた根本的支援の難しさ】

このシンボルマークの最終ラベルは、<発達障害との見極めが困難で主訴も曖昧であるため、医療機関につなげにくく、むやみに愛着や信頼関係を築くと子どもに喪失感が残り、進学や社会的な自立に向けた支援がしにくい>であった。

含まれる元ラベルの典型例は、「一つは、原因が見つけにくいところ。愛着に課題があるのか、発達障害なのか、その見極めがとにかく難しいですね」(C氏)、「小さいときの愛着形成ができなかった人のこれからがすごく心配…。」(A氏)、「発達障害とかが違って、愛着に問題があるからちょっと受診してみませんかという話にはならないので、

表1 対象者の概要

対象者	性別	学校種	経験年数	面接時間
(A)	女	小学校	21	67分
(B)	女	小学校	9	81分
(C)	女	小学校	14	57分
(D)	女	中学校	8	59分
(E)	女	小学校	4	61分
(F)	女	小学校	13	50分
(G)	女	小学校	16	51分
(H)	女	小学校	19	71分

表2 シンボルマークの元ラベル数

【シンボルマーク】	各養護教諭別 元ラベル数								計
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	
【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ】	1	3	2	1	0	1	1	6	15
【養護教諭の迷いや葛藤】	1	11	2	2	3	2	3	0	24
【コーディネーターとしての養護教諭】	10	8	6	6	20	9	4	14	77
【子どもが前向きになれるような支援】	0	4	2	4	3	1	2	10	26
【要としての母親支援】	7	1	0	3	0	5	0	3	19
【専門家や外部機関との連携】	2	0	0	0	0	0	0	2	4
合計数	21	27	12	16	26	18	10	35	165

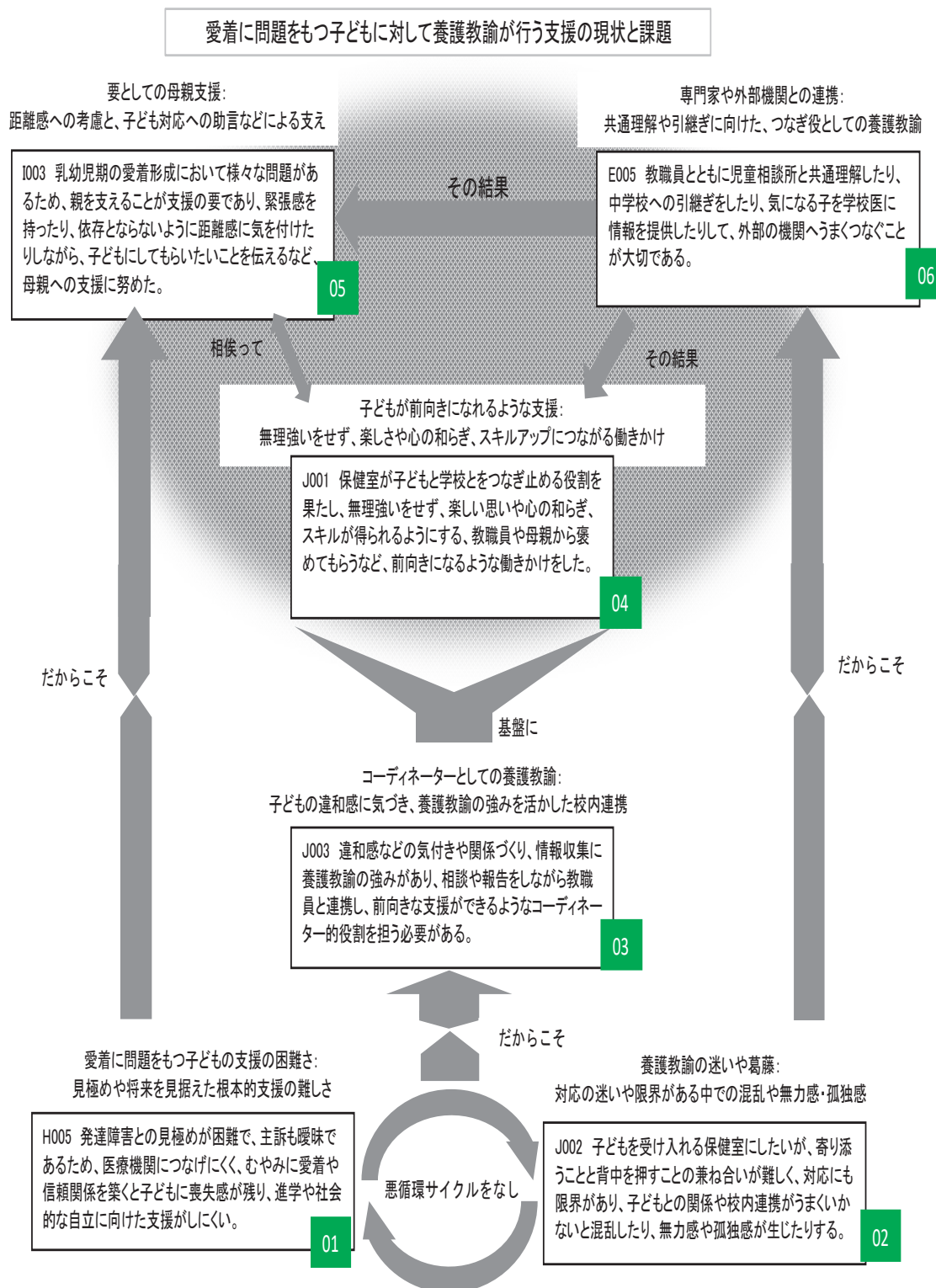


図1 愛着に問題をもつ子どもに対して養護教諭が行う支援の現状と課題（見取図）

やっぱり専門機関にはつなぎにくい。はっきりとこれに困っているっていう主訴みたいなのも何かおぼろだし…」(H氏)、「愛着を一生懸命その子と築いても異動していなくなったら、喪失感をその子に与えるだけになっちゃう気がして、…無力だし、自分も削られるし、何もできなかったなって喪失感だけ残るし」(B氏)であった。

(2)【養護教諭の迷いや葛藤】[対応の迷いや限界がある中で生じる混乱や無力感・孤独感]

このシンボルマークの最終ラベルは、＜子どもを受け入れる保健室にしたいが、寄り添うことと背中を押すことの兼ね合いが難しく、対応にも限界があり、子どもとの関係や校内連携がうまくいかなかいと混乱したり、無力感や孤独感が生じたりする＞であった。

含まれるラベルの典型例は、「なんか悲しくて。私、…なんかできることってこんな少ないし、こんな形でもう卒業なんだって思ったら、本当自分て無力だなんて思って、本当に悲しくて切なくて、帰った後にちょっと泣いたよね」(C氏)、「なんか、信頼関係をこの子と築くことがこの子の今後のためには一番の近道だと思って信じてやってきたから、全然そうじゃなかったって、気づいた時には先が見えなくなって」(B氏)、「対象者のニーズは何とか把握しようとする。けど、保健室のキャパもあって、そうなった時は他につなぎたいんだけど、精神的にも、時間的にも、保健室には余裕がない」(E氏)、「校内はやっぱり腫れ物に触れる感じだから、共感してくれる人もいないし、本当に無力感と孤独感。って感じだった」(B氏)であった。

(3)【コーディネーターとしての養護教諭】 [子どもの違和感に気づき、養護教諭の強みを活かした校内連携]

このシンボルマークの最終ラベルは、＜違

和感などの気づきや関係づくり、情報収集に養護教諭の強みがあり、相談や報告をしながら教職員と連携し、前向きな支援ができるようなコーディネーター的役割を担う必要がある＞であった。

含まれるラベルの典型例は、「最初は明るく話しかけてくる子だったので、人懐っこい子だなんて思っていたんですけど、少しずつなんか違和感みたいのを感じ始めて。」(F氏)、「(愛着に問題があるかの判断として)会話もそうですし、その子のやっぱり生活習慣的な面を見たりするときもそうですし、服装とか、…あと体重の変化だとか、会話だけじゃないものが養護教諭って、いろんなデータを持っていたりだとか、あるいは普通のけがのときとかだっても見れたりするわけじゃないですか。そういうのはあるのかな。強みとしてあるのかなと」(G氏)、「いろいろ家庭の状況とかが見えやすいですよ、やっぱり。なので、それを基に担任と一緒に家庭にいろいろ支援をしたりだとか、専門機関にやっぱりつなげたりだとか、そういったやっぱりコーディネーター的な役割はもう絶対だなんていうのがあります」(H氏)、であった。

(4)【子どもが前向きになれるような支援】 [無理強いをせず、楽しさや心の和らぎ、スキルアップにつながる働きかけ]

このシンボルマークの最終ラベルは、＜保健室が子どもと学校とをつなぎ止める役割を果たし、無理強いをせず、楽しい思いや心の和らぎ、スキルが得られるようにする、教職員や母親から褒めてもらうなど、前向きになるような働きかけをした＞であった。

含まれるラベルの典型例は、「保健室は教室に行くためのワンクッションと思ってたんですけど、「行かない？」って言っても「もう嫌だ。できない」になってきて。…無理強いしたことも、でも、あんまりなかったな、この子については、本当にやっぱり駄目そう

だなんていうのがこっちも何か、養護の手助けとして」(H氏)、「人との関わりとかは全くシャットアウトじゃなくて、あいさつとか、ちょっとこういうときはこうやってしゃべり掛けるとちょっとほぐれるとか、そういったのをこの保健室の少人数でも、ちょっとソーシャルスキルとして学んでくれるといいかなとは思ってました」(H氏)、「学校の中に、…ほめほめチームっていうのを作って、特支コーディネーターと生徒指導の先生と保健室がそのメンバーで、悪いことももちろんしているんだけど、何とかいいところを見つけて、そこを存分に褒めていくっていうチームを組んでやっているかな」(D氏)、「あ、あとお母さんにも協力してもらったんだ。お母さんは、わが子の非を認められないっていうタイプだったんだけど、非を伝えるよりもなんか学校の一日のがんばりを評価して、全部〇がついた日はおうちでシールを貼ってくださって。それでシールが何枚溜まったらご褒美っていうトークンシステムを作って。そのご褒美もお母さんとの2人の時間をつくるのが目的のご褒美で、だんだん、その子も頑張ればお母さんとの時間ができって学習していったから（問題行動が）減っていったんだと思う」(B氏)であった。

(5)【要としての母親支援】[距離感への考慮と、子ども対応への助言などによる支援]

このシンボルマークの最終ラベルは、＜乳幼児期の愛着形成において様々な問題があるため、親を支えることが支援の要であり、緊張感を持ったり、依存とならないように距離感に気を付けたりしながら、子どもにしてもらいたいことを伝えるなど、母親への支援に努めた＞であった。

含まれるラベルの典型例は、「だから結局、親を支えるしかないなあって。愛着だけなのか分からないけど、親と子のセットでの支援

をがんばっています。」(A氏)、「だから、お母さんにも「お母さんさ、今は抱っこできるうちはいいんだよ。抱っこできなくなって大きくなった時の事考えたら、今ちゃんとがんばるしかないよ」って説得して」(A氏)、「お母さんとかに、どの程度関わっていいのかっていうか、一歩踏み込むときは緊張感を持てていましたね。この言葉でどう捉えられるんだろうとか、それに、悩んでらっしゃるお母さんだから、難しいなあって」(F氏)、「そうなの。すごい危ない。…お母さんも困ったらここ（保健室）連れてくればいいみたい。けど、ブレブレで気持ちが不安定でくるから、本当にこっちがやられちゃうって感じで」(A氏)であった。

(6)【専門家や外部機関との連携】[共通理解や引継ぎに向けた、つなぎ役としての養護教諭]

このシンボルマークの最終ラベルは、＜教職員とともに児童相談所と共通理解したり、中学校への引継ぎをしたり、気になる子を学校医に情報を提供したりして、外部の機関へうまくつなぐことが大切である＞であった。

含まれるラベルの典型例は、「…児相と管理職と生徒指導と担任と私とで共通理解しましょうってお互いの情報交換したんです」(A氏)、「一番大事なのはやっぱり中学校への引き継ぎだよっていうので…」(H氏)「どういうふうにするとうまく専門機関につながるかなっていうのは。その経験を経て、何か学校医さんとかにうまくやっぱりつないでもらうのがいいかなって…。怪しいっていう子は、やっぱりまず学校医のところに相談に、必ず身体面も多少眠れないだの、食欲ないだの、頭が痛いだのがあるので、そこにつなげるときに、いや、実は、学校医に情報をこう、全部こう流しておいて。」(H氏)であった。

2) 全体像について

結果文は、次のとおりである。

【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ】には、＜見極めや将来を見据えた根本的支援の難しさ＞がある。発達障害との見極めが困難で主訴も曖昧であるため、医療機関につなげにくく、むやみに愛着や信頼関係を築くと子どもに喪失感が残り、進学や社会的な自立に向けた支援がしにくい。一方で、【養護教諭の迷いや葛藤】として＜対応の迷いや限界がある中で生じる混乱や無力感・孤独感＞がある。子どもを受け入れる保健室にしたいが、寄り添うことと背中を押すことの兼ね合いが難しく、対応にも限界があり、子どもとの関係や校内連携がうまくいかないと混乱したり、無力感や孤独感が生じたりする。これらは、悪循環サイクルをなしており、だからこそ、＜子どもの違和感に気づき、養護教諭の強みを活かした校内連携＞を担う【コーディネーターとしての養護教諭】の役割が重要である。違和感などの気づきや関係づくり、情報収集に養護教諭の強みがあり、相談や報告をしながら教職員と連携し、前向きな支援ができるようなコーディネーター的役割を担う必要がある。校内連携を基盤とし、養護教諭は、子どもや母親への支援、専門家や外部機関との連携をする。

【子どもが前向きになれるような支援】として、＜無理強いをせず、楽しさや心の和らぎ、スキルアップにつながる働きかけ＞をしていく。保健室が子どもと学校とをつなぎ止める役割を果たし、無理強いをせず、楽しい思いや心の和らぎ、スキルが得られるようにする、教職員や母親から褒めてもらうなど、前向きになるような働きかけをする。子ども支援と相俟って、【要としての母親支援】で、＜距離感への考慮と、子ども対応への助言などによる支え＞を行っていく。乳幼児期の愛着形成において様々な問題があるため、親を支えることが支援の要であり、緊張感を持っ

たり、依存とならないように距離感に気を付けたりしながら、子どもにしてもらいたいことを伝えるなど、母親への支援に努める。

【専門家や外部機関との連携】において、＜共通理解や引継ぎに向けた、つなぎ役としての養護教諭＞の果たす役割は大きい。教職員とともに児童相談所と共通理解したり、中学校への引継ぎをしたり、気になる子を学校医に情報を提供したりして、外部の機関へうまくつなぐことが大切である。【専門家や外部機関との連携】のその結果、さらなる子どもと母親への支援にもつながる。そして、【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ】故に、だからこそ、【要としての母親支援】が欠かせない。また、【養護教諭の迷いや葛藤】故に、だからこそ、校内連携だけでなく、【専門家・外部機関との連携】が必要となっていく。

IV 考察

1. 【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ】と【養護教諭の迷いや葛藤】

養護教諭は【愛着に問題を持つ子どもの支援の困難さ】と【養護教諭の迷いや葛藤】を感じながら、支援をしていた。

【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ】には、発達障害との見極めが困難であり、支援や対象児童との関係づくりに難しさがあった。発達障害様の行動を見せる愛着に問題のある子どもは、本来は、愛着上の課題が問題の背景要因であるにもかかわらず発達障害の問題として扱われ、結果として支援や介入の効果が見られないケースもある³⁾。愛着に問題をもつ子どもと発達障害を抱える子どもと同じような言動があっても、その背景や原因が異なれば、適切な支援方法もそれぞれ異なる。そのため、子どものもつ問題の背景を正しく理解することが、支援をしていく上で重要となる。また、愛着に問題を持つ子どもと

の関係づくりでは、養護教諭は「その子とずっとかかわれるわけでもないので、むやみに子どもと愛着や信頼関係を築いてしまうと、子どもも養護教諭も喪失感が残り、支援が難しい」といった思いを抱えていた。養護教諭は生徒のヘルスカウンセリングで、疲弊している様子があり、愛着に問題を持つ子どもへのかかわりや支援に困難感を抱えていることが明らかになっている⁷⁾。養護教諭自身が愛着基地になり得ないことや、むやみに愛着に問題をもつ子どもとの信頼関係を築くことで、養護教諭は喪失感や負担感をもっていることから、愛着に問題をもつ子どもと養護教諭の関係性を意識しながら、支援を行っていく必要がある。さらに、学校で愛着に問題をもつ子どもへの支援に介入した際、愛着の問題、愛着障害についての誤解や偏見、タブー視も多く、正しく愛着の問題を理解した子どもへのかかわりが行われていない場合が多い⁴⁾。愛着に問題をもつ子どもへ適切な支援をするには、正しく愛着の問題についての知識を身につけ、対象児童とのかかわり方について理解する必要がある。しかし、学校現場では発達障害に比べて愛着に問題をもつ子どもに関する知識や共通理解する場は少ない。全ての教職員が正しく愛着障害を理解するための研修の充実が求められる。

また、保健室で支援を行う【養護教諭の迷いや葛藤】についても明らかになった。養護教諭は、子どもの想いに寄り添い受け入れるとともにその子の将来も意識し、養護教諭や保健室を基地としないよう、背中を押すことを意識的に行っていたが、その兼ね合いの難しさで迷いを抱えている。さらに、愛着に問題がある子どもに対し、丁寧に対応したいという思いと他の子どもたちへの対応との兼ね合いや多くの仕事を抱え思うように支援できないという葛藤、他の職員から保健室と愛着に問題をもつ子どもとのかかわりが理解されないことに対する葛藤なども抱えながら支援

を行っていた。愛着に問題のある子どもに単にかかわるだけでは、支援は成功せず、かかわったことが子どもにどう受けとめられたのか、そこからどのような感情が生じ、愛情として感じられたか把握することが必要である。そして、その感じた感情・愛情をしっかりと貯めて、以後も持続的行動のエネルギーとして使える状態にあるかどうかを意識した支援が必要とされている⁹⁾。養護教諭は、保健室に来室する他の児童対応もある中で、愛着に問題をもつ子どもに丁寧に時間をかけかかわり、そのかかわりをどのように受け止めたのか見取りも行いながら支援することに限度があると感じている。また、養護教諭が生徒との関係性においては十分に役割を果たしているにもかかわらず、教員組織の中で養護教諭の専門性に関する理解が充分得られていない⁷⁾など、愛着に問題をもつ子どもの支援について職員から理解が得られず、心理的負担を感じていることもある。愛着に問題をもつ子どもの支援では、かかわる人それぞれの想いだけで、勝手に支援をすることなく、支援計画を作成し、関係職員の共通認識の下で支援をすることが必要である。

2. 【コーディネーターとしての養護教諭】

養護教諭は、愛着に問題を持つ子どもに対し、日頃からのかかわりや関係作りを大切にしながら、子どものちょっとした違和感に気づき、多様な情報を収集できるという強みを活かし、教職員と連携し、前向きな支援ができるようコーディネーター的役割を担い支援をしていた。

養護教諭は、児童生徒の身体的不調の背景に、いじめや不登校、虐待などの問題が関わっていること等のサインにいち早く気付くことができる立場である¹⁰⁾。日頃の何気ないかわりの中で、愛着に問題があるかもしれないというアンテナを張ることで、心身の不調の背景にあるサインを見逃さず支援につなげ

ていた。さらに、子どもが保健室に来室した時に睡眠時間や食事内容などの生活習慣について情報収集をしたり、健康診断によって体重の増減や身長伸びについて情報を得ることができたり、養護教諭だからこそ得ることができる様々なデータを活用しながら、子どもが抱える問題の本質を的確にとらえ、支援につなげていくことが養護教諭には求められる。このような養護教諭の強みを活かしながら、愛着に問題をもつ子どもの支援をしていた。また、愛着に問題をもつ子どもにとって「いろいろな人とかかわることが大事であり、担任との連携では限界があるため、特別支援や生活指導、級外などの教職員から保健室でその子にかかわってもらったり、管理職が祖父や母親との仲介役を担ってもらったりと、それぞれの立場でできることを連携することで、前向きな支援ができる」ため、養護教諭だけが支援を担いすぎることはせず、支援ができる様々な人をつなぐ役割を担っていた。子どもの現代的な健康課題の対応に当たり、養護教諭はコーディネーターの役割を担う必要がある¹¹⁾。支援者それぞれの役割の特性を生かし、調和させ、それぞれが効果的に愛着に問題のある子どもへの支援ができるように工夫し、養護教諭は愛着に問題を持つ子どもへの支援に際して、コーディネーターの役割を果たしていた。

ただ、このような支援をする中で、支援の方向性が一致しなかったり、養護教諭の想いが尊重されなかったりすることでストレスを感じる場面もあった。だからこそ、養護教諭は、子どもと日頃のかかわりの中で、子どものちょっとした違和感を見逃さず、多様な情報をもつ養護教諭の強みを活かしながら、コーディネーター的役割を担い、関係職員と連携を意識的に図っていた。そして、養護教諭のみが愛着に問題をもつ子どもの支援を担うことはせず、支援者が増えることで前向きな支援の一步へとつながる。

3. 【子どもが前向きになれる支援】

愛着障害を有する子どもは、幼児期には比較的軽度だった行動上の問題が、児童が就学した後の1～2年間により深刻なものになることが指摘されている¹¹⁾。さらに、乳幼児期までに甘えの関係がうまく形成されないがゆえに、子どもの心身の発達に深刻な影響が生じ、最近の学童期の難しさが生じている¹²⁾。このように、学童期・思春期には、愛着に問題がある子どもの問題行動が顕在化、深刻化しやすい。そのような愛着に問題をもつ子どもにとって、保健室が居場所の一つとなるように、養護教諭は、保健室で受け止められるような工夫をし、子どもの気持ちに寄り添った支援ができるよう努めていた。「安全基地」「安心基地」機能があれば、「こうすればこうなる」「こうしたらこんなことができた」という成功体験を支え、「自分はこれができる」という自己効力感をはぐくみ、一人でできたことを報告し認められるという「探索基地」がその意欲を向上させる。しかし、愛着の問題を抱える子どもはこうした基地機能が働かないため、自己評価が低い⁹⁾。そこで、養護教諭は、自己評価が低くなっている愛着に問題をもつ子どもの支援で、保健室という小集団の場でソーシャルスキルを意図的に学ばせ、愛着に問題をもつ子どもの気持ちが前向きに向くような支援を行っていた。これらの働きかけにより、愛着に問題をもつ子どもにとって、保健室は安心できる居場所の一つとなり、養護教諭は【コーディネーターとしての養護教諭】を基盤に、愛着に問題をもつ子どもへ【子どもが前向きになれる支援】をし、愛着に問題をもつ子どもと学校とをつなぎ止める役割を果たしながら、気持ちを高めるための支援をおこなっていた。

4. 【要としての母親支援】

愛着に問題を持つ子どもへの支援では、母親への支援が要となる。【愛着に問題をもつ

子どもの支援の困難さ】があるが故に、だからこそ、母親の支援を要として行うことで、母親と連携をしながら愛着に問題をもつ子どもの支援につなげていくことが意図されている。

田邊らは、子どもの問題ばかりに目を向けるのではなく、母親自身が自己の問題に気付き、自分自身を見つめ直す機会を持つことで、子どもとの関係性を安定したものにし、子どもの問題が緩和されていくものとしている。また、子どもに関わる者として、子どもにだけのサポートではなく、母親の持つ悩みや葛藤に共感し、母親の自己を振り返る、内省的自己へのサポートがいかに重要であるか認識しておく必要があると指摘している¹³⁾。さらに、母親の養育システムを適切に機能させることが、子どもの愛着システムに適切に対応できることに繋がり、結果的に母親と子どもの二者の関係「愛着- 養育プログラム」が適切になされることに繋がるとの指摘もある¹⁴⁾。教室に行けず登校をしぶっている子どもは、母親と一緒に保健室に登校することも多く、必然的に養護教諭と母親とのかかわりが始まる。そこで、母親にとって、担任とは異なる近い関係性である養護教諭は、子ども支援だけでなく母親支援にも意識を置き、母親と他愛もない話をしたり、母親自身の悩みを聞いたりしながら関係づくりをし、支援につなげていた。さらに、時には、母親から子どもに対してしてほしいことを伝えることもし、適切な養育ができるような支援を行っていた。しかし、保護者・親は、家でのこと、自分の子育てについて他者から指摘されたくないという「自己防衛」の気持ちが生じやすく⁹⁾、母親支援は、養護教諭にとって負担が大きいものであった。さらに、[保健室や養護教諭が依存の対象になると、子どもや保護者は気持ちが不安定な状態でかかわりを求めてくるため、精神的負担が大きい]という実態もある。母親支援は愛着に問題をもつ子どもの支

援の要となるが、養護教諭の言動が母親にどう捉えられてしまうか不安や緊張を感じながら支援を行ったり、養護教諭が母親の依存対象にならないよう距離感に気を付けたりしながらかかわり支援をしなければいけない。そこで、【コーディネーターとしての養護教諭】を活かし、基盤にし、【専門家や外部機関との連携】をしながら支援を行っていくことが必要となっていく。

5. 【専門家や外部機関との連携】

養護教諭は、愛着に問題をもつ子どもを見童相談所につなげ教職員とともに情報交換で共通理解をしたり、中学校への引継ぎをしたり、気になる子どもを学校医に情報提供したりして、外部の機関へつなぐことを大切にしていた。愛着に問題のある子ども支援において、そうした愛着上の課題を産む養育環境への介入は欠かすことができない¹⁵⁾。しかし、虐待や不適切な養育にある家庭への支援は、「専門家の判断では援助の必要がある」が「当事者が利用を希望しない」介入領域にあたり、学校現場や福祉現場では、最も援助が必要と思われる家族が最も援助に否定的・防衛的であることが少なくない¹⁶⁾。【要となる母親支援】を行っているものの、学校が養育環境や家庭環境への介入を行うのは難しいと考える。そのため、学校でできること、専門機関でできることを見極め、適切なところにつなぎ、連携していく必要がある。また、支援が途切れないよう、小学校から中学校への引継ぎも行われていた。愛着に問題をもつ子どもの支援は、同じ環境で同じ支援者がし続けることはできない。子どもが進学し、環境や支援者が変わっても、支援をスムーズに継続的にし続けられるよう、確実な引継ぎを行うことは必要不可欠となる。

【専門家や外部機関との連携】は、【要としての母親支援】や【子どもが前向きになれるような支援】にも、大きく影響している。ま

た、愛着に問題をもつ子どもの支援の課題にある【養護教諭の迷いや葛藤】があるからこそ、重要にもなる。養護教諭だけで支援を担うことはせず、その子の将来を見据え、児童相談所や進学先である中学校と密に情報を共有し、継続的な支援をしていくことが重要である。

V 結論

愛着に問題をもつ子どもにかかわりがある養護教諭を対象に、支援の現状と課題について半構造化面接調査を行い、質的統合法(KJ法)で分析したその結果、以下のことが明らかになった。

愛着に問題をもつ子どもへの支援の課題の要素として、【愛着に問題をもつ子どもの支援の困難さ：見極めや将来を見据えた根本的支援の難しさ】と【養護教諭の迷いや葛藤：対応の迷いや限界がある中での混乱や無力感・孤独感】のシンボルマークが示された。具体的な支援としては、【コーディネーターとしての養護教諭：子どもの違和感に気づき、養護教諭の強みを活かした校内連携】【子どもが前向きになれるような支援：無理強いせず、楽しさや心の和らぎ、スキルアップにつながる働きかけ】【要としての母親支援：距離感への考慮と、子ども対応への助言などによる支え】【専門家や外部機関との連携：共通理解や引継ぎに向けた、つなぎ役としての養護教諭】のシンボルマークが示された。これら、6つの要素により構成されていることが示唆された。

謝辞

本研究の実施にあたり、本研究の主旨をご理解いただき、インタビュー調査にご承諾いただいた養護教諭の皆様、ご指導下さいましたすべての皆様に深く感謝申し上げます。

なお、本論文は新潟青陵大学大学院看護学研究科修士論文の一部を加筆修正したものである。

文献

- 1) 山本敬三, 米澤好史. 愛着の問題を抱えるこどもの行動に関する研究－愛着の問題行動尺度作成と意欲、愛着タイプの関連－. 和歌山大学教育学部紀要 教育科学. 2018; 第68集 第2巻:17-28.
- 2) 岡田尊司. 発達障害と呼ばないで. 266. 東京: 幻冬舎新書; 2012.
- 3) 山崎茜, 田崎慎治. 愛着に課題のある子どもを育て直す「チーム学校」の可能性－子どもの愛着に関する研究の動向と課題から－. 学習開発学研究. 2017; 10号: 49-55.
- 4) 米澤好史. やさしくわかる！愛着障害 理解を深め、支援の基本を押さえる. 160. 東京: ほんの森出版; 2018.
- 5) 刀禰田ゆり江. 愛着障害を有する児童への理解と支援の基本方針に関する試論. <<http://hdl.handle.net/10132/5925>>. 2021年8月6日.
- 6) 今吉このみ, 長江美沙, 五十嵐哲也. 中学生における教室と保健室の「居場所」としての心理機能の比較－学校享受感の視点から－. 愛知教育大学保健環境センター紀要 2010; Vol.9: 45-52.
- 7) 田中美千子, 安藤智子. 保健室と養護教諭が果たすアタッチメント機能－生徒の保健室来室行動と養護教諭の対応の探索的検討－. 学校保健研究. 2017; 59: 354-366.
- 8) 山浦晴男. 質的統合法入門－考え方と手順－. 160. 東京: 医学書院; 2018.
- 9) 米澤好史. 愛着障害・愛着の問題を抱えるこどもをどう理解し、どう支援するか?. 160. 東京: 福村出版; 2019.
- 10) 文部科学省. 現代的健康課題を抱える子供たちへの支援～養護教諭の役割を中心と

- して～. 28. 東京: 文部科学省; 2017.
- 11) 只野文基, 辰沢剛, 宮本哲弘, 川越聡一郎. 愛着行動と愛着障害の臨床的評価に関する研究 – 「愛着行動評価尺度」作成の試み –. 研究助成論文集 / 明治安田こころの健康財団 編. 2002; 94-103.
- 12) 川畑友三. 「甘え」とアタッチメント – 理論と臨床. 138-149. 東京: 遠見書房; 2012.
- 13) 田邊恭子, 米澤好史. 母親の子育て観からみた母子の愛着形成と世代間伝達. 和歌山大学教育学部教育実践総合センター紀要. 2009; No.19: 19-28.
- 14) 武田江里子, 小林康江, 加藤千晶. 「愛着-養育バランス」尺度の開発 第1報 – 母親から子どもへの「愛着」「養育」の構成因子の抽出 –. 日本看護科学会誌. 2012; vol.32 No.1: 30-39.
- 15) 山崎茜. 愛着関係の発達の理論と支援. 東京: 22-23. 金子書房; 2019.
- 16) 西野みどり. 子ども虐待に対応する学校の役割と課題: 「育む環境 (nurturing environment) の保障を目的とするスクールソーシャルワークの可能性」. 関西大学「Human Welfare」. 2012; 第4巻第1号: 41-53.

地方の小都市における母親の妊娠期の支援ニーズ

小林 正子¹⁾ 池田 かよ子¹⁾ 小島 さやか¹⁾

川崎 美奈²⁾ 小見 江梨子²⁾ 吉川 麻子²⁾

1) 新潟青陵大学看護学部看護学科

2) 阿賀野市民生部健康推進課

Mothers' pregnancy support needs in small rural city

Masako Kobayashi¹⁾ Kayoko Ikeda¹⁾ Sayaka Kojima¹⁾

Mina Kawasaki²⁾ Eriko Omi²⁾ Asako Yoshikawa²⁾

1) Department of Nursing, Faculty of Nursing, Niigata Seiryō University

2) Agano city public welfare department health promotion division

キーワード

妊娠期、母親、ニーズ、支援、子育て世代包括支援

Key words

pregnancy, mother, needs, support, comprehensive support for the child-rearing generation

I はじめに

子ども虐待など子どもや家庭を巡る問題が多様化・複雑化する中で、新たな子ども家庭福祉を構築することが喫緊の課題である。2016年児童福祉法等の一部改正（2018年4月施行）により、厚生労働省は2018年から子育て世代が安心して妊娠・出産、子育てができるように「子育て世代包括支援センター」（以下、支援センター）を市町村に設置することを義務づけた。また、2019年末には子育て支援センターの全国展開を目指しガイドラインが示された¹⁾。支援センターは「専門的な知見」と「当事者目線」の両方の視点を生かし、支援に必要な情報の共有と関係機関との緊密な連携をすることで、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として切れ目なくサポートを行うことを目的としている。

地方の小都市であるA市では、2018年に支援センターの立ち上げに伴い、それまでの体制を見直したところ、特に妊娠期の支援の充

実が必要であることが課題となった。そこで、A市と本学との連携協力のもと、行政と大学で専門性を活かして、妊産婦や家族のニーズに対応できる当事者目線の妊産婦支援システム構築に向け、まずは妊婦が求める支援のニーズを把握することが重要であると考えた。

本研究の目的は、A市における母親の妊娠期の支援ニーズを明らかにし、A市の妊産婦支援システム構築の一助とすることである。

II 方法

1. 対象者

A市で生後4か月の乳児健康診査（以下、乳児健診）を受診した母親

2. 調査時期

2018年10月～2019年4月

3. 調査方法

乳児健診の待ち時間に研究者が母親に調査依頼書を用いて文書と口頭で説明した。その

場で調査協力意思を確認し、協力意思を表明した人に調査票を配布し回答してもらった。回収方法は健診会場待合室に回収ボックスを設置し、対象者に各自投函してもらった。

4. 調査内容

調査票は無記名自記式質問紙とし、A市で実施している支援と妊婦のニーズに関する文献^{1) 2) 3)}を参考に作成した。調査内容は、属性（出産時年齢、子どもの数、妊娠中の就業の有無、家族形態）、今回の妊娠中に利用した支援、支援を利用しなかった理由、妊娠をふりかえり利用したい支援についてとした。妊娠中に利用したい支援は「とても思う」から「思わない」の4件法で尋ねた。

利用したい支援の項目は合計24項目である。支援の特徴ごとに「講座型支援」（支援者の説明が中心となる支援）、「体験型支援」（参加者が実際に育児技術等を体験する内容を含む支援）、「交流型支援」（参加者同士が情報をやりとりする内容を含む支援）、「運動・リラクゼーション型支援」（妊婦の健康保持のための運動やリラクセス内容を含む支援）、「家族への支援」（妊婦の家族を対象とした支援）、「個別の支援」（集団を対象に開催する形ではなく、来所相談、家庭訪問のように個人を対象とした支援）の6つに分類した。

5. 分析

各質問項目は単純集計を行い、初産婦と経産婦の支援ニーズとの関連及び支援利用の有無と利用したい支援の内容との関連はMann-WhitneyのU検定により統計学的に分析した。検定の有意水準は5%とした。

6. 倫理的配慮

本調査は無記名であり個人は特定されないこと、調査への協力は自由意志であり、協力の有無により不利益が生じることはないこと、研究結果は学会で発表、学会誌への投稿で公

表予定であること、調査票の記入・回収をもって調査に同意を得たこととした。また、本研究は新潟青陵大学倫理審査委員会の承認を得て実施した（承認番号201810）。

Ⅲ 結果

調査対象者107人、調査承諾者107人、回収数107部（回収率100%）、有効回答100部（有効回答率93.4%）であった。

1. 対象者の概要

対象者は初産婦45人（45.0%）、経産婦55人（55.0%）であり、健診を受ける児を出産した年齢の平均は初産婦28.1歳、経産婦31.7歳で、年代割合は初産婦では24歳以下が16人（35.6%）、うち19歳以下3人（6.7%）と20歳代前半の母親が約1/3を占め、若年妊婦もいた。経産婦は、24歳以下は7人（12.7%）であるが、うち20歳が3人おり前回の妊娠は10歳代の若年妊婦であった。また、初産婦では35歳以上は8人（17.8%）、うち40歳以上が1人（2.2%）、経産婦は35歳以上が18人（32.7%）、うち40歳以上が2人（3.6%）であった（図1）。経産婦の子どもの数は、2人目34人（61.8%）、3人目18人（32.7%）、4人目3人（5.4%）であった。妊娠中に就業していた人は、初産婦38人（84.4%）、経産婦41人（74.5%）であった。家族形態は、初産婦は核家族18人（40.0%）、親と同居27人（60.0%）、経産婦は核家族24人（44.5%）、親と同居30人（55.5%）であった（表1）。

2. 今回の妊娠中に利用した支援

妊娠期の支援を利用した人は、初産婦20人（44.4%）、経産婦10人（18.2%）であった。利用した支援は、初産婦は「母親学級」18人、「両親学級」6人、「沐浴指導」5人の順に多かった。経産婦は「母親学級」「助産師による妊婦訪問」とともに5人、「両親学級」2

表1 対象者の属性(n=100)

		人(%)		
		全体	初産婦	経産婦
人数		100	45 (45.0)	55 (55.0)
出産年齢	平均(歳)	30.1	28.1	31.7
	最高(歳)	43	43	42
	最少(歳)	16	16	20
子どもの数	1人目	45 (45.0)	45 (100)	
	2人目	34 (34.0)		34 (61.8)
	3人目	18 (18.0)		18 (32.7)
	4人目	3 (3.0)		3 (5.4)
妊娠中の就業		79 (79.0)	38 (84.4)	41 (74.5)
家族形態	核家族	42 (42.4)	18 (40.0)	24 (44.5)
	親と同居	57 (57.6)	27 (60.0)	30 (55.5)

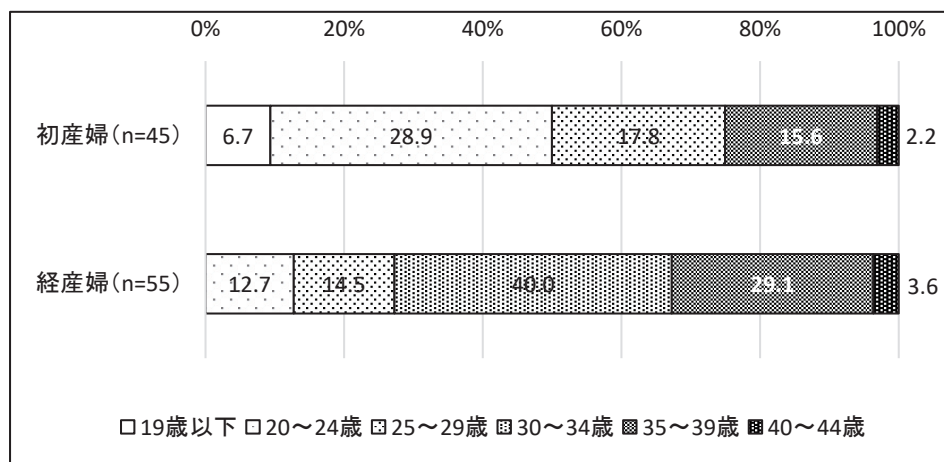


図1 母親の年代割合(n=100)

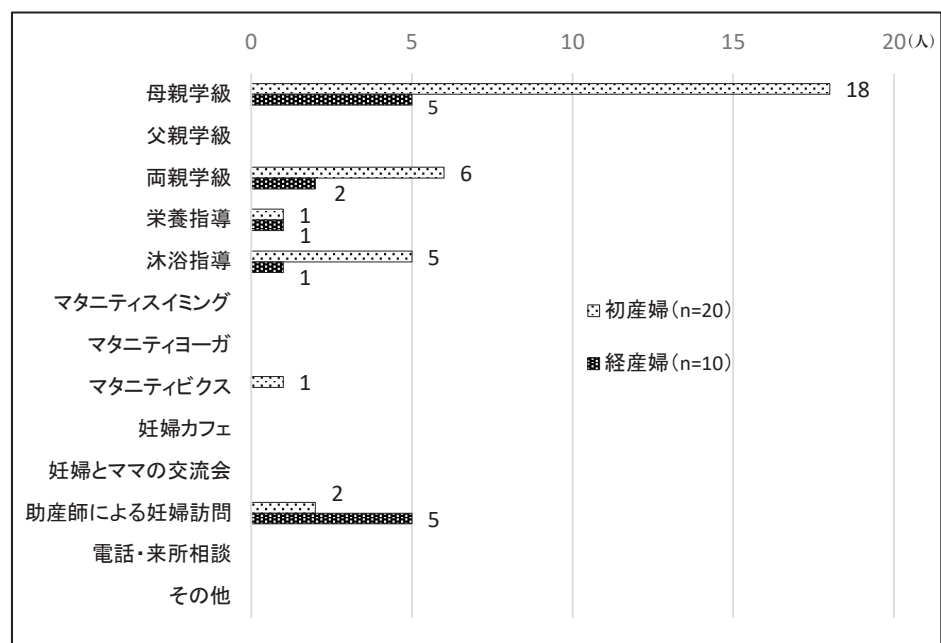


図2 妊娠中に利用した支援 (n=30 複数回答)

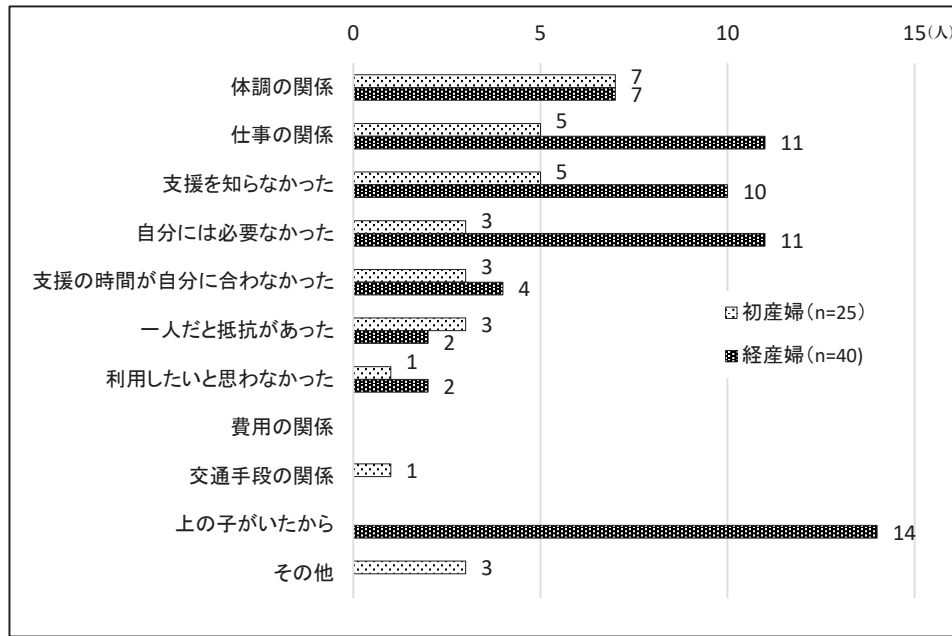


図3 支援を利用しなかった理由 (n=65 複数回答)

人であった (図2)。

一方、妊娠期の支援を利用しなかった人は、初産婦25人 (55.6%)、経産婦45人 (81.8%) で、その理由は、初産婦では「体調の関係」が7人と最も多く、「支援を知らなかった」「仕事の関係」がともに5人、「自分には必要なかった」「支援の時間が自分に合わなかった」「一人だと抵抗があった」は3人であった。経産婦では、「上の子がいたから」が14人と最も多く、「自分には必要なかった」「支援の時間が自分に合わなかった」はともに11人、「支援を知らなかった」は10人、「体調の関係」7人であった (図3)。

3. 妊娠中に利用したい支援 (表2)

対象者が自身の妊娠期をふりかえり利用したいと思った支援について、初産婦、経産婦別に「とても思う」「思う」を合計した人数とパーセンテージを表2に示した。多かった支援の主なものは、講座型支援では、「赤ちゃんの心の育て方」や「お産の進み方」、体験型支援では「沐浴体験」、運動・リラクゼーション型支援では「妊婦リラクゼーション」、「マタニティヨーガ」、個別支援は「家庭訪問」

「メール相談」であった。

また、「とても思う」4点、「思う」3点、「あまり思わない」2点、「思わない」1点とし、初産婦と経産婦別に平均値と差を示した。初産婦と経産婦とで有意差がみられたのは、初産婦は「沐浴体験」3.31 ($p=0.000$)、「育児体験」3.32 ($p=0.000$)、「お産の進み方」3.47 ($p=0.011$) など出産や子育てに直接関連する項目を希望していた。また、経産婦は「マタニティスイミング」2.51 ($p=0.008$)、「マタニティピクス」2.76 ($p=0.035$)、「上の子との関わり方」3.58 ($p=0.000$) など上の子への対応や運動の希望が高かった。

4. 支援利用の有無と利用したい支援の内容との関連

支援を利用した経験の有無と利用したい支援との関連で有意差がみられたのは、支援を利用した経験のある人は、利用経験のない人より「沐浴体験」3.47 ($p=0.000$)、「育児体験」3.33 ($p=0.009$)、「お産の進み方」3.67 ($p=0.000$)、「赤ちゃんの育て方」3.67 ($p=0.006$) の支援希望が高かった (表3)。

表2 妊娠をふりかえり利用したい支援（初産婦 n=45 経産婦 n=55）

			「とても思う」「思う」合計		平均
			人	%	
講座型支援	赤ちゃんの心の育て方	初産婦	40	88.9	3.42
		経産婦	51	92.7	3.36
	お産の進み方	初産婦	43	95.6	3.47
		経産婦	41	74.5	3.05
	命の誕生講座	初産婦	33	73.3	2.76
		経産婦	34	61.8	2.76
体験型支援	沐浴体験	初産婦	41	91.1	3.31
		経産婦	34	61.8	2.75
	育児体験	初産婦	38	84.4	3.32
		経産婦	34	61.8	2.70
	ベビーマッサージ	初産婦	38	84.4	3.20
		経産婦	50	90.9	3.36
交流型支援	妊娠中の栄養・料理教室	初産婦	30	66.7	2.78
		経産婦	32	58.2	2.65
	上の子との関わり方	初産婦	32	71.1	2.93
		経産婦	52	94.5	3.58
	帝王切開ママの会	初産婦	23	51.1	2.40
		経産婦	24	43.6	2.38
運動・リラクゼーション型支援	アラフォーママの会	初産婦	20	44.4	2.40
		経産婦	29	52.7	2.55
	ティーンズママの会	初産婦	14	31.1	2.11
		経産婦	17	30.9	2.26
	妊婦カフェ	初産婦	20	44.4	2.38
		経産婦	28	50.9	2.56
個別の支援	妊婦リラクゼーション	初産婦	31	68.9	3.00
		経産婦	46	83.6	3.25
	フットケア	初産婦	29	64.4	2.80
		経産婦	40	72.7	3.04
	マタニティヨーガ	初産婦	29	64.4	2.71
		経産婦	35	63.6	2.80
家族への支援	マタニティウォーキング	初産婦	23	51.1	2.48
		経産婦	34	61.8	2.75
	マタニティスイミング	初産婦	10	22.2	2.05
		経産婦	24	43.6	2.51
	マタニティピクス	初産婦	21	46.7	2.38
		経産婦	34	61.8	2.76
個別の支援	パパの会	初産婦	23	51.1	2.52
		経産婦	25	45.5	2.46
	祖父・祖母の会	初産婦	16	35.6	2.27
		経産婦	22	40.0	2.30
	来所相談	初産婦	26	57.8	2.71
		経産婦	31	56.4	2.59
個別の支援	家庭訪問	初産婦	26	57.8	2.80
		経産婦	31	56.4	2.69
	電話相談	初産婦	23	51.1	2.60
		経産婦	34	61.8	2.70
	メール相談	初産婦	22	48.9	2.60
		経産婦	30	54.5	2.64

Mann-Whitney検定 *p<.05 **p<.01 ***p<.001

表3 支援利用の有無と利用したい支援の内容との関連（n=100）

		沐浴体験	育児体験	お産の進み方	赤ちゃんの心の育て方
支援利用なし	人数	70	67	70	70
	平均値	2.80	2.82	3.06	3.27
支援利用あり	人数	30	30	30	30
	平均値	3.47	3.33	3.67	3.67
p値		0.000***	0.009**	0.000***	0.006**

Mann-Whitney 検定 *p<.05 **p<.01 ***p<.001

IV 考察

1. 対象者の特徴

初産婦の第1子出産年齢は、2018年度の全国平均30.7歳⁴⁾よりも2歳も若かった。全体の出産年齢分布をみると24歳以下の母親が全体の40.7%と、全国割合9.2%⁴⁾と比較すると20歳代前半層での出産が多い。また、初産婦では19歳以下が3人、経産婦では20歳が3人おり若年出産をする人が多い。高齢出産は、35～39歳は全体で23人(23.0%)、全国割合23.2%⁴⁾とほぼ同じで、40～44歳は全体で3人(3.0%)と全国割合5.7%⁴⁾よりもやや少ない。子どもの数は第3子、第4子以上を合計すると21.4%で、2018年全国の第3子以上の出生割合16.7%⁴⁾と比較すると1人あたりの母親が出産する子どもの数が多い。家族形態は、3世代同居が全体で57.0%と全国割合13.3%⁵⁾に対しとても多い。就業率は全体で79.0%、初産婦84.4%、経産婦74.5%と全国72.2%⁶⁾より多い。これらのことから、A市における母親の特徴は、初産婦は20歳代前半での出産が多く、若年出産も多い傾向にある。経産婦は30～34歳での出産が多いが、第1子の若年出産も多い傾向にある。また、40歳以上の高齢出産は比較的少ないが数人いることから、多様な年齢層の母親がいる。初産婦、経産婦ともに就業率が高く、家族形態は3世代同居が多く、経産婦では1世帯あたりの子どもの数も多い傾向にある。

2. 利用した支援と利用したい支援

実際の支援の利用は初産婦44.0%、経産婦18.2%と、経産婦は初産婦に比べて利用が少なかった。松山の調査⁷⁾でも妊娠期に利用したサービスは、産科・小児科で行う講座は初産婦78.2%、経産婦47.9%に対し、保健センターなど行政機関の行う講座は初産婦52.4%、経産婦21.4%であり、経産婦の支援の利用は初産婦に比べて少ない傾向にあった。

利用したい支援について、全体的には講座型支援と体験型支援のニーズは80～90%代の項目が多い。交流型支援は、「上の子との関わり方」はニーズが高いが、対象の年齢別や分娩様式別等により限定された支援のニーズは半数程度である。運動・リラクゼーション型支援は、運動量が多いものよりリラクゼーションのニーズが高い。家族への支援は半数程度、個別支援も半数程度のニーズであるが、中でも家庭訪問は初産婦・経産婦とも約60%が必要とし、アウトリーチ型で自宅のプライベート空間で専門職からの支援を受けたいニーズがある。

初産婦・経産婦別にみると、初産婦は、実際に「母親学級」の利用者は18人であったが、講座型支援では「お産の進み方」は「とても思う」「思う」が95.6%とほぼ全員が必要とし、初めて経験する分娩経過の知識を得る機会を求めている。体験型支援では実際の利用者は「沐浴指導」5人であったが、支援ニーズでは「とても思う」「思う」が「沐浴体験」91.1%、「育児体験」84.4%、「ベビーマッサージ」84.4%とニーズがとても高く、初めて経験する育児へ体験的な準備を求めている。交流型支援は、実際の利用者はいなかったが、ニーズとしては「上の子との関わり方」が71.1%と高く、初めての育児であっても次子の誕生を想定してのニーズと思われる。運動・リラクゼーション型支援は、実際の利用者は1人であったが、ニーズでは「とても思う」「思う」が「マタニティウォーキング」51.1%、「マタニティピクス」46.7%と妊娠中の運動支援のニーズがあると同時に、「妊婦リラクゼーション」68.9%、「マタニティヨーガ」「フットケア」64.4%、と運動量が少なく心身を癒す支援のニーズが高い。家族への支援は、実際に両親学級を受講したのは6人と少なかったが、ニーズは「とても思う」「思う」が「パパの会」51.1%と半数が必要とし、「祖父・祖母の会」は35.6%と低い。初めての妊娠で

あることから自身へのサポートが優先的で家族への支援の必要性をそれほど感じていない可能性がある。また、家族内での子育ての協力者として、夫への期待が祖父母よりも高いことを示している。個別支援は、実際に利用した人は2人と少ないが、「来所相談」「家庭訪問」「電話相談」は「とても思う」「思う」が50%以上あり、半数以上の人が専門職から直接何等かの個別支援を受けたいとしている。

経産婦は、実際の支援利用は母親学級5人、両親学級2人と非常に少人数であるが、講座型支援ではどの項目も「とても思う」「思う」が60%以上で、特に「赤ちゃんの心の育て方」は92.7%と初産婦よりもニーズが高い。既に経験がある妊娠・分娩についてよりも児との関わり方に対する支援を求めている。体験型支援では「沐浴体験」「育児体験」は育児経験があるからか初産婦よりもニーズは低いが、「ベビーマッサージ」90.9%と児との触れ合いやコミュニケーションに対する支援を求めている。交流型支援では「上の子との関わり方」が94.5%と非常にニーズが高く、自身の育児する中で困りごとや関心があると考えられ、同世代の子どもをもつ母親同士の交流や情報交換を求めている。運動・リラクゼーション型支援は、「とても思う」「思う」は「マタニティウォーキング」「マタニティピクス」61.8%、「マタニティスイミング」43.6%と、初産婦よりも運動量が多いもののニーズが高いが、「妊婦リラクゼーション」83.6%、「フットケア」72.7%、「マタニティヨーガ」63.3%と初産婦よりもさらにニーズが高く、家事・育児・仕事と家庭や社会での役割をもちながら妊娠生活を送る自身の心身と向き合い、癒す支援のニーズを求めている。家族への支援は、実際に両親学級受講は2人であったが、「とても思う」「思う」は「パパの会」45.5%、「祖父・祖母の会」40.0%である。家族も育児を経験しているためかニーズはあまり多くはないが、複数の子どもの育児に対する家族

のサポートを期待し支援を求めている人もいると思われる。個別支援は、実際に利用したのは5人と少ないが、どの個別支援も50%以上のニーズがある。また、初産婦と比べると「電話相談」61.8%、「メール相談」54.5%と高く、上の子の育児等で時間の余裕が少ない可能性があり、通信手段を用いて容易に相談できる方法の希望が多い。

支援の利用別でみると、支援を利用した人は利用しない人と比較すると「沐浴体験」「育児体験」「お産の進み方」「赤ちゃんの心の育て方」の4項目が利用したい支援であると回答している。自身が出産や育児を経験したことで支援の必要性をより実感しての結果と推察される。

3. 母親の支援ニーズと地域の特徴を加味した支援の検討

実際に妊娠期支援を利用した人は、利用したいニーズに対して初産婦、経産婦ともに少なかった。講座型支援と体験型支援のニーズは特に高く、リラクゼーション型の支援、個別支援のニーズを求める人が多い。これらから、妊娠期の支援を利用したいが利用できない人がいる状況がうかがえる。利用しやすい支援を構築するには、現在実施している講座等の内容の見直しや組み合わせを検討してニーズに応じたものを実施できるようにする。また、各種支援ごとに事前に要望を情報収集することも個々のニーズに応えるためにも有効であると考ええる。

A市では、従来お産の進み方の説明などの講座型支援、また沐浴体験や育児体験など、体験型の支援については実施している。これらは継続しさらに運動・リラクゼーションの支援を多くの人に提供できるよう、講座型や体験型に組み込んで実施することも検討が必要である。

支援を利用しない理由から見た改善は、「仕事の関係」「支援を知らなかった」「体調の関

係」の理由が多いことを踏まえ、妊婦が時間に余裕もてる産前休業以降に支援に参加できる対応、仕事が休みの土日の開催等の検討も必要である。また、経産婦が利用しない理由は、「上の子がいたから」「自分には必要なかった」「支援の時間が自分に合わなかった」「支援を知らなかった」「体調の関係」が主な理由であるため、初産婦と同様の改善に加え、支援を受けている時間中に上の子の預かりも可能とする対応の検討も必要である。支援の周知や広報については、現在A市から対象者への情報発信は、母子健康手帳交付時、ホームページ、各種講座の個別案内を行っている。ガイドライン¹⁾では、支援の周知・広報についてリーフレット、広報誌、ホームページ等子育て世代に確実に情報が届くよう、広報手段・方法を工夫すること、センターの利用は全ての妊産婦や乳幼児に開かれた場所であり、特別な支援を必要とする人が対象であるといった誤解を与えないよう、配慮と工夫が必要としている。支援を利用しない理由に「支援を知らなかった」があることから、情報発信の方法や内容の見直し工夫も必要である。市の講座を受講できない人には、出産施設での講座への参加促進や、助産師会等が実施する妊産婦向けのイベントへの参加を紹介するなどの対応も必要である。

個別支援では妊婦訪問のニーズが高かった。A市では現在、社会的・精神的にハイリスク要因のある妊婦に家庭訪問を実施しているが、対象者を限定せず全体への働きかけ、新生児訪問を委託している開業助産師の協力を得て希望者に妊婦訪問ができるよう検討が必要である。

地域の特徴から20歳代前半での出産が多く、10歳代での若年出産も多い傾向にある。若年出産は経済的、社会的、精神的にハイリスク要因をもつことが多い。また、高齢出産は全国割合より低めであるが、特に40歳以上の出産は身体的ハイリスク要因や、高齢での妊娠・

出産に対する緊張感をもち合わせている可能性があることから、集団での妊娠期の支援と合わせて個別支援を組み合わせた支援により、不安の軽減や安心した生活の中で出産・育児できる支援が必要である。3世代同居の世帯が多いが、出産年齢層から考えると親世代も就業中の家庭が多いことも予測される。家族への支援はニーズが半数程度であるが、子育てには家族によるサポートは大切である。また、初産婦、経産婦や家族の状況によりパートナーや祖父母に求める内容が異なることが想定されるため、ニーズの把握とそれに応じた内容の検討が必要である。

佐藤⁸⁾は子育て支援と母子保健についての重要な視点として、まずポピュレーションアプローチの支援である。問題を指摘する場ではなく、どんな親子も受容される場として、利用者目線にたった満足度の高い利用しやすいポピュレーションアプローチが必要である。次に、母子だけでなく家族にも支援を行うというメッセージが必要であると述べている。さらに、妊娠期からの切れ目ない支援として、事業と事業の間隙を減少させるべくサービスを拡大するとともに、支援者との個と個の信頼関係づくりが重要であるという⁹⁾。対象のニーズや妊娠経過、生活背景に合わせて、集団と個別の支援を組み合わせながら支援をしていくことが重要であり、支援の計画、実施にあたっては地域の特性や財政面を踏まえた検討も必要となる。

V 研究の限界

A市の2018年度の出生数総数は238人¹⁰⁾で、有効回答とした100名はその42.0%と約半数である。

本研究は2018年度に出産した母親の42.0%の結果であり、本研究結果をA市全体の結果とするには限界がある。年代別、家族背景によっても支援ニーズが異なる可能性がある。

今後はA市で行う支援事業の実施アンケート等でニーズを質問項目に取り入れるなど、幅広く対象のニーズを把握、分析し、それらに応じた事業内容の見直し、A市の母親の妊娠期のニーズに沿った支援を実施していくことが必要である。

VI 結論

今回の調査で、A市における母親の妊娠期の支援のニーズが明らかになった。妊娠期から切れ目のない支援を展開する際は、対象のニーズと提供する支援に齟齬がないよう検討が必要である。また、地方の小都市であるA市は地域の資源に限りがあるため、近隣の出産施設や開業助産師と連携した妊産婦支援システムの構築が必要である。

付記

本研究はJSPS科研費C18K10521の助成を受けて実施した研究の一部である。本研究の一部は、2019年度第60回日本母性衛生学会において発表した。

謝辞

本研究にご協力くださいましたA市のお母様方に感謝申し上げます。

文献

- 1) 厚生労働省. 子育て世代包括支援センター業務ガイドライン.
< <https://www.mhlw.go.jp/file/06-Seisakujouhou-11900000-Koyoukintoujidoukateikyoku/kosodatesedaigaidorain.pdf> >. 2021年10月1日.
- 2) 「妊産婦メンタルヘルスマニュアル」

～産後ケアへの切れ目のない支援に向けて
～公益社団法人日本産婦人科医会. 平成29年.

< http://www.jaog.or.jp/wp/wp-content/uploads/2017/11/jaogmental_L.pdf >. 2018年9月.

- 3) 玉上麻美. 妊婦の保健指導内容に関するニーズと保健指導内容の検討に関する研究. 大阪市立大学看護学雑誌2016. 3;(12): 1-9.
- 4) 厚生労働省. 令和2年(2020)人口動態統計月報年計(概数)の概況.
< <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/nengai20/dl/h3-4.pdf> >. 2021年11月10日.
- 5) 厚生労働省. 平成29年国民生活基礎調査の概況.
< <https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa17/dl/10.pdf> >. 2021年11月10日.
- 6) 内閣府男女共同参画局 「第1子出産前後の女性の継続就業率」及び出産・育児と女性の就業状況について.
< http://www.cao.go.jp/wlb/government/top/hyouka/k_45/pdf/sl.pdf >. 2021年11月10日.
- 7) 松山由美子, 阿部敬子, 石黒裕美, 大湊葵, 齋藤智子. 妊娠期の母親の地域支援ニーズに関する実態. 新潟看護ケア学会研究学会誌2021; (7): 1-8.
- 8) 佐藤拓代. 健診と検診の考え方、意義. 周産期医学. 2017; 47(6): 713-715.
- 9) 佐藤拓代. 子育て世代包括支援センター動向と母子保健との関わり. 保健師ジャーナル. 2018; 74(6): 468-471.
- 10) 2021阿賀野市データ集.
< <https://www.city.agano.niigata.jp/material/files/group/3/deta2021.pdf> >. 2021年11月10日.

子ども食堂と企業との「協働」を考察する －「協働」関係を持続させるために必要な要素とは－

藤瀬 竜子 李 在億

新潟青陵大学福祉心理学部社会福祉学科

Consider collaboration between “KodomoShokudo” and Corporations: What is needed to maintain a collaborative relationship?

Ryuko Fujise Jaeuk Lee

Department of Social Welfare, Faculty of Social Welfare and Psychology, Niigata Seiryu University

キーワード

子ども食堂、企業、協働、社会貢献

Key words

KodomoShokudo, Corporations, Collaboration

I 研究の背景

1. 子ども食堂とは

「子ども食堂」とは、一般的に「子どもが一人でも安心して来られる無料または定額の食堂」を指す民間主導の取り組みである。2021年12月現在、約6千か所の存在が確認されている¹⁾ (図1)。

法律や制度による活動ではない民間主導の活動が全国に広がり始めた頃、「子どもの貧困」が社会で注目される。2013年には「子供

の貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌2014年には「子どもの貧困対策に関する大綱について」が閣議決定された。こうした動きと相まって、「子ども食堂は貧困対策である」とその目的を貧困対策に限定してとらえられることが多い。

国内に6千か所にも急増した子ども食堂は、どのような目的で設置されているのだろうか。湯浅(2017)は、「目的」と「対象者」の二軸を据え、子ども食堂の類型を図1のように示した。タテ軸は「目的」の軸を示す「地域

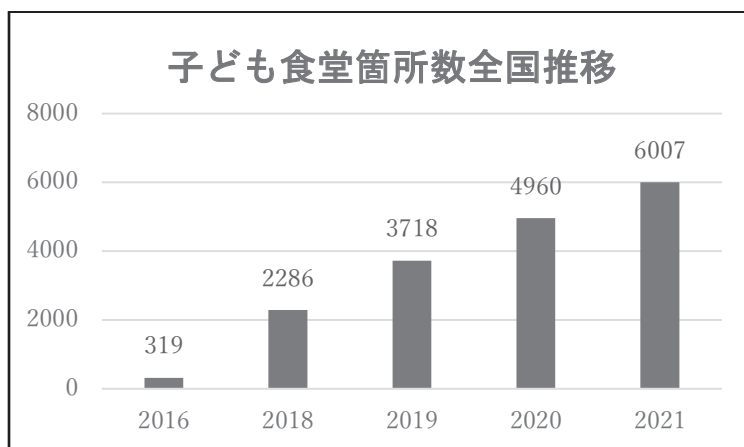


図1 全国子ども食堂箇所数推移

NPO 法人 全国こども食堂支援センター・むすびえ HP のグラフを一部改変

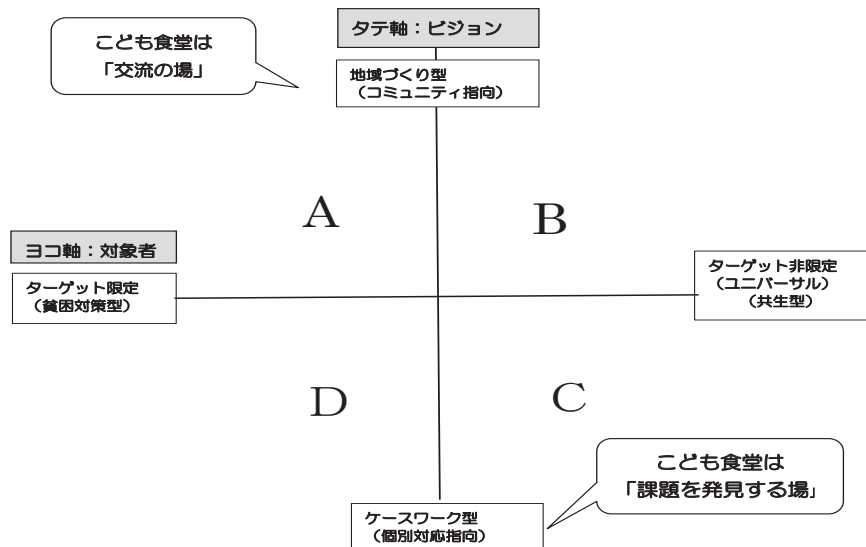


図2：子ども食堂の類型（理念型）
湯浅誠「なんとかする子どもの貧困」P.77 を一部改変

づくり型—ケースワーク型」軸、ヨコ軸は「対象者」を示す「ターゲット限定—ターゲット非限定」軸の二軸による四類型である²⁾(図2)。

この類型を元に子ども食堂の機能を説明するならば、現在開催されている子ども食堂の多くは、対象者を限定しない、地域づくり型の「共生食堂」型であるといわれている。

2. 子ども食堂の運営主体や活動目的

農林水産省が全国274の子ども食堂を調査した「子供食堂向けアンケート調査」³⁾(2018)によれば、子ども食堂の運営主体は「独立した法人等」が80.7%と大多数を占め、社会福祉協議会からの委託が2.9%、自治体直営1.8%、社会福祉協議会直営1.8%、自治体からの委託1.5%であった。「独立した法人」とは任意団体42.5%、NPO法人23.1%、一般人14.9%、一般社団法人3.6%、企業3.2%、宗教法人2.4%、その他5.4%である。

また、だれを対象としているのかについては「生活困窮家庭の子供」を対象としているとの回答は全体の6.6%にすぎず、「子供なら誰でも」が27.7%、「子供以外を含めて誰でも」が58.4%であり、「対象を限定しない」取り組みが多いことがわかる。さらに、それぞれ

の子ども食堂の活動目的は、表1のとおりであり、「とても意識している」と答えた率が高い項目は、順に「多様な子供たちの地域での居場所づくり」(78.3%)、「生活困窮家庭の子供の地域での居場所づくり」(60.8%)、「子育てに住民が関わる地域づくり」(58.8%)、「生活困窮家庭の子どもへの食事支援」(55.5%)である。食事を提供する「食堂」であるが、この調査結果からは、「対象を限定しない」「食事の提供だけが目的ではない」子ども食堂が多いことが明らかとなる。さらに、同調査によれば、共に食事をするもののほか、学習支援、ゲームや遊び、ごみ拾いなどの地域清掃を通して活動目的を果たそうとしている団体があることも示されている。また湯浅(2020)は、「子ども食堂の良さは人をタテにもヨコにも割らないところ」であり、「子どものためだけではなく、子育て中の親、ボランティアの高齢者や引きこもりの若者などにとっての居場所」「子どもの貧困対策、子育て支援、介護予防、虐待予防など多機能を持つ場所になっている」⁴⁾と指摘している。

3. 「そらいろ子ども食堂」の5年間の歩み

「そらいろ子ども食堂」は、2016年10月に

表1 主な活動目的

引用元：農林水産省. 子供食堂向けアンケート調査集計結果一覧 P.20 を改変（表中の数値はパーセンテージを示す）

	生活困窮家庭の子供への食事支援	生活困窮家庭の子供の地域での居場所づくり	多様な子供たちの地域での居場所づくり	高齢者や障害者を含む多様な地域の人の共食の場の提供	子供たちにマナーや食文化、食事や栄養の大切さを伝えること	子育てに住民が関わる地域づくり	学習支援	その他
とても意識している	55.5	60.6	78.8	36.5	37.6	58.8	28.8	25.2
どちらかといえば意識している	28.8	25.9	14.6	32.5	35.8	31.8	38.0	1.8
どちらかといえば意識していない	9.1	8.0	3.6	14.6	18.6	6.2	20.1	1.1
全く意識していない	4.0	3.3	0.7	11.7	5.1	1.1	8.8	0.7
無回答	2.6	2.2	2.3	4.7	2.9	2.2	4.4	71.2
総計	100	100	100	100	100	100	100	100

新潟青陵大学と新潟県立大学の学生有志が立ち上げた子ども食堂であり、「子どもの貧困」「子どものこしょく（孤食、個食、粉食）」「地域のつながりの希薄化」などの地域課題を解決したいという学生たちの思いから始まった活動である。運営主体は大学生であり、各大学の教員4名をアドバイザーとした任意団体である。第一著者、第二著者は立ち上げ時のアドバイザーである。

「子どもの貧困」について小西(2016)は、「子どもが経済的困窮の状態におかれ、発達の諸段階におけるさまざまな機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまう」とし、さらに「お金がないという問題は、経済的な次元を超えてさまざまな不利と結びつきます。基本的な生活基盤である衣食住、いのち・健康を守るための医療、時間的・心理的なゆとり、余暇活動・遊びにおける多様な体験、適切な養育・学習環境等のさまざまな局面において、家族の状況が大きく関係します」と説明している⁵⁾。「そらいろ子ども食堂」は、経済的貧困世帯への食事支援のみでなく、学習機会や他年齢との交流機会、居場所を目的としており、子どもたちの年齢に近い「大学生」という属性を強みとした活動となった。開設当時、大学生が主体で運営する子ども食堂は、全国でもきわ

めて数が少なく、新潟県内では、初の取り組みであった。資金集め、場所探し等人的ネットワークを使いながら、手探りで立ち上げてきたといえる。開催場所を白新コミュニティハウス（新潟市中央区）とし、手作りの食事を提供しみんなで会食するだけでなく、会食後は150m²の多目的ホールを使用し、身体を使った遊び等で楽しく過ごすことを活動の中心としていた。

2020年2月に新型コロナウイルス感染症のために活動停止を余儀なくされるまでの46回の活動において、そらいろ子ども食堂を利用した参加者数は、3,131人に上った。その後、新型コロナウイルス感染症の蔓延により、白新コミュニティハウスでの活動は数か月の間休止となるが、その間に運営委員の学生たちは、子どもたちを元気づけたいと、過去に参加してくれた子どもたちへ手書きの手紙を書いたり、ステイホーム中に手軽に取組める遊びや、簡単なおやつ作りをSNSで発信するなど形を変えた活動を続けた。2020年7月からは、これまでの活動場所であった白新コミュニティハウスを会場に、外部団体の支援を受け月に2回の頻度で食材配布を開始し、毎回50名～60名の参加者の方に配布を行っている。

コロナ禍において会食型を停止し、食材配布の活動形態に切り替えていくにあたって、

表2 「そらいろ子ども食堂」と「協働」した外部団体数とその種別

団体業種	団体数(合計) (%)
飲食	1(1.9)
金融	4(7.5)
通信	2 (3.8)
マスメディア	4 (7.5)
国・自治体(課単位)	7 (13.2)
教育機関・団体	6 (11.3)
その他公益団体	22 (41.5)
学会	1 (1.9)
学生団体	4 (7.5)
その他企業	2 (3.8)
総計	53 (100)

表3 「そらいろ子ども食堂」と外部団体との「協働」の内容

「協働」の内容	回数(合計) (%)
寄付	27 (36.0)
パネリスト (実践報告)	17 (22.7)
助成金・補助金	9 (12.0)
取材	11 (14.7)
視察	2 (2.6)
その他	9 (12.0)
総計	75 (100)

運営主体である学生たちの背中を押したのは、周囲の自治体や企業等の支援である。売り切れて手に入りにくかった非接触型の体温計や消毒剤の物品提供や、配布する食材寄付を通しての支援が何よりの力となったという。子ども食堂と企業との連携に関する先行研究において、廣繁（2019）は、子ども食堂と他機関や団体等の連携・協力は「少ない」（62.4％）が、「多い」（37.6％）を上回っており、十分な連携・協働は図られていない現状を指摘している⁶⁾。

しかし、「そらいろ子ども食堂」は、ありがたいことに外部のさまざまな団体の方々から関心を寄せていただき、開設後5年1か月の間に53の団体から「協働」の申し出を受けた。ここでいう「協働」の内容は、寄付、視察、講演依頼、取材、開催時の出演等のコラボレーションを指す(表2、3)。なぜ「そらい

ろ子ども食堂」は、企業などからの「協働」の申し出が多いのであろうか。

Ⅱ 研究目的

「そらいろ子ども食堂」の実践活動には、外部団体との多くの「協働」が生まれている。その多くが外部団体からの申し出である。本研究では、なぜ外部団体が「協働」の相手として「そらいろ子ども食堂」を選択したのか、その理由を明らかにし、さらにその「協働」関係を持続させるための要素を考察することを目的とする。

Ⅲ 研究方法

1. 調査対象

インタビュー調査対象は、過去5年間のうち「そらいろ子ども食堂」に関わった自治体、公益団体、企業の中から、単発の寄付や姿の见えない支援でなく、継続的に関わっている企業であるA企業の理事長と支店長の2名である。調査は2021年11月に実施した。インタビュアーはいずれも大学教員であり、調査対象者とは子ども食堂に関する実践活動の場で出会った。著者1が支店長（インタビュー時間67分）に、著者2が理事長（インタビュー時間47分）に、個別に半構造化されたインタビューを実施した。主な質問項目は、社会的貢献に関する考え方、社会的貢献に関する意思決定のプロセス、社会的貢献の「メリット」をどうとらえているか、他機関との関係（連携・協力など）、社会的貢献において課題と感じていることである。

2. 分析方法

調査対象者2名のインタビューデータを逐語録に起こした文書形式のデータを分析対象とした。A企業が「協働」の相手として「そらいろ子ども食堂」を選択した理由、及び「協

働」関係を持続させるための要素を明らかにするために、テキストマイニング用のソフトウェアである「KH Coder (Ver.3.0)」を利用した。この分析方法により、抽出語や語の出現数が明らかになるため、恣意的な解釈を回避することができ、客観的に全体像を明らかにすることができる。さらには、共起ネットワーク図作成により、抽出語の組み合わせにどのような関連があるかを可視化でき、さらに、コンコダンス機能により、元の文書形式のデータにおいて、どのように抽出語が用いられているか、その文脈を確認することができるため、分析者の視点を活かしながら客観性が担保できることが期待できる。

3. 倫理的配慮

調査協力者に対して、本研究の趣旨を文書にて説明し、研究参加同意書への署名を得た。説明の際には、インタビューデータは研究目的以外には使用しないこと、研究への参加は任意であること、不参加の場合にも不利益は生じないこと、企業名は公表しない事、いったん起同意したものの、同意撤回書の説明として途中で同意を撤回することも可能であること、について説明を行った。また、インタビューデータは鍵付きのロッカーにて保管することについても説明を行った。

IV 結果

1. インタビュー内容

2名のインタビューデータを分析した結果、総抽出語数3,425、異なり語数876、文が271抽出された。複合語の出現数は、「寄付」(57回)が最も多く、次いで「支店」(40回)、「プロジェクト」(30回)であった。「そらいろ子ども食堂」(19回)と「支援団体(企業)」との関連する要因を把握するため、全体の複合語の中から出現回数上位9語(出現回数15回以上)を表4に示した。

表4 インタビュー内容の主な抽出語と出現回数

抽出語	出現回数
「寄付」	57
「支店」	40
「プロジェクト」	30
「地域」	29
「推進」	20
「学生」	20
「そらいろ子ども食堂」	19
「関係」	19
「人」	17

また、インタビューデータの頻出語とそれぞれの語の関係の強さを、図4のとおり共起ネットワークにより示した。共起ネットワークでは6つの意味のまとまりが見出され「企業内の社会的貢献理念」「企業内の社会的貢献実践」「地域のニーズをていねいに探る」「支店エリアごとのつながり」「協働のすがた」「協働を生む要素」と命名した。さらに上位の3つのキーワードを見出した。

頻出語について、KWICコンコダンスを用いたインタビュー内容を表5に示す。

V 考察

図4の共起ネットワークにおける頻出語と語の関係から、6つの意味のまとまりが見出され「企業内の社会貢献理念」「企業内の社会貢献実践」「地域のニーズをていねいに探る」「支店エリアごとのつながり」「協働のすがた」「協働を生む要素」と命名した。さらに上位の3つの視点「企業内の社会貢献の理念と実践」「地域を大事にする」「協働の持続のために」を見出した。これらは、独立した6つのカテゴリーというよりも、相互に関係しているまとまりである。しかし、そこにある共起のまとまりは、示唆に富むものであることから、この3つの視点を用いて、外部団体が「協働」の相手として「そらいろ子ども食堂」を選択した理由、その「協働」関係を持続させるための要素は何かを考察する(表6)。

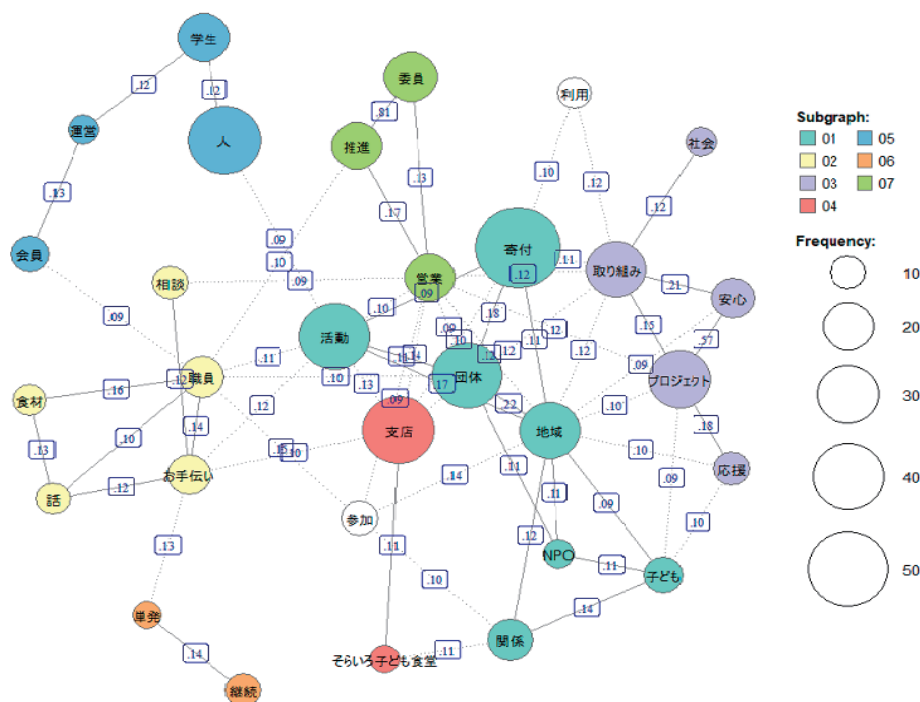


図4 インタビュー内容の共起ネットワーク図

表5 頻出語についてのインタビューデータ

頻出語	インタビューデータ
寄付	「社会のためになる活動をやっている団体、地域で様々な活動をやっている団体にそれぞれの地域で選んでそこに寄付をする」「地域の活性化を応援するという寄付活動への取り組みの中で、ただ金銭的な寄付だけではなくて地域を良くする活動への参画、共同イベントの開催など日常のつながりの中で、行動参加も含めて行っている」「全ての営業店の推進委員会が、それぞれ15万円を上限として選定した団体に寄付をするということで、支店によっては15万円を1つの団体にやるところもあれば、いくつかの団体にわけてする場合もある」「様々な団体へ寄付を行ってきたが、実際に活動に参加することによって、社会問題等について肌で感じることができた」
支店	「A支店の運営委員会（6会員）にて素案を策定し、当店推進委員会（125団体）にて提案内容を諮り意思決定した」「市内の店もいくつかあるのですが『そらいろ子ども食堂』は新潟市内の店の中でA支店が対応をしている」「個人的に支援をやっているということではなくて、支店として行う。だから支店全職員がなんらかの形で活動のお手伝いができる」「A支店は、15万円をこの3団体に寄付し、独自でさらにほかにもう2カ所に寄付している」「A支店は、活動が単発で終わることなく、継続しているところを支援すると支店としては決めた」
プロジェクト	「中期経営計画2020の基本方針の4本柱の一つに非営利協同セクターと連携し、地域活動に積極的に係わっていきますと掲げられており、同じ時期にAプロジェクトを推進している」「Aプロジェクトという取り組み（2020年4月～2022年12月までの3年計画）中で様々な活動を行っている」「Aプロジェクトでは、2年目の2021年度は全職員が地域活動に参加する目標が設定されている」「Aプロジェクトでは、地域コミュニティの活性化を応援します。まさに、ここに『そらいろ子ども食堂』が入っている」

地域	「寄付先の団体名は一度聞いたかなくらいで終わっていたが、せっかく企業として地域の皆さんに役立ててもらいましょうということでやっているのであれば、それなりに寄付先にも関心を持ってもらいたい」「全県でいろんな地域団体と連携し始めている」「地域にある団体との関係を作るだとか、繋がっていくということも大事」「地域活動を通じて、職員が自身の職場を少しでも誇りに感じてもらえれば大きな意義がある」「広報、宣伝が目的ではないが、当方の活動が少しでも地域の皆様から共感いただければ幸いに思う」
推進	「寄付のために取り組み中で作ったお金を地域のために使う。その使い道は、全ての営業店の推進委員会で相談して、それぞれの営業店ごとに決める」「推進委員のメンバーの皆さんと地域活動も行っている」「A支店の推進委員会では、寄付先として「『そらいろ子ども食堂』を決定していることから、活動状況については推進委員会とも情報共有をはかり、次年度以降は活動に参画してもらいたいと考えている」
学生	「支店で職員と相談をして、うちの支店からそう遠くないし、学生の皆さんもそこが困っているということであれば、単発の寄付ということよりは活動でお手伝いしていきましよう決めた」「今年5月に代表二人と当店にて意見交換を行い学生さんお二人とお話した時に、本当に自分たちでやりがいを持って活動しているんだ、あの二人の目の輝きに負けたと感じた」「学生二人とお話をさせて頂いたんですけど、本当にきれいな心で、子ども達のために一生懸命やっているんだなと感銘を受けました」「学生と一緒に活動する、イベントをさせてもらうということになったとしても、あくまでも活動の主体は学生なので、うちはするとすれば学生の皆さんがやる協で少し何かお手伝いをするだけである」「運営上の苦労話や困っていること等もお聞きした。お聞きした困り事は、せっかく食材の寄付情報をいただいても、学生なので大学の授業と重なり平日の日中に食材を取りに行くことが困難であり、加えて重いお米を運ぶ力仕事や運搬に必要な車の手配が大変であるとの話であった」「今年開始したばかりの活動支援であるが、運営する学生さん達とコミュニケーションをとりながら、必要とされる活動を継続的に行っていきたい」
そらいろ子ども食堂	「当時どこに寄付したら良いのかっていうのが分からなくて、新潟県 NPO 協会に相談に行って、『そらいろ子ども食堂』の情報を得た」「『そらいろ子ども食堂』は学生が運営する団体だと話を聞いて、そこはぜひ応援をしたいと思った」

表6 共起ネットワークから見出されたキーワード

キーワード（中分類）	キーワード（小分類）	頻出語
社会貢献の理念と実践	企業内の社会的貢献理念	プロジェクト、取り組み、応援、安心、社会、利用
	社会貢献の実践	寄付、団体、地域、活動、子ども、NPO、関係
「地域」を大事にする思い	地域のニーズを丁寧に探る	営業、推進、委員
	支店エリアごとのつながり	支店、そらいろ子ども食堂、参加
協働のために	協働を生む要素	人、学生、運営、会員
	協働のすがた	職員、お手伝い、食材、相談、話、単発、継続

1. 企業内の社会貢献の理念と実践

インタビュー結果分析を通して、A企業の社会貢献理念や意思決定のしくみが明らかとなった。

企業全体として、「地域の活性化を応援する」という3か年計画の社会貢献プロジェクトに基づいた実践と、より地域に密着した支店ごとの実践があることが示された。

「そらいろ子ども食堂」は、かつてA企業から寄付を受けており、A企業側は、その時点から「関係ができた」との認識を持っている。そして、地域活動の推進のために、単発の寄付を超えた、継続した支援を行いたいという思いから、寄付による支援実績のあるそらいろ子ども食堂の活動支援を探るために学生運営委員と面談や現場視察を行い、継続支援に至ることが明らかとなった。

また、A企業の社会貢献理念である「全職員の地域活動参加」を年度目標として掲げていることも、「協働」の後押しとなったと考えられる。こうした職員による地域活動への直接支援は、職場に誇りを持つことにもつながることが期待されていた。

2. 地域を大事にする思い

A企業は、新潟県内に複数の支店を持つ。企業全体の社会貢献理念を背景に、企業全体での活動とともに、支店ごとの社会貢献活動を展開している。支店には決められた営業エリアがあるが、A企業には、営業エリアの「地域住民の暮らし」を大切にするという視点があると考えられる。この視点は、「そらいろ子ども食堂」の運営委員である学生が持つ思いと重なるものである。調査対象者は、「そらいろ子ども食堂」の代表者（学生）との面談を通じて、「子どもたちのためにという思い」や「活動にやりがいを感じている」様子に感銘を受け、そらいろ子ども食堂との協働を決めたと言っている。両者に共通する「子どもを含む地域住民の暮らし」への思いが、「協働」

の原動力といえるのではないだろうか。

3. 協働の持続のために～「協働」を生む要素と「協働のすがた」

A企業の場合、社会貢献のための「寄付先」を選ぶ過程において、地域をよく知る人や組織を通じて地域のニーズや実践活動をていねいにリサーチする姿勢があることが明らかとなった。非営利団体の活動をよく知る団体からの情報や、地域においては、地元会員である推進委員からの情報聴取など、地域の生活者としての視点も交えて、寄付先を検討、選定していることが明らかとなった。つまりは、地域のニーズは地域の生活者が一番よく知っているからという、地域住民や他団体を尊重する姿勢があることが示された。

「そらいろ子ども食堂」を選択するプロセスも同様である。「企業と単発の寄付先」という関係から「協働」関係に発展していくプロセスにおいても、「そらいろ子ども食堂」がどのような活動支援を求めているのかを聞き取る場を設定している。このことは、企業自らが「企業と活動団体ニーズのマッチング」を行ったといえよう。「そらいろ子ども食堂」がどのような支援を求めているのかを把握し、A企業の社会貢献活動のプランとすり合わせることで、真に必要な支援の提供が完成し、そこに「協働」が生まれたと考えられる。このプロセスは、まさに「生きた支援」を生み出す有効な手段であり、今後、子ども食堂が企業との「協働」関係を広げていく場合のモデルなるであろう。

また、「協働」を持続する要素として、その「協働のすがた」が象徴的である。それは、活動の主体はあくまでも活動団体（本事例ではそらいろ子ども食堂）であり、企業側は「お手伝い」とあるという活動の位置づけである。団体の主体性を尊重し、団体のニーズに合わせた支援を行うことが協働が持続する要素であることが本研究から考察できる。

VI 結論

A企業が「協働」の相手として「そらいろ子ども食堂」を選択したことは、企業側の見通しを持った社会貢献「プロジェクト」の存在、単発の寄付に終わらない活動を目指していること、さらに「プロジェクト」の理念である「地域住民の暮らしの向上」をそらいろ子ども食堂の活動の中に見出したことにあることが明らかとなった。

その「協働」関係を持続させるための要素として、A企業には、「生きた支援」につながる手段を持ち得ていることが明らかとなった。それは、地域のニーズをていねいに探り、自ら支援団体とのマッチングを行うプロセスである。さらには、企業の社会貢献理念を背景とした支店ごとの「地域」を大事にする思い、支援団体の主体性の尊重、社会貢献活動を行う支店内の体制づくりが「協働」を持続させることを促進していると推察された。

文献

- 1) むすびえ. こども食堂全国箇所数調査 2021 結果（速報値）のポイント. 〈<https://musubie.org/news/4560/>〉. 2022年1月17日
- 2) 湯浅誠. 「なんとかする」子どもの貧困. 77. 東京都 株式会社KADOKAWA; 2017.
- 3) 農林水産省. 子供食堂向けアンケート調査集計結果一覧. 2018. 〈<https://www.maff.go.jp/j/syokuiku/attach/pdf/kodomosyokudo-40.pdf>〉. 2021年12月6日
- 4) 湯浅誠. 子ども食堂、その先にある誰もとこぼさない社会づくりへの挑戦. 厚生労働. 2020;10:36-37
- 5) 小西佑馬. 子どもの貧困の定義とイメージ図の試み. 「なくそう！子どもの貧困」全国ネットワーク編「子どもの貧困ハンドブック」12. 京都: かもがわ出版; 2016
- 6) 廣繁理美, 高増雅子. こども食堂の継続的な運営に関する検討—現状と課題を踏まえて—. 日本食育学会誌. 2019; 第13巻第4号: 297-310

新潟青陵学会2021年度臨時総会（書面開催）議事録

例年11月の学術集会開催にあわせて本臨時総会を開催してきた。しかし、コロナ禍のために学術集会が次年度に延期となり、臨時総会は書面での開催となった。

【議事】

- ・ 第一号議案 2020年度収支決算

【配布資料】

- ・ 2020年度臨時総会議事次第
- ・ 第一号議案 2020年度 監事監査報告書
- ・ 第一号議案 2020年度 新潟青陵学会収支決算書

＜審議内容の説明＞

例年は秋の学術集会開催時に臨時総会を開催し、前年度予算等の承認をはかってきたが、今年度は予算承認を書面で行なった。会員に議事及び配布資料を送付し、書面で2020年度決算の承認をはかりたい。

上記について、学内会員には電子メールにて、また学外会員には郵送にて2021年11月5日を期限として意見をもとめたが、特に異論はなく2020年度決算は承認された。

以上

新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程

(発行の目的)

第1条 新潟青陵学会会員がそれぞれの専門分野において学術的にさらに発展する基盤を獲得できるよう、「新潟青陵学会会則」第2条(目的)に則り、会員相互の指導・支援により会員が執筆する論文等を掲載発表することを目的として「新潟青陵学会誌」を発刊する。

(発行の体裁)

第2条 発行各号の体裁はA4版とし、本文の体裁は10ポイント活字横2段組みとする。

(掲載制限)

第3条 同一の号における掲載は、1人1編を原則とする。ただし、各号の全体の頁数が過大となる場合は、執筆者の承諾を得て2つ以上の号に分割掲載することがある。

(原稿の種類および内容)

2 他誌に発表された原稿(投稿中および印刷中も含む)の投稿は認めない。

第4条 原稿の種類は、総説、原著、研究報告および資料とし、それぞれの内容は、次の各号のとおりとする。

- 一、総説 特定のテーマについて、総合的に学問的状况を概説したり考察したりしたもの
- 二、原著 独創的な知見が論理的に導かれている学術論文
- 三、研究報告 研究結果の意義が大きく、当該研究分野の進展に寄与すると認められるもの(実践報告、事例報告、または、調査報告等を含む)

四、資料 前各号のいずれにも該当しないものの、資料的価値があると認められるもの

2 新潟青陵学会誌編集委員会(以下「編集委員会」という。)は、前項に規定する原稿とは別に、新潟青陵学会の事業に関する記事を掲載したり、会員に記事の投稿を求めたりすることができる。

(投稿手続)

第5条 原稿は、次の各号により構成する。

- 一、和文要旨(資料をのぞく)・キーワード
- 二、英文要旨(資料をのぞく)・キーワード
- 三、本文(タイトル、文献、注、付記を含む)
- 四、図、表および写真

2 前項第二号に規定する英文要旨は、英語を母国語とする者、またはそれに準ずる語学力を有する者による校閲を受けるものとする。校閲に係る手続き等は、投稿者において行う。

3 研究等の実施にあたりいずれかの倫理審査委員会で審査を受けたかどうかを、カバーシートに記載し、該当する場合は承認を得た倫理審査委員会名および承認番号を記載する。倫理的配慮は本文の「方法」の項に記載する。

4 投稿者は、編集委員会において定める提出期限までに、次の各号の書類等を編集委員会において定める提出先に電磁的方法により提出する。

- 一、カバーシート(様式1) 1部
- 二、原稿 1部
- 三、投稿論文チェックリスト(様式2) 1部
- 四、誓約書および著作権譲渡同意書(様式3) 1部

5 前項第二号に規定する原稿には、投稿者の氏名を記載しない。

6 第4条第2項に規定する記事は、前号までの規程によらず、編集委員会において別に定めるところによるものとする。

(編集手続)

第6条 編集委員会における編集手続は、次の各号のとおりとする。

一、前条第2項の投稿手続を経た原稿は、学会事務局の定めた提出先に提出された日をもって提出日とする。ただし、提出期限を過ぎて到着した原稿は、いかなる理由があっても認めない。

二、編集委員長は、期限までに提出された原稿が本規定の第7条第3項および4項を遵守しているかどうか確認し、遵守されている原稿を受け付け、遵守されていない原稿については再提出を指示する。

三、編集委員会は、受け付けた原稿を審査に付し査読を査読者2名によるダブル・ブラインド制で行い、その採否を決定し、正式に受理する。

四、編集委員会は、受理した原稿の投稿者に対して原稿の修正および種類の変更を求めることができる。

五、原稿の受理通知を受けた投稿者は、編集委員会に対して、本文等の電磁的データを遅滞なく提出しなければならない。

六、原稿の掲載順等の編集に関する事項は、編集委員会が決定する。

(原稿の執筆)

第7条 原稿の執筆は、次の各号の要領によるものとする。

一、原稿は、和文または英文により、ワードプロセッサを用いて作成する。

二、原稿(図、表および写真を除く。)の形式は、すべてA4版の用紙に、10ポイント横書きで印字するものとする。

三、一行の文字数は40字、一頁の行数は36行に設定して適切な行間を空けるものとする。文献・注・付記の書式もこれに準ずる。

四、原稿の本文、図、表および写真を合計したA4版用紙の枚数は、13枚以内とする。

五、原稿中の図、表および写真は、4分の1未満にあっては360字、4分の1以上2分の1未満にあっては720字、2分の1以上1頁未満にあっては1440字で換算するものとする。

六、見出番号の表記は、原則として次の様式に従う(全角英数字。「」は全角スペースを、「□」は文字を示す)。

I □□□□□ (章)

(1行アキ)

1. □□□□□ (節)

1) □□□□□ (項)

(1) □□□□□

① □□□□□

七、図、表および写真には、図1、表1、写真1のように通し番号をつけ、本文とは別に一括し、本文右欄外に、それぞれ挿入希望位置を朱書きで指定するものとする。なお、図および写真については、天地の別を明示することが望ましい。文字の修正・矢印の焼き込み等については、別に実費を徴収するものとする。

八、図および写真は、直接に製版可能な明瞭かつ鮮明なもの(電磁的データによるものが望ま

しい。)とし、モノクロ製版を原則とする。カラー製版を希望する場合は、モノクロ製版とした場合の差額分は投稿者の負担とする。

九、文献の記載は、原則「バンクーバー方式」に準じ、本文中に文献が引用された順に番号をつけ、その順に引用文献を記載する。本文中に2ヶ所以上で同じ文献を引用した場合は、最初につけた番号をそのまま後に引用した所につける。

- ① 文献の記載は、著者が6人までは全員、7人以上の場合は6人までを挙げ、7人以降は『、他』とする。英文の場合は、『, et al』とする。記載方法は以下の例に従う。
- ② 文献の番号は、本文中の必要箇所右肩に¹⁾, ¹⁻⁵⁾, ^{1,3-5)}のように、片括弧を付した算用数字を記入する。
- ③ 雑誌名に略語を用いてよい。その場合はすべての雑誌名に略語を使用する。
- ④ 文献の表記は、原則として次の様式に従う。

雑誌論文 著者名. 論文名. 雑誌名. 西暦年; 巻(号): 頁-頁.

- 1) 緒方泰子, 永野みどり, 福田敬, 橋本廸生. 病棟に勤務する看護職の就業継続意向と看護実践環境との関連. 日本公衆衛生雑誌. 2011; 58(6): 409-419.
- 2) Gottfried H, O'Reilly J, Nikolova M, Ghodsee K, Hobson B, Orloff AS, et al. Reregulating breadwinner models in socially conservative welfare systems: comparing Germany and Japan. Social Politics. 2002; 9(1): 29-59.

単行書 著者名. 書名. 編者名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

- 3) 秋山智久. 社会福祉専門職の研究. 103. 京都: ミネルヴァ書房; 2007.
- 4) Sen AK. Collective choice and social welfare. 201. Amsterdam: Elsevier; 2002.

訳書 原著者名. 訳者名. 書名. 頁. 発行所所在地: 発行所名; 西暦年.

- 5) Oleckno WA. 柳川洋, 萱場一生. しっかり学ぶ基礎からの疫学: basic learning and training. 135. 東京: 南山堂; 2004.

ウェブページ 著者名. ページ名. <URL>. 閲覧西暦年月日.

- 6) 厚生労働省. 平成24年度 特定健康診査・特定保健指導の実施状況.
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shakaihosho/iryouseido01/info03_h24.html>.
2014年8月31日.

十、注の記載は、本雑誌が複数の異なる学術分野を扱うため、執筆者が属する学術分野が主導する論文形式に則り、選択できるものとする。注の記載を選択した場合は、本文の最後（文献がある場合はその後）に引用順に一括する。

- ① 注の番号は、本文中の必要箇所右肩に注1), 注2)のように、片括弧を付し注を付けた算用数字を記入する。
- ② 注の記載内容および記載形式は、執筆者の属する学術分野が主導する論文形式に則る。

十一、付記の取扱いは、次の例による。

- ① 原稿の終わりに謝辞等の項を設けることができる。
- ② 当該研究が研究助成、試料提供、便宜供与などの経済的支援を得て行われた場合は、謝辞等にその旨を記載する。

十二、本誌ではダブル・ブラインド制による査読を採用するため、原稿には著者名・所属が同定されるような情報が含まれないようにする。

- ① 本文や参考文献の中で、著者が特定される箇所は伏せ字にするなどして、著者が推測され

にくいように配慮する。

② 謝辞や研究資金助成等の記載で著者が特定できる可能性がある場合は、投稿時点では行わず、採択後の完成原稿に記す。

③ 上記の配慮は著者の責任において行う。

十三、カバーシートには、次の内容を記載する。

① 論文の表題（和文および英文）

② 欄外見出し（和文および英文）

③ 著者名（和文およびローマ字）

④ 所属機関名

⑤ キーワード（和文および英文で5語以内）

⑥ 図、表および写真それぞれの枚数

⑦ 希望する原稿の種類

⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）

⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス

⑩ 英文校閲を証明するサイン

⑪ 倫理審査の必要性の有無

十四、要旨は、和文については400字程度、英文については200ワード程度で作成するものとする。

なお、原稿作成の際、本文の最後に字数およびワード数を明記する（例（396字）、（190 words））。

（著者校正）

第8条 審査および査読後の最終原稿提出後の著者校正は、誤字及び脱字等の修正以外の加筆及び修正は認めないものとする。

（抜刷等）

第9条 掲載論文等1編につき抜刷50部を配付する。ただし、50部を超える分については執筆者がその費用を負担しなければならない。カラー製版等の特別な技術を必要とする場合も同様とする。

（著作権等）

第10条 本学会誌に掲載された論文等（以下「論文等」という。）の著作権は、新潟青陵学会に帰属する。

2 前項の著作権とは以下を指す。

一、コピーを作ることに関する権利として、「複製権」

二、コピーを使わずに公衆に伝えることに関する権利として、「上演権・演奏権」、「上映権」、「公衆送信権」、「公の伝達権」、「口述権」、「展示権」

三、コピーを使って公衆に伝えることに関する権利として、「譲渡権」、「貸与権」、「頒布権」

四、二次的著作物の創作・利用に関する権利としての「二次的著作物の創作権」、「二次的著作物の利用権」は含まない。

（規程の改正）

第11条 この規程の改正は、学会役員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年7月6日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成22年12月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年7月27日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年9月28日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年2月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年2月13日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年9月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年2月19日から施行する。

附 則

この規程は、2019年11月3日から施行する。

附 則

この規程は、2021年2月8日から施行する。

(様式1)

新潟青陵学会誌(Journal of Niigata Seiryō Academic Society)投稿論文カバーシート

論文番号(事務局にて記載)		原稿受付月日(事務局にて記載)	20 年 月 日
論文の表題			
Title			
欄外見出し			
Running Title			
著者名 1. 2. 3.	所属機関名 (大学の場合は学部学科まで記載してください) 1. 2. 3.		
Authors 1. 2. 3.	Affiliation 1. 2. 3.		
キーワード (5語以内)			
Keywords			
原稿(本文)	■枚数() ■図の数() ■表の数() ■写真の数()		
原稿の種類	■総説() ■原著() ■研究報告() ■資料()		
抜刷希望数	()部 ※無料分50部を除く。		
連絡者 ※第一執筆 者が望まし い	(氏名) (住所)〒 (電話番号) (電子メール)		
英文校閲 ¹⁾ Revision of English	サイン(sign) ※校閲者による自署のこと。校閲を証明する書類の添付にかえることも可。		
倫理審査	☐ 審査済み	倫理審査委員会名 承認番号	☐ 審査なし

1) 本文が日本語の論文は、校閲対象をTitle, Running Title, keywordsおよびAbstractとする。

(様式2)

投稿論文等チェックリスト

* 投稿する前に原稿を点検確認し、原稿に添付して提出してください。下記の項目に従っていない場合は、投稿を受け付けないことがあります。

- ☐ 1. 原稿の内容は、他の出版物にすでに発表、あるいは投稿されていない。
- ☐ 2. 希望する原稿の種類と原稿枚数の規定を確認している。
- ☐ 3. 原稿は、A4判用紙に横書きで、1行40字、1ページ36行で印字している。
- ☐ 4. 原稿枚数は、本文、注記および図表等を含めて、投稿規程の制限範囲内である。
- ☐ 5. 図、表および写真は、1枚に1点を印刷し、それぞれ通し番号を付けている。
- ☐ 6. 見出番号の表記は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- ☐ 7. 本文原稿右欄外に、図、表および写真の挿入希望位置を朱書きしている。
- ☐ 8. 文献の情報は、原典と相違ない。
- ☐ 9. 文献の記載は、投稿および編集に関する規程に準じている。
- ☐ 10. 和文要旨400字程度、英文要旨200ワード程度（希望する原稿の種類が「資料」の場合を除く）をつけている。
- ☐ 11. 英文要旨と和文要旨の内容は、一致している。
- ☐ 12. カバーシートに、次の項目を記載している。
 - ① 論文の表題（和文および英文）
 - ② 欄外見出し（和文および英文）
 - ③ 著者名（和文およびローマ字）
 - ④ 所属機関名
 - ⑤ キーワード（日本語および英文でそれぞれ5語以内）
 - ⑥ 図、表および写真それぞれの枚数
 - ⑦ 希望する原稿の種類
 - ⑧ 実費負担による抜刷希望部数（無料分50部を除く）
 - ⑨ 連絡者（第一執筆者であることが望ましい。）の氏名、住所、電話番号および電子メールアドレス
- ☐ 13. 次の書類等が、揃っている。
 - ① 原稿：1部
 - ② カバーシート：1部
 - ③ 投稿論文チェックリスト：1部
 - ④ 誓約書および著作権譲渡同意書：1部

以 上

私は、新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程に基づき、上記項目を確認しました。

平成 年 月 日（第一執筆者氏名）

(様式3)

新潟青陵学会
会長 木村 哲夫 様

年 月 日

【誓 約 書】

投稿論文は、その内容を他誌に掲載・投稿していないことを誓約致します。

【著作権譲渡同意書】

私は論文等を新潟青陵学会に提出するに際し、「新潟青陵学会誌投稿および編集に関する規程第10条 著作権等」に同意の上、その論文等にかかる著作権を本会に譲渡することに同意します。

また譲渡後、当該論文等が電子データベース「新潟青陵大学・新潟青陵大学短期大学部機関リポジトリ」に登録され、インターネットにより配信されることにも併せて同意します。

論 文 名 :

論文種類 : [総説 原著 研究報告 資料 その他]

著 者 著者全員、署名・捺印のこと

*但し、自書の場合は捺印不要

1. (筆頭者)	印	6.	印
2.	印	7.	印
3.	印	8.	印
4.	印	9.	印
5.	印	10.	印

筆頭者氏名 :

住所 :

所属施設

*用紙が不足する場合はコピーして使用してください。

CONTENTS

Original Articles

The role of governmental normal schools in the establishment of regional education systems : Based on an analysis of the academic and career paths of graduates of Niigata Governmental Normal School

Mituru Ito…… (1)

Reports

Effect of Introduction of a comprehensive model in Individual Education Program on changes in play of child with ASD

Yuki Saito Taku Kobayashi…… (13)

Understanding and Supporting Those with “Hikikomori” and Their Families: Results of a Survey in Tsunan Town, Niigata Prefecture

Jaeuk Lee Kaoru Ozawa Masako Saito

Atsuko Nakahara Yuji Teraguchi…… (23)

A Study on the Ideal Way of Training that Contributes to Improving the Leadership of Social worker Training Instructors : Through content analysis by research literature review and text mining

Shino Kokubo…… (35)

The Reality of Occupational Health Activities Involving Occupational Health Nurses during the COVID-19 Pandemic at Workplaces in Prefecture A

Michiko Watanabe Naoko Oneyama Chieko Kosaka

Fukiko Genji Miwa Suzuki…… (46)

Current status and issues of support provided by *yogo* teachers for children with attachment problems

Mio Ishida Kazuko Tsukahara…… (55)

Documents

Mothers' pregnancy support needs in small rural city

Masako Kobayashi Kayoko Ikeda Sayaka Kojima

Mina Kawasaki Eriko Omi Asako Yoshikawa…… (68)

Consider collaboration between “KodomoShokudo” and Corporations : What is needed to maintain a collaborative relationship?

Ryuko Fujise Jaeuk Lee…… (77)

2021年度 新潟青陵学会役員

会 長 木村 哲夫
会長代行 渡邊 典子
理 事 総務担当：平川 毅彦、佐藤 富貴子、菅原 陽心
広報・研究報告会担当：碓井 真史、佐々木 祐子
学会誌編集担当：真壁 あさみ、石田 道雄、内藤 守
監 事 真壁 伍郎、栗林 克礼
事 務 池宮 真由美、武藤 奈保

2021年度の査読には、下記の諸先生にご協力いただきました。厚く御礼申し上げます。
(五十音順・敬称略)

伊豆 麻子	石田 道雄	伊藤 真理子	海老田 大五朗	小林 大介
齋藤 恵美	里見 佳香	内藤 守	中平 浩人	中村 恵子
本間 恵美子	本間 優子	平川 毅彦	真壁 あさみ	三浦 修
森 扶由彦				

編集後記

皆様に新潟青陵学会誌第15巻第1号をお届けいたします。本号には、8編（原著論文1編、研究報告5編、資料2編）の投稿があり、すべて採択とさせていただきます。看護、福祉、教育などさまざまな領域からお寄せいただき、本号はバラエティに富み充実した内容となりました。新型コロナウイルス感染拡大の状況の中、ご投稿頂きました研究者の皆様、また丁寧に査読をしてくださりました皆様には心より感謝申し上げます。

昨年の秋から冬にかけては、新型コロナウイルスの感染状況は終息するのではと一時期期待を寄せましたが、感染状況の再拡大によりはかない夢となりました。活動・行動の縮小を余儀なくされていた中、2月に北京オリンピックが開催され、日本人選手の活躍で、束の間の心の休息を得ることができたように思います。新潟県

村上市出身の平野歩夢選手がスノーボードの男子ハーフパイプで大活躍、最高難度の「トリプルコーク1440」を決め、金メダルを獲得しました。青空の中、宙に舞って・舞って・舞う演技に、ただただ驚かされるばかりでした。

一方、心にモヤモヤが残ってしまうような出来事もあり、残念でなりません。いろいろな思いを抱いたオリンピックも終わり、感染状況の続くこれまでの生活に戻りつつあることを実感しているところです。

春の足音も少しずつ大きく聞こえてくるようになりましたが、気持ちは晴れないままです。以前感じたような春の日の喜びを再び感じられるような日常が一刻も早く戻ってくることを祈って、日々過ごしていこうと思っています。

内藤 守

新潟青陵学会誌 第15巻第1号

2022年3月7日 印刷
2022年3月15日 発行（非売品）

発行者 〒951-8121 新潟青陵学会（会長 木村 哲夫）
新潟県新潟市中央区水道町1-5939
TEL 025 (266) 0127
FAX 025 (267) 0053
<http://www.n-seiryu.ac.jp/gakkai/>
印刷所 〒950-0134 新潟県新潟市江南区曙町3丁目14-20
野崎印刷株式会社
TEL 025 (382) 7115
FAX 025 (382) 7118
E-mail info@nozaki-print.com

ISSN 1883-759X

Vol.15, No.1
March 2022

JOURNAL OF
NIIGATA SEIRYO
ACADEMIC SOCIETY

NIIGATA SEIRYO ACADEMIC SOCIETY